

長野市障害者基本計画

【平成23年度～平成32年度】

「笑顔と元気がいっぱい！ 幸せながのプラン」

案



H22アートフェスタ出展作品 「家族」

平成23年2月

長野市



【表紙】

作者 / 寺島 圭史 (てらしま けいじ)

(生活介護・自立訓練施設利用者)

題名 「家族」

寺島さんは、施設の絵画教室に通い始めて2年目になります。人物画が得意で、包装紙のデザインをしたり、1998年長野冬季五輪開会式では雪ん子役に選ばれました。

大切な家族を描いた作品です。色鮮やかな色使いが家族の暖かさを感じさせます。

はじめに

目次

第1編 総論.....	1
第1章 計画策定に当たって	2
第2章 計画の概要	5
計画の体系	10
第2編 障害者の状況.....	11
第1章 人口構造.....	12
第2章 長野市の障害者の状況	13
第3編 各論.....	19
第1章 権利・理解の促進 ~ともに生きる心を育むために~	21
第1節 障害のある人の権利を守る	22
第2節 障害を理解する	25
第2章 相談・福祉サービスの充実 ~地域で自立するために~	29
第1節 相談支援体制の促進.....	30
1 障害者ケアマネジメントの充実.....	30
2 身近に相談できる体制作り	32
第2節 福祉サービスの充実.....	36
1 福祉サービスの質の向上	36
2 福祉施設の充実	37
第3章 くらしの充実 ~安心して生活するために~	43
第1節 生活基盤の整備	44
1 住まいの充実.....	44
2 健康づくりの充実	46
3 所得の保障.....	48
4 生活の移動手段の確保	51
第2節 社会参加のために	53
1 余暇活動の充実	53

第4章 教育・育成の充実	～生きる力を育てるために～	55
第1節 母子保健事業・早期療育体制の充実		56
1 充実		56
2 連携		59
第2節 福祉サービスの充実		61
1 充実		61
2 連携（情報交換及び提供）		63
第3節 教育的支援の充実		65
第5章 就労・日中活動の充実	～積極的に活動するために～	69
第1節 雇用機会の拡大に向けて		70
1 相談から就労への支援		70
2 企業へのアプローチ		72
第2節 日中活動の充実		76
1 日中活動		76
第3節 障害者の工賃アップ		79
第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり	～安心して活動できるために～	81
第1節 ユニバーサルデザインの推進		82
1 ユニバーサルデザインを実現する公共施設の計画		82
2 防犯・防災・災害		87
第2節 障害者の地域生活の推進		90
第3節 コミュニケーション支援の充実		92
付 属 資 料		95
1 援護対策・障害者福祉サービスの利用状況		96
2 障害者に関するマークについて		100

第1編 總論

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景

「障害者施策」は、乳幼児から高齢者に至るまで幅広い年齢層を対象とし、しかもそれぞれの障害の内容や置かれた状況も多様であるため、障害者施策に対するニーズも多様化しています。

また、障害者やその家族の意識は、確実に変わってきており、「より自分らしく生きたい」といった意識が高まり、特に生活の質（QOL）の向上に強い関心が寄せられています。同時に障害者の高齢化や障害の重度化・重複化の傾向が進むとともに、介護者の高齢化も顕著となり、親亡き後の生活不安も強くあります。このような社会の状況を踏まえ……

国では……平成15年に「支援費制度」が施行

⇒個人の尊厳を尊重し、自分らしい自立した生活を送ることができるよう社会で支えあう新たな枠組みを構築

……平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行

⇒「身体・知的・精神3つの障害福祉サービスの一元化」「地域福祉を実現」「費用を皆で負担し、支えあう仕組みの強化」

2 計画策定の趣旨

本市では、少子・高齢社会、情報化社会の進展、介護保険制度の開始等、障害を取り巻く社会環境が大きく変わるものの中で、障害者施策を長期的展望に立って総合的かつ計画的に進めていくことが求められ、平成13年度から平成22年度までの「第三次長野市障害者行動計画」を策定し、障害者の諸施策を総合的、計画的に進めてきました。この間、支援費制度の導入、障害者基本法の改正、発達障害者支援法、障害者自立支援法及びバリアフリー新法の施行、国連での障害者権利条約の採択や障害者の地域生活への移行促進など、障害者や障害者福祉を取り巻く状況は、ますます大きな変革を遂げています。そのため、このような変化に的確に対応して障害者施策を推進するため、長野市障害福祉推進のためのアンケート調査を実施するとともに、計画策定部会、庁内策定会議、各障害者団体、障害者施設等へのヒアリング調査を行い、様々な立場の市民の皆さんからの意見を参考にして、本計画を策定するものです。

3 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障害者計画」として長野市における障害者施策の基本的な計画となるものです。

また計画は、国の「障害者基本計画」や「重点施策実施5カ年計画」、長野県の「障害者プラン後期計画」等の内容を十分に踏まえながら「第四次長野市総合計画」の具体的な部門別計画として位置付け「長野市地域福祉計画」をはじめ各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定するものです。

なお、障害福祉サービス及び地域支援事業のサービス見込み量、並びに円滑な実施（新体系への移行）については、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として平成20年度に策定した「第二期長野市障害福祉計画」において明らかにしています。

障害者施策をめぐる3つの新たな動き

■ ①障害者自立支援法の施行 ■

障害者自立支援法は平成18年4月1日から施行され、10月1日から法律に基づく具体的なサービスの提供が実施されることになりました。

この法律では、

- ① これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の下で市町村が一元的に提供する仕組みとなること
 - ② 障害者が持てる能力を発揮し「働ける社会」を目指すこと
 - ③ 全国どこにいても公平なサービス利用のための手続きや基準を透明化、明確化すること
 - ④ 増大する福祉サービス利用等の費用を皆で負担し、支え合う仕組みを強化すること
- などがポイントとしてあげられています。

■ ②発達障害者支援法の施行 ■

発達障害は、症状の発現後、できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることを目的に、平成17年4月より発達障害者支援法が施行されました。

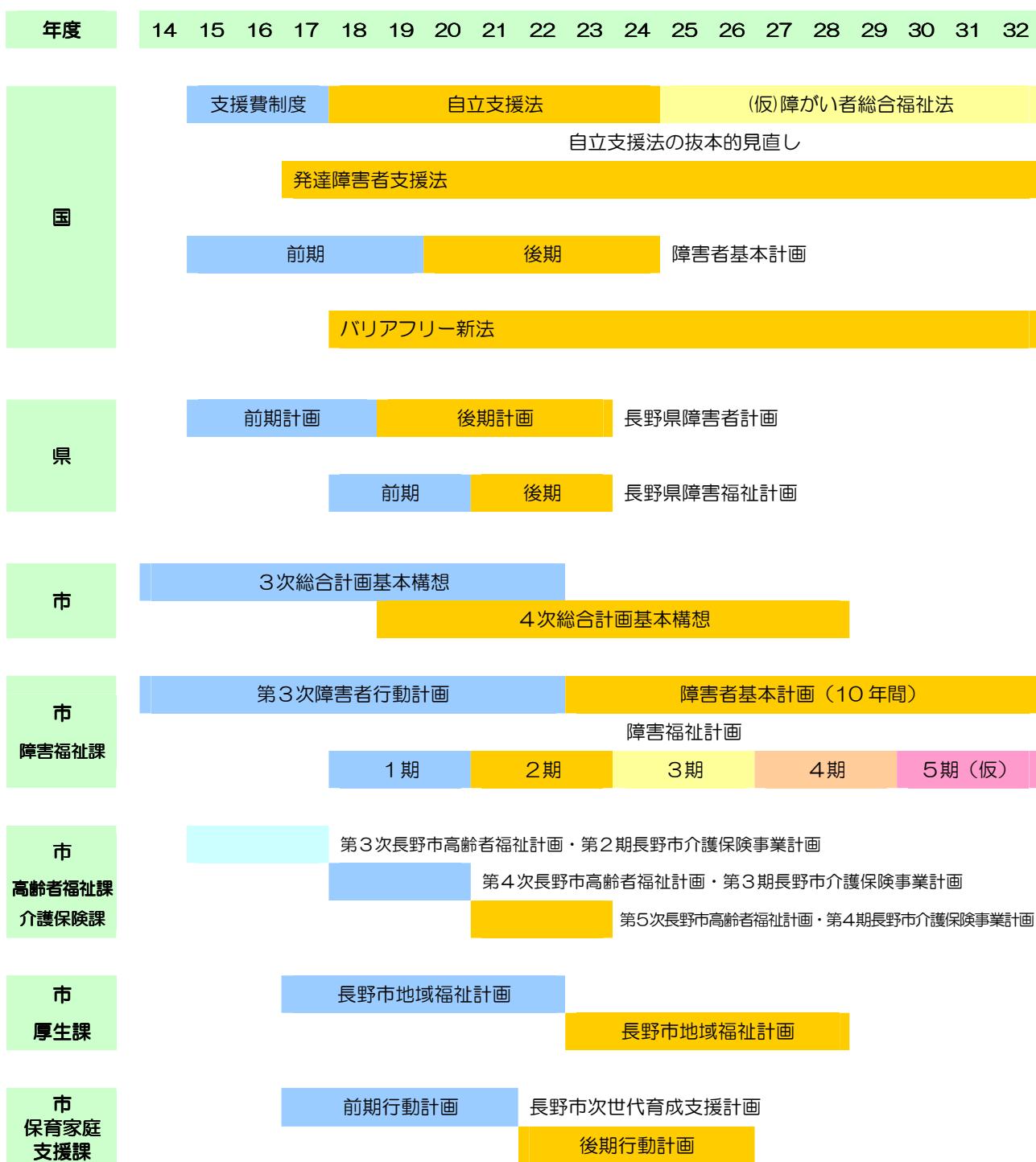
■ ③バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行) ■

「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)が廃止され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」として一本化され、平成18年12月20日から施行されています。

障害者をめぐる動き（年表）

国内の動向（国・県・市）

障害者福祉関連計画の動き



第2章 計画の概要

1 基本理念

ひとりひとりの個性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、誰もが安心し笑顔で輝きながら、元気に暮らしていけるまちづくりを目指す。

2 計画の期間

平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

なお、平成27年度には中間の見直しを行う予定です。

3 基本的視点

計画の基本理念を実現するために、次のような基本的な視点に立ち、施策の充実を図ります。

基本的視点 1

ひとりひとりの尊重

地域生活においては、「障害者」という区分は存在せず、その人の置かれている状況や要望に応じて、必要とされているサービスは様々です。必要とする人にできる限り適切な支援が届くよう、ひとりひとりの状況やその家族の状況の的確な把握に基づいた施策展開を図ります。

基本的視点 2

地域生活移行の推進

自立支援法に基づく障害福祉サービス、地域生活支援事業の充実した展開を図るとともに、保健・医療や教育等とも連携した各種施策を推進し、地域生活移行の促進に努めます。

基本的視点 3

地域で支えあう福祉の推進

地域における福祉の推進には、当事者や事業者、行政のみならず、ボランティア等、様々な団体や組織、そして市民の参画が不可欠です。地域で活動する様々な団体や組織、ひとりひとりの住民と協働した施策展開に取り組みます。

4 基本目標

すべての人が自分らしく暮らしていけるまちづくりを目指して、次の六つを基本目標とします。

① 権利・理解の促進～ともに生きる心を育むために～

すべての人が住みよい社会にするために、障害者理解の促進、障害者の権利擁護の推進及び成年後見制度の利用促進を図ります。

② 相談・福祉サービスの充実～地域で自立するために～

障害者に対する相談支援体制の強化及び充実、障害福祉サービスの充実を図ります。

③ くらしの充実～安心して生活するために～

障害者が安心して暮らしていける生活基盤の整備と生活の質が向上する社会参加の促進を図ります。

④ 教育・育成の充実～生きる力を育てるために～

ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築、早期発見、早期療養による障害の軽減、教育的支援の充実を図ります。

⑤ 就労・日中活動の充実～積極的に活動するために～

障害者の雇用機会の拡大に向けて、相談・実習体制の充実、雇用の場の開拓を図ります。また、障害者の日中活動の充実や工賃アップのため、受託作業の安定化と販路の拡大を図ります。

⑥ ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～

すべての人が安心して暮らしていけるように移動交通手段の充実、情報のバリアフリーの推進等、ユニバーサルデザインの推進を図ります。

5 進捗状況の点検・評価

障害者基本計画は、福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境等幅広い分野にわたるため、長野市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において、進捗状況を協議するとともに、障害者や福祉関係団体、民間事業主等を含めた多くの関係者と連携を図りながら、総合的かつ効率的に計画を推進します。

長野市障害者基本計画 策定（推進）部会	○連携による事業の推進 ○計画の進捗状況の確認・評価 ○計画の見直し など
長野市障害者基本計画 庁内策定（推進）会議	○計画の進捗状況の確認・評価 ○計画の推進に対する意見・要望・提言 など
長野市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会	○計画の進捗状況の確認・評価 ○事業所に対する意識啓発など市と連携した取り組みなど
市民（当事者）・地域・事業所等	○アンケート調査への回答 ○家庭・事業所等における主体的な取り組み など

計画の推進状況の成果指標

成果指標については、アンケート結果から現況値が導き出せる項目を設定しています。

以下の成果指標により計画の推進状況を把握し、施策に反映します。

■ 基本目標1 権利・理解の促進 ■

成果指標	内容	項目	現況値 (H22)	目標値 (H27)	目標値設定の考え方
権利擁護・成年後見制度等の市民の認知度	権利擁護・成年後見制度等を知っている市民の割合	権利擁護・成年後見制度	25%	30%以上	障害者週間事業を充実させることにより、権利擁護・成年後見制度の周知を図り、1年で1%以上の上昇を見込み目標値をそれぞれ30%以上、22%以上と設定した。
		障害者週間 (12/3~12/9)	17%	22%以上	

成果指標	内容	現況値 (H22)	目標値 (H27)	目標値設定の考え方
障害に対する市民の理解度	障害に対する市民の理解があると当事者が感じる割合	39%	44%以上	障害に対する市民の理解があると感じる当事者の割合を1年で1%以上の上昇を見込み、目標値を44%以上と設定した。

■基本目標2 相談・福祉サービスの充実■

成果指標	内容	現況値 (H22)	目標値 (H27)	目標値設定の考え方
障害者に対する相談体制の充実度	困ったときの相談体制について満足している当事者の割合	32%	37%以上	困ったとき、当事者が相談する場所又は相談体制の充実度について、当事者の満足している割合を1年で1%以上の上昇を見込み、目標値を37%以上と設定した。

■基本目標3 くらしの充実■

成果指標	内容	項目	現況値 (H22)	目標値 (H27)	目標値設定の考え方
市民と障害者との関わり	直近の1年間に障害者と一緒に活動したことがある市民の割合	活動したことがある	21%	26%以上	ふれあいまつり開催事業等を通じて市民と障害者との交流の機会を提供し、1年で1%以上の上昇を見込み目標値を26%以上と設定した。

成果指標	内容	現況値 (H22)	目標値 (H27)	目標値設定の考え方
障害者スポーツや趣味等の余暇活動への参加頻度	スポーツ、レクレーション、趣味等の活動をしている当事者の割合	42%	50%以上	余暇活動へ参加している当事者の割合が半数以上になるよう障害者の社会参加の促進を促す。

■基本目標4 教育・育成の充実■

成果指標	内容	現況値 (H22)	目標値 (H27)	目標値設定の考え方
障害児及び保護者の学校での満足度	学校では、能力や障害の状況にあった支援がされていると感じている障害児及び保護者の割合	44%	50%以上	能力や障害の状況にあった支援がされていると感じている障害児及び保護者の割合が半数以上になるよう目標値を50%以上と設定した。

■ 基本目標5 就労・日中活動の充実 ■

成果指標	内容	障害種別	現況値 (H22)	目標値 (H27)	目標値設定の考え方
障害者の就労者数の増加度	現在の日中活動状況について、一般の会社で就労している60歳未満の当事者の割合	身体障害者	32%	37%以上	一般の会社で就労している60歳未満の当事者の割合を1年で1%以上の上昇を見込み、目標値を設定した。
		知的障害者	12%	17%以上	
		精神障害者	9%	14%以上	

■ 基本目標6 ユニバーサルデザインのまちづくり ■

成果指標	内容	項目	現況値 (H22)	目標値 (H27)	目標値設定の考え方
ユニバーサルデザイン等の市民の認知度	ユニバーサルデザイン等を知っている市民の割合	ユニバーサルデザイン	31%	36%以上	1年で1%以上の上昇を見込み目標値を設定し、ユニバーサルデザインのまちづくりを理解してもらうことを目指す。
		バリアフリー新法	23%	28%以上	

成果指標	内容	現況値 (H22)	目標値 (H27)	目標値設定の考え方
障害者のまちづくりに対する満足度	外出時に困ったり、不便に感じている当事者の割合	69%	64%以下	外出時に当事者が困ったり、不便に感じる割合を1年で1%以上の減少を見込み目標値を設定し、当事者が満足するまちづくりを目指す。

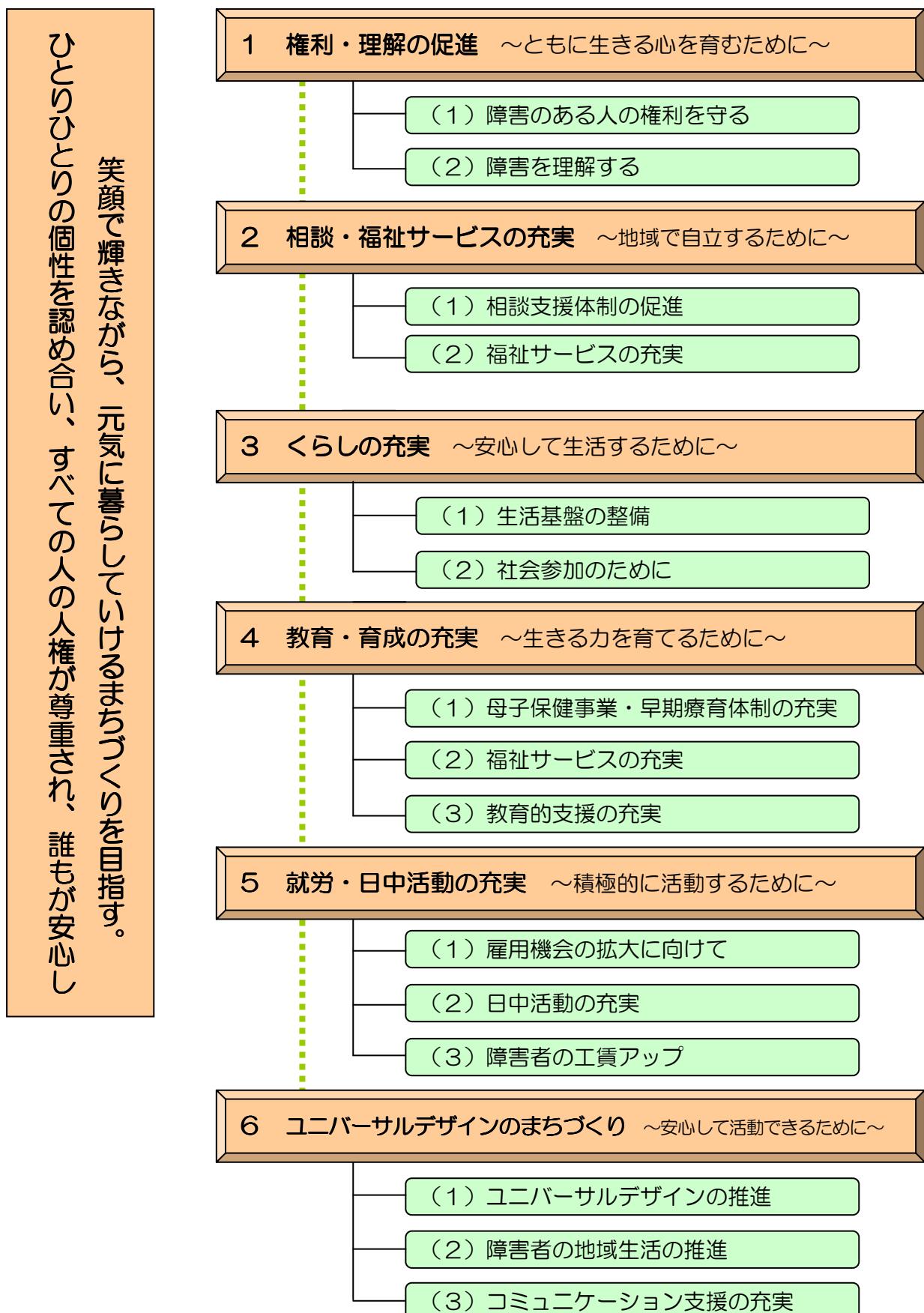
【現況値の出典】「長野市障害福祉推進のためのアンケート調査結果」

※ ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを目指す概念。

※ バリアフリー新法とは、正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)、2006年(平成18)6月成立、同12月施行。それまであつたいわゆるハートビル法(正称「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」平成6年法律第44号)と交通バリアフリー法(正称「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」平成12年法律第68号)を統合した法律。

計画の体系

長野市障害者基本計画 「笑顔と元気がいっぱい！幸せながのプラン」



第2編 障害者の状況

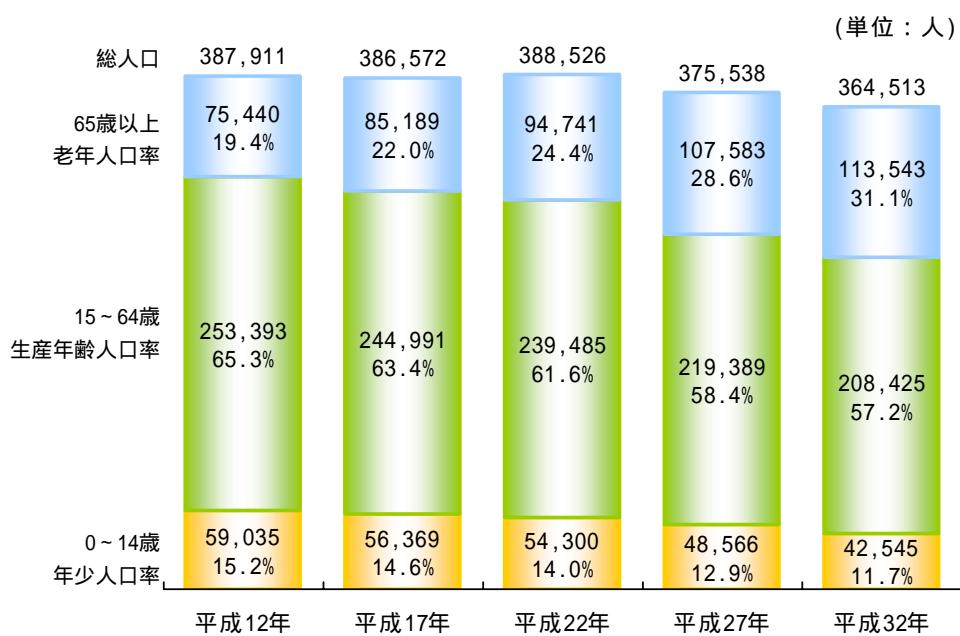
第1章 人口構造

1 長野市の人口

総人口の推移

平成 22 年 10 月 1 日現在の本市の総人口は 388,526 人です。

年齢構成 0~14 歳までの「年少人口」、15~64 歳までの「生産年齢人口」、65 歳以上の「老人人口」の 3 区分では、老人人口が増加する中で、年少人口が減少しています。今後もこの傾向は進み、平成 32 年には約 3 割が 65 歳以上になることが予想されます。



1 平成 12 年、17 年は国勢調査による人口、平成 22 年は住民基本台帳に外国人登録を加えた数。

国勢調査は年齢不詳があるため、総数と内訳は一致しない。

2 平成 27 年、32 年は長野市企画課の推計。

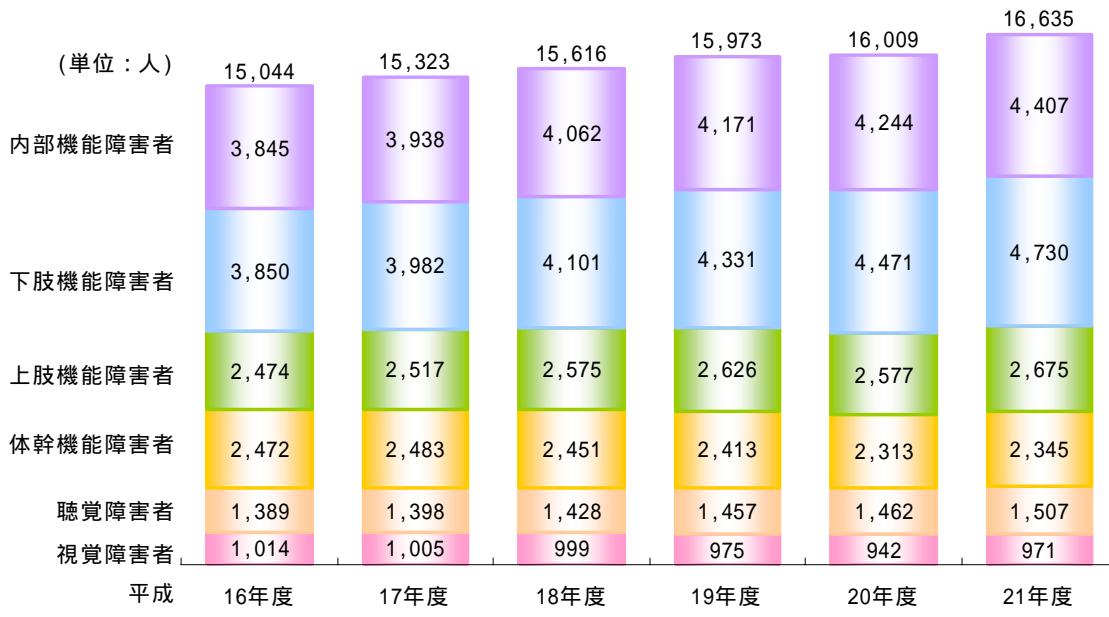
第2章 長野市の障害者の状況

1 身体障害者

市内の身体障害者手帳の所持者から把握した身体障害者数は、平成 22 年 3 月 31 日現在 16,635 人で、長野市の総人口の 4.29% を占めています。

①年度別障害種類別数

年度別に障害種類の状況をみると、下肢機能障害者と内部機能障害者数が増加傾向にあります。

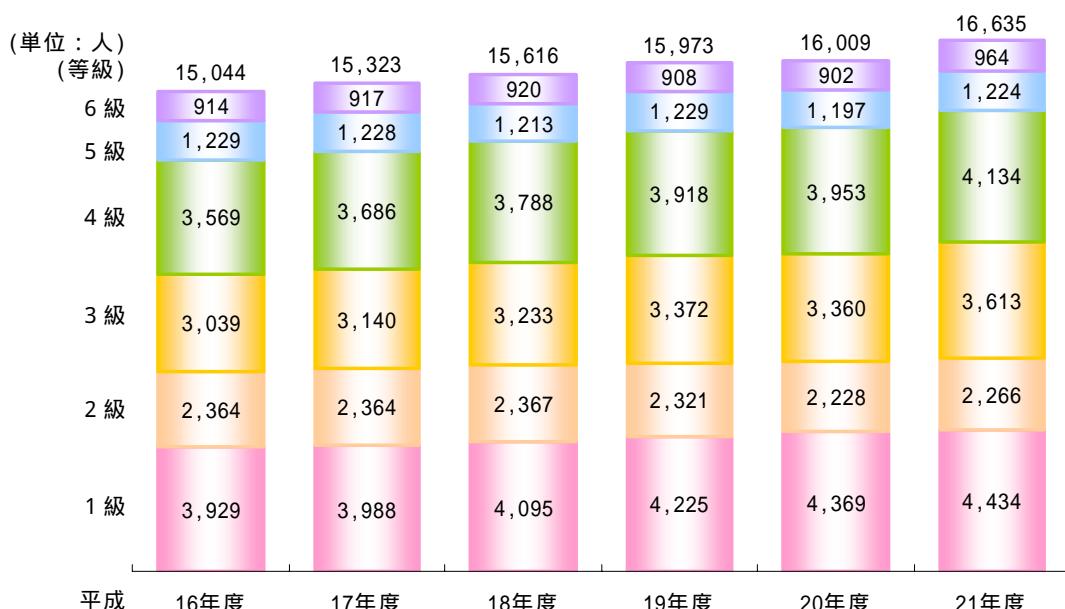


1 内部障害とは、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、象徴の各機能障害をいいます。

2 聴覚障害には、平衡機能及び音声、言語、そしゃくの各機能障害が含まれます。

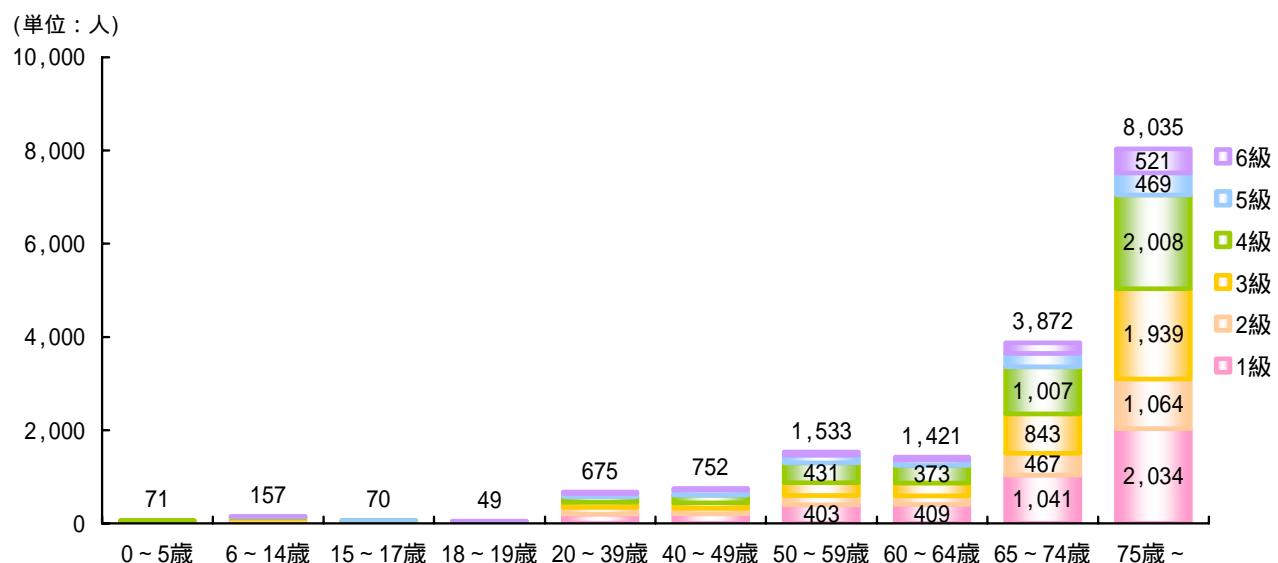
②年度別等級別数

平成 21 年度の等級別の状況をみると、1・2 級の重度障害者が 6,700 人で全体の 40% を占めています。1 級と 3 級、4 級は年々増加傾向にあります。



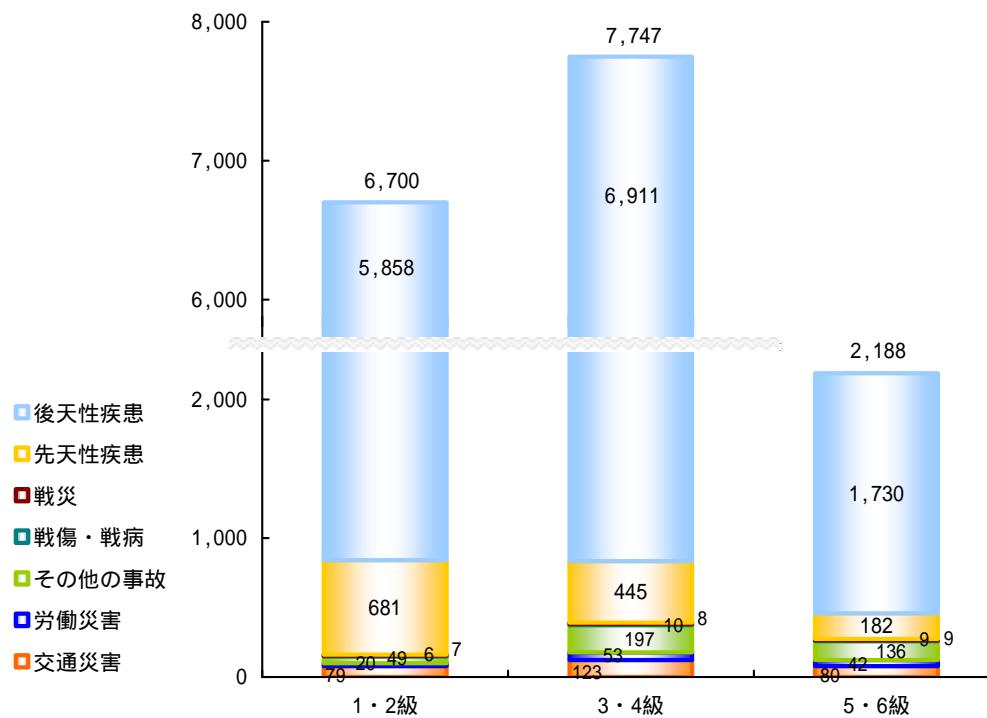
③平成 21 年度年齢別等級別数

年齢別にみると、60歳以上の方が手帳保持者の80%を占めています。



④平成 21 年度原因別数

原因別にみると、災害等の事故によるものが約5%であるのに対して、疾患によるものが90%以上を占め、中でも後天性疾患が大きな割合を占めています。



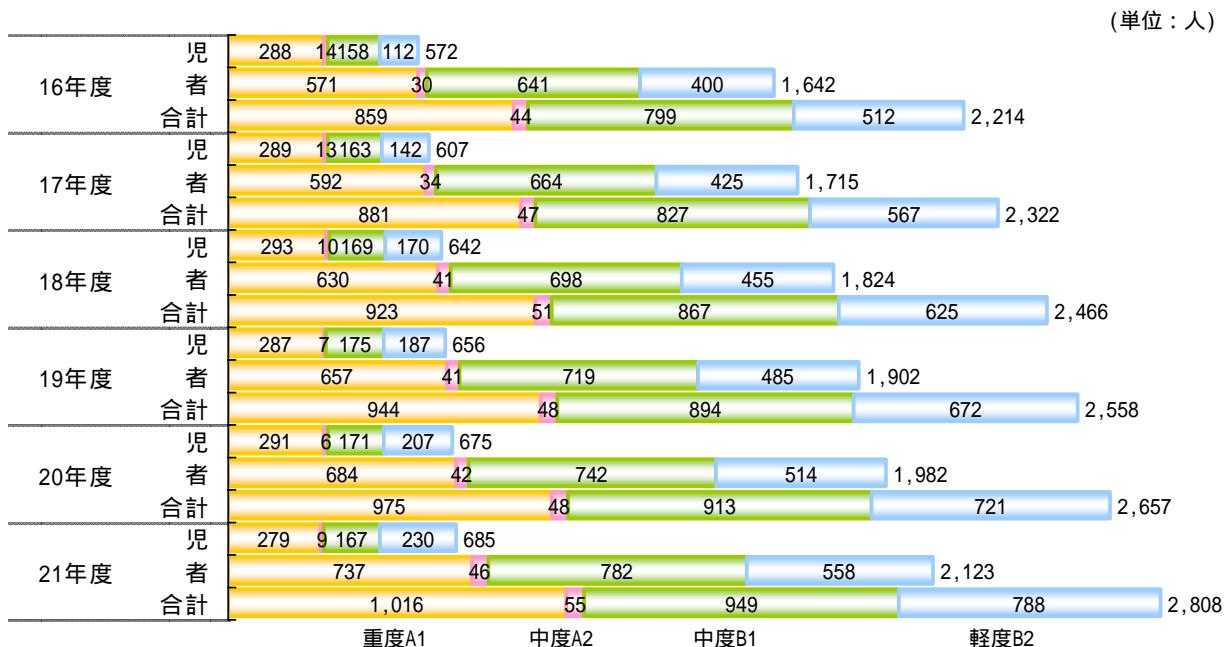
1 原因が重複している者もいるため、他表の合計とは異なります。

2 知的障害者

市内の療育手帳の所持者から把握した知的障害児・者数は、平成22年3月31日現在2,808人で、長野市の総人口の0.72%を占めています。

①年度別程度別数

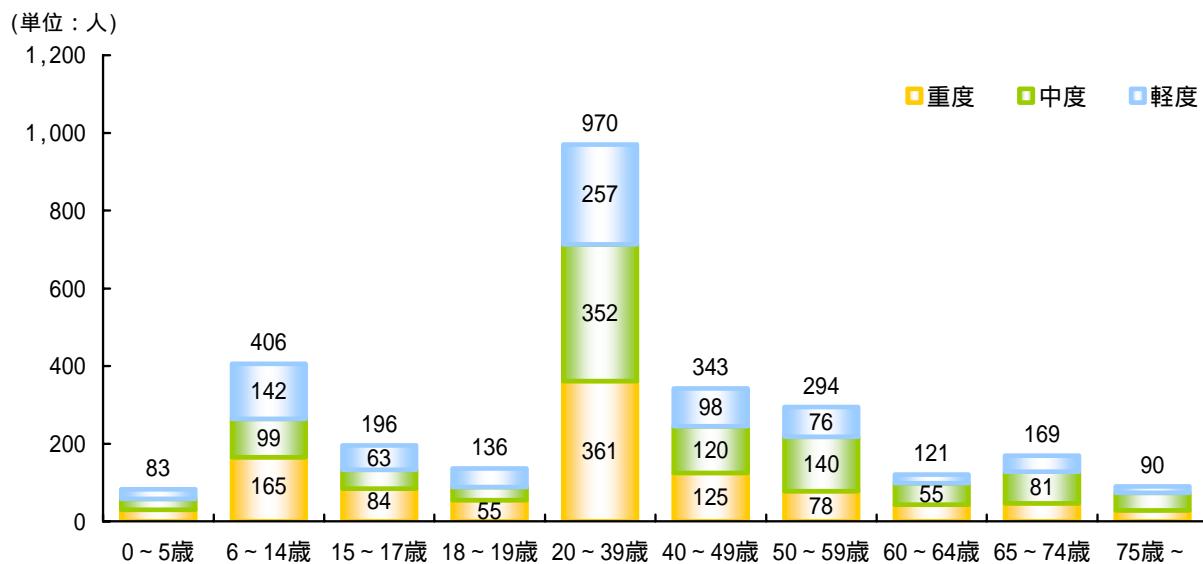
年度別の状況をみると、知的障害者は年々増加しています。また、程度別にみるとどの程度もほぼ同じ割合で増加しています。



1 児：知的障害児（18歳未満の者） 者：知的障害者（18歳以上の者）

②平成21年度年齢別程度別数

年齢別にみると、軽度、中度、重度の方とも20歳～39歳までの世代が全体の35%となっています。

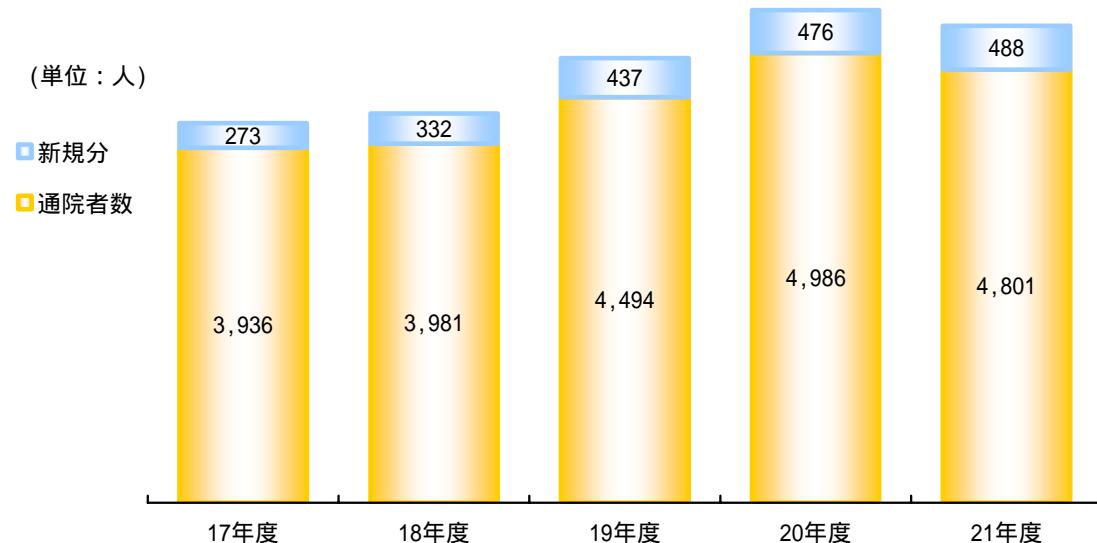


3 精神障害者

市内の精神障害者通院医療費公費負担の通院者数から把握した精神障害者数は、平成22年3月31日現在5,289人で、長野市の総人口の1.36%を占めています。

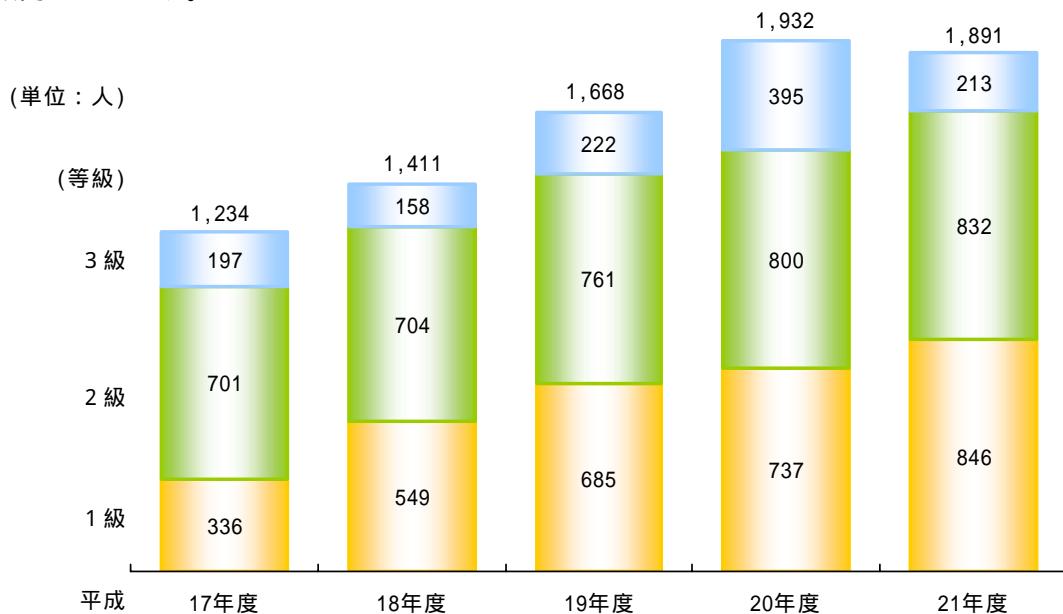
①年度別精神障害者通院医療費公費負担

精神障害者通院医療費公費負担の平成21年度の通院者数は4,801人、新規分は488人となっています。



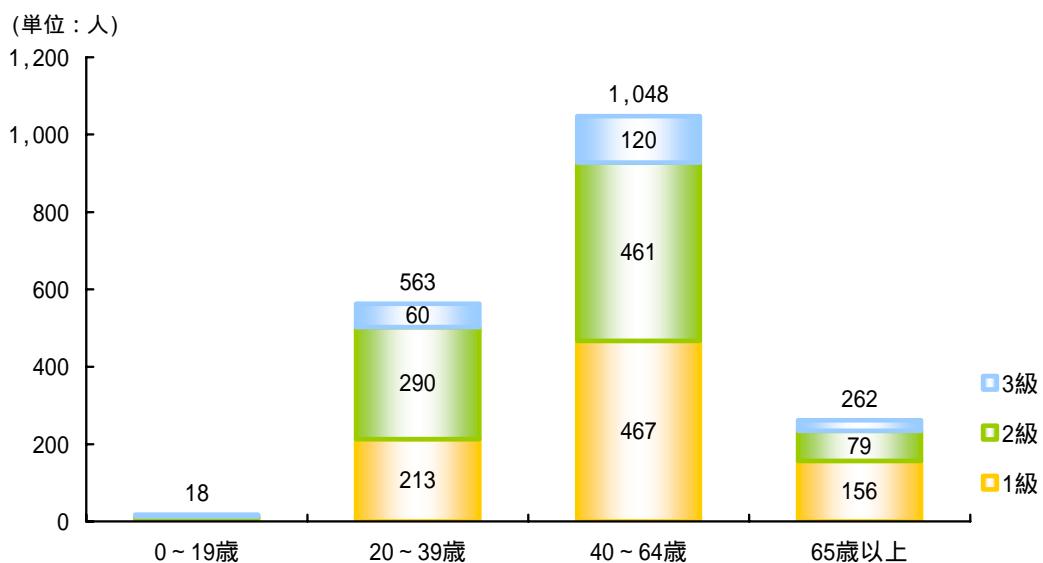
②精神障害者保健福祉手帳年度別所持者数

等級別の状況をみると、1級と2級がそれぞれ4割強を占めています。また、1級と2級は年々増加傾向にあります。



③年齢別等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

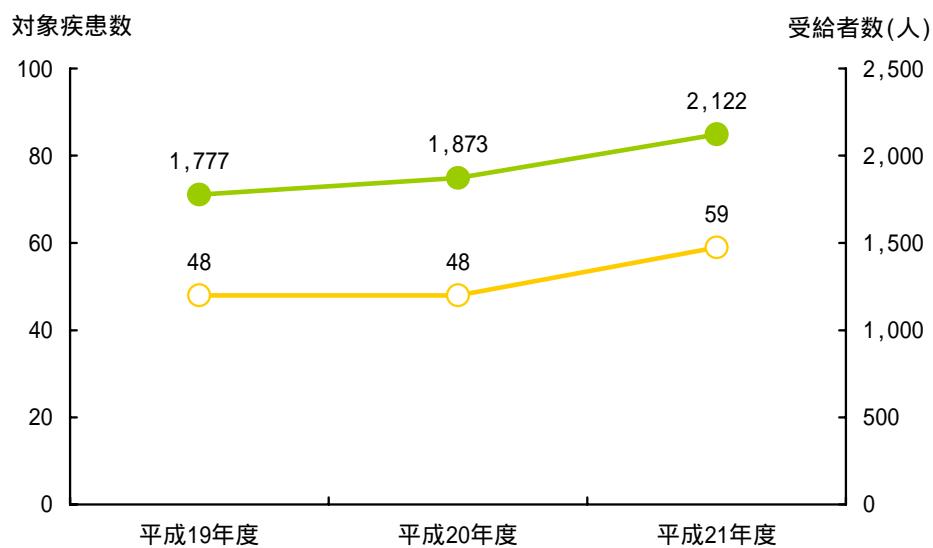
年齢別にみると、40歳～64歳までの世代が全体の55%を占めています。

**4 難病患者**

特定疾患治療研究事業医療費受給者数は、平成21年3月31日現在2,122人で、人口の0.55%を占めています。

①年度別患者数

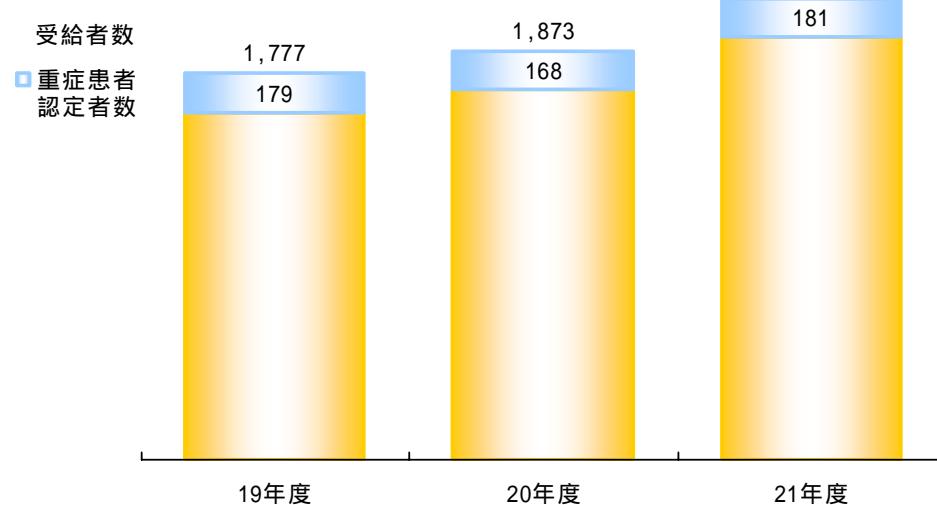
難病患者数は年々増加傾向にあります。



②年度別重症患者認定者数

平成 21 年度の重症患者認定者数は 181 人となっています。

(単位 : 人)



第3編 各論



通所施設の利用者さんの作品

第1章 権利・理解の促進～ともに生きる心を育むために～

第2章 相談・福祉サービスの充実～地域で自立するために～

第3章 くらしの充実～安心して生活するために～

第4章 教育・育成の充実～生きる力を育てるために～

第5章 就労・日中活動の充実～積極的に活動するために～

第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり～安心して活動できるために～



長野市障害者スポーツ大会での ン い の様子



ポプラの会 お のみ交流会の様子

第1章 権利・理解の促進

～ともに生きる心を育むために～



学校での障害理解のための 業の様子



中学校での障害者理解のための学習会の様子

第1節 障害のある人の権利を守る

現状と課題

1 当事者の要望を反映する手段の確保

- ・当事者の要望や願いを伝える機会や手段が少なく、また、情報が全般的に不足しており、自己決定を適切にすることが難しくなっています。特に施設で生活している当事者は情報の入手が困難な状況にあります。
- ・ピア・サポートの機会が少なく、当事者団体の活動へのサポートも不足しています。当事者・サポーターの両面から活動の核となる人材を育成する必要性がありますが、まだ十分ではありません。

2 成年後見制度の浸透

- ・成年後見制度の名称は浸透してきていますが、制度の詳細については、あまり知られていません。また、支援をする側の体制や支援に繋げていく流れが出来上がっておらず、必要であっても支援が届いていない人もおり、実際の利用者はまだ少ない状態です。

3 選挙や行政への参加の推進

- ・投票所がバリアフリーではなかったり、車いすで投票できる環境が整っていないなど、一部に障害のある人が投票に行きづらい状況があります。また、市の選挙では音声朗読テープでの選挙公報は用意されますが、要約などには法律の制限があり、現状では、誰にでも分かりやすい選挙公報を用意するのは難しくなっています。
- ・公共施設の建設や行政施策を策定する前に、当事者の意見を伝える機会や手段がまだ少なく、当事者の願いが直接施策に反映されにくい状況となっています。

4 障害のある人への差別や虐待の禁止

- ・平成20年に長野市障害ふくしネットけんり部会で行った障害差別に関するアンケートには、就労先や学校、施設や地域の中で経験した差別や偏見、虐待の事例が寄せられており、障害のある人への差別や偏見に関しての相談窓口や具体的な救済方法、差別を禁止する仕組みが必要とされています。

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 当事者の要望を反映する手段の確保

- ・当事者の要望を聞き入れ、スムーズに関係機関に繋いでいきます。また、行政や事業所以外の立場で当事者の主張を代弁する役割を担う市民アドボケイトの育成や、当事者活動を支援する当事者活動サポート員を配置していきます。
- ・障害者相談支援専門員やケアプランナー、ケースワーカーにより生活全般にわたる相談支援体制の充実強化を図ります。また、家族会等へは定例会や家族会等の主催するイベントへ参加し、支援を継続していきます。
- ・地域活動支援センターで当事者によりピア・カウンセラー、ピア・サポート活動を行っていますが、その活動の場を広げていくために、ピア・サポーターの養成に向け研修会を実施していきます。

ピア・カウンセラーとは、同じ悩みや障害のある仲間の相談にのり、悩みや障害をその人自身で克服できるように援助する人。

2 成年後見制度の浸透

- 相談から後見人受任の一貫した支援体制を構築し、要援護者の権利擁護を図る目的で、成年後見支援センターを設置し、各事業者や行政等と連携を図りながら対応していきます。

3 選挙や行政への参加の推進

- 点字投票や代理投票、期日前投票などの制度について、ホームページでの広報の他にも、関係機関や当事者団体等への説明会なども含めて広く周知することで、障害のある人が選挙により参加しやすくなるよう努めます。また、選挙公報についても、音声朗読テープや点字版がより活用されるよう、広報を推進します。
- 公共施設の建設や行政施策策定の際には、障害当事者団体等が参画し、障害のある人の声が反映されるような仕組み作りに取り組みます。

4 障害のある人への差別や虐待の禁止

- 障害のある人の権利擁護システムの構築のために、障害者権利擁護センターの設置が求められており、障害者権利擁護センターの機能として、市民アドボケイトや障害福祉オンブズマンの活用、当事者活動のサポートなどを実施していきます。
- 国の障害者権利条約批准や、国内法整備の状況、他県での条例制定などの動向を見ながら、長野市として障害者差別を禁止する仕組み作りに取り組んでいきます。
- 障害差別の救済システムのあり方を明確にし、市民の方の意見を取り入れた中で障害のある人もない人も安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	障害者相談支援 (エンパワメント)	・8ヶ所の相談支援事業所に委託をし、各相談支援事業所の相談支援専門員及び当課ケースワーカーにより福祉サービスの周知、利用の手続き等の支援を行っています。また、家族会等への支援として定例会への参加により相談等に対応しています。	障害福祉課
継続	障害者相談支援 (成年後見制度)	・社会福祉協議会において「成年後見支援センター」を設置し連携を図りながら対応をしています。	障害福祉課
継続	生活支援あんしん事業	・相談(きぼう相談)から各種支援(暮らしのあんしん・日常生活自立支援)を総合的に取り組んでいます。成年後見の移行についてが課題となります。	厚生課(社協)
継続	民生・児童委員 研修会の実施	・成年後見制度利用促進のための広報や学習会の実施、相談窓口の設置をしています。	厚生課(社協)
継続	説明会・研修会の実施	・振り込め詐欺から成年後見に関する相談まで権利擁護の視点から、説明会や研修会を実施しています。周知や各機関との連携、役割分担を明確にする必要があります。	厚生課(社協)

新 事業

主な事業	事業の内容	担当課
障害者権利擁護センターの設置	・障害者権利擁護センターを設置することで、権利擁護相談窓口が設置されます。また、市民アドボケイトの育成や障害福祉オンブズマンの設置について検討していきます。当事者活動のサポートについても積極的に行っていきます。	障害福祉課
ピア・サポーター養成事業	・当事者の悩みや主張を聞いたり、当事者活動を支援するピア・サポーターを養成していきます。 ・現在、地域活動支援センターにおいて、ピア・カウンセラー、ピア・サポート、ピア・サポーターとして、当事者による活動を行っていますが、今後は活動の場を広げていきます。	障害福祉課
障害当事者のための選挙についての説明会の実施	・長野市障害ふくしネット当事者部会の主催により、選挙管理委員会の職員等を講師として障害当事者を対象とした説明会を実施し、点字投票や代理投票、期日前投票などの制度を説明していきます。	障害福祉課
行政施策への障害当事者参加システムの構築へ向けた取り組み	・バリアフリー新法を順守するとともに、公共施設の建設時には障害福祉課及び関係課と協議並びに助言していきます。 ・審議会への障害者の参画率を向上させていきます。	障害福祉課 建築課
共に暮らすまちづくり研究会	・障害のある人への権利擁護システム構築のため、障害のある当事者及び支援者並びに一般市民が参加する会の設立を目指し、障害のある人が、全ての権利が保障され地域の中で安心して豊かな自立生活が送れるような地域社会を目指していきます。	障害福祉課

成年後見制度とは、判断能力（事理弁識能力）の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度である。

アドボケイトとは、障害者の権利擁護のための活動を行っている人々の事。

第2節 障害を理解する

現状と課題

1 共に地域で暮らすための意識の向上

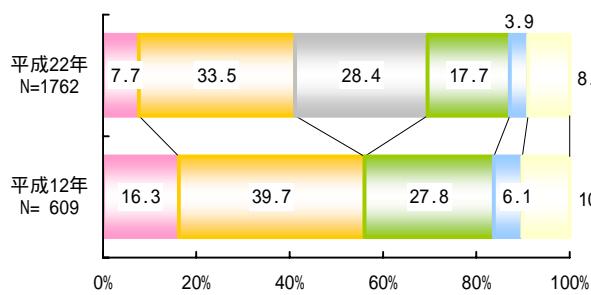
- ・身体障害者が公共施設等を利用するための設備が十分に整っておらず、また、整備されている設備についても、当事者からすると使いにくいものもある状況です。
- ・地域の人の目が気になり障害をオープンにできなかったり、障害があるという理由で地区の役職につけないことや、回覧板が回ってこない、また、障害者用駐車スペースへの健常者の車の駐車、グループホームや障害者施設を建設する際に地域住民から反対があるなど、周囲の理解が不足している状態にあります。

2 障害に対する理解の促進

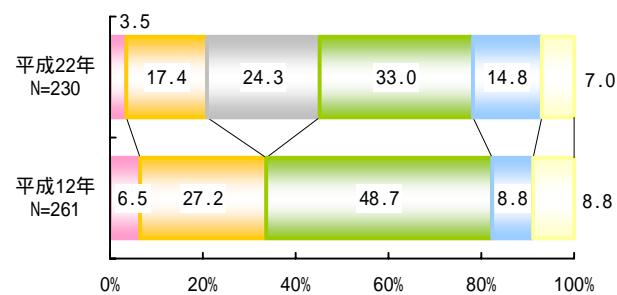
- ・「障害者」というものに負のイメージを持っている人や自分には関わりが無いと無関心な人が多く、障害を理解しようとする人は少ない状態です。また、関心があっても、障害のある人への接し方や関わり方が分からず人も多くいます。
- ・現状では、障害のある人が、一般の集まりやサークル活動等に気軽に参加できません。
- ・障害のある人の人権を守るための啓発や、学校等の教育機関や行政機関での障害の理解に関する教育が不十分な状態です。また、特別支援学級と通常の学級の関わりが十分とはいはず、障害のある子どもと障害が無い子どもが交流する機会を多くする必要があります。
- ・講義形式の人権同和研修は、受身のため、意識も薄れがちです。
- ・様々な人権課題の中で障害のある人の人権についても重要な課題として、人権同和教育・啓発を進めてきましたが、障害のある人に対する偏見・差別の事象は後を絶たない状況にあり、あらゆる機会を捉え更なる研修・啓発を進める必要があります。

障害のある人に対する市民の理解についてどのように感じていますか。

(身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者)



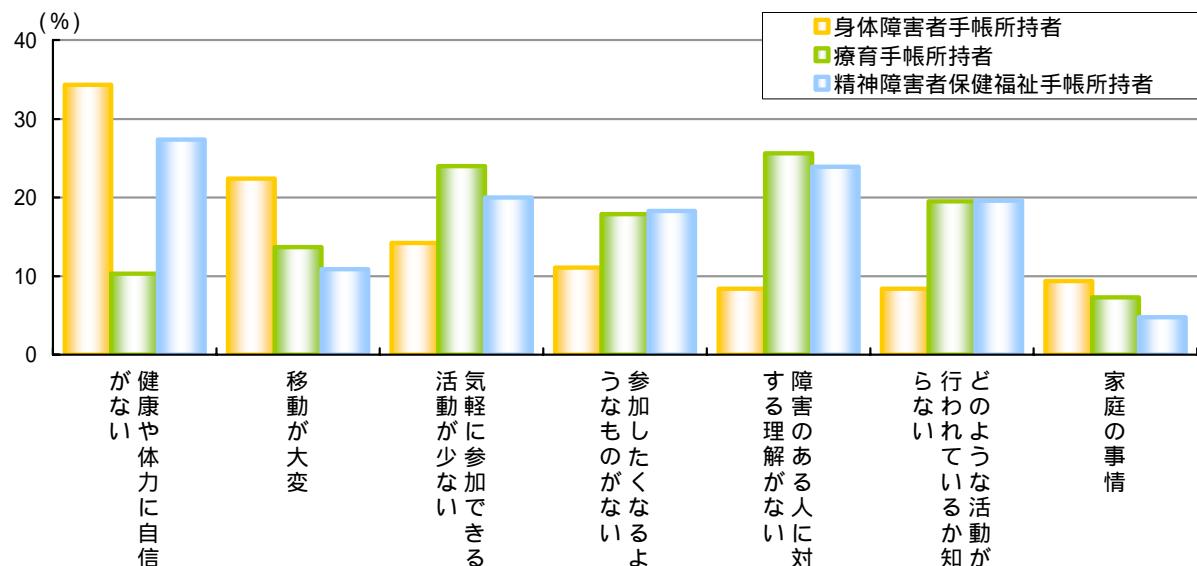
(精神障害者保健福祉手帳所持者)



平成22年 ■かなり理解がある ■まあまあ理解がある ■どちらとも言えない
■あまり理解がない ■まったく理解がない ■無回答

平成12年 ■進んだ ■少し進んだ ■あまり進んでいない ■進んでいない ■無回答

あなたが地域活動に参加する場合、問題となることは何ですか。(主なもの3つまで)



資料：障害当事者アンケート（平成22年4月実施）

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 共に地域で暮らすための意識の向上

- ・ハード面、ソフト面を合わせて、「障害のある人にやさしいお店」を長野市が表彰し、また、ホームページにも掲載して、地域社会の関心や意識の向上を図ります。
- ・住民自治協議会と連携し、年に1回以上は地域住民向けの障害理解の学習会を開催します。また、相談支援専門員による、住民自治協議会・民生委員協議会への巡回訪問を継続していきます。
- ・在宅の障害のある人が住みなれた地域で自立して、健康的で安定した生活が送れるよう社会参加に向けた支援を継続し、地域社会との交流を図りながら障害のある人への理解を促進していきます。

2 障害に対する理解の促進

- ・地域社会の様々な場面を取り上げ、障害のある人への理解を進めるために広報及びリーフレット作成等の周知活動や、地域住民を対象とした障害体験ワークショップの開催、障害者週間期間中のイベントや各種研修会等を行い、地域住民の障害のある人への理解の促進を推進していきます。
- ・補助金の対象経費や目的を明確にし、事業内容やその効果を事前に審査するなど、より効果的で障害のある人への理解が促進される事業に転換していきます。
- ・個々の具体的なニーズや課題をケアプラン等から集約・整理し、施策フォーラムにきちんと提言できるように現行の障害ふくしネットの体制を見直します。
- ・人権同和研修が形骸化しないよう、様々な研修において障害理解を進めるためのプログラムを組み込み、参加型の研修とする等、意識啓発の徹底を図っていきます。
- ・心身障害児親子交流保育事業は、他の児童ディサービス施設との交流も今後検討し、保育園児と通所児童の交流を推進し、障害児親子交流体験は、保護者への周知を図り、利用を推進していきます。
- ・地域、学校、職場等あらゆる機会を通じて人権同和教育・啓発を進め、様々な差別の解消に向けた人権意識の高揚を図っていきます。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	地域交流施設の開放	<ul style="list-style-type: none"> 市南部には、長野市障害者施設ハーモニー桃の郷があり、それぞれの地域の障害のある人が身近に利用できるほか、中学校や他の障害者施設に隣接しており、地域交流を通した障害のある人への理解も促進しています。市北部には、長野障害者総合施設いつわ苑が同様の役割を果たしています。 	障害福祉課
継続	障害者週間事業	<ul style="list-style-type: none"> 毎年12月3日から12月9日までが障害者週間となり、例年この期間にネットワークセミナーを開催し障害のある人の福祉についての関心と理解を深めてもらうよう周知しています。 また、障害者週間に併せ広報ながらの12月1日号で障害のある人への理解促進の啓発活動を行っています。 	障害福祉課
継続	ふれあいまつり開催事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の方と健常者の方が接して、心ふれあう機会を増やすため、障害者の方と健常者の方が協同して実行委員会を組織し、広く市民が参加できるよう企画し開催していますが、参加収入、広告収入等では賄えないため、開催資金の調達に苦慮しているのが課題となっています。 	障害福祉課
継続	社会活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害者団体が、障害理解、啓発活動を行うための補助金を支出していますが、運営費と社会活動事業の違いが不明確であるのが課題となっています。 	障害福祉課
継続	市民公益活動団体の支援	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体からの情報を収集し、機関紙やブログ等で広く市民に発信しています。しかし、障害者団体はプライバシーの関係もあり積極的に情報発信しにくい面が課題となっています。 	市民活動 支援課
継続	人権同和教育研修・講演会	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる差別の根絶を願い、公民館事業として人権同和教育研修・講演会等を開催し、地域における人権意識の向上に努めています。参加される方は熱心に討議に加わるなど、人権意識や支援についての意欲が高まっていますが、参加者が少ない点が課題となっています。 地域、学校、企業等様々な機会を捉えた人権同和教育・啓発を実施し、差別に立ち向かう人権意識の高揚を図っています。地域における教育・啓発の主体を担っていただく住民自治協議会との連携・支援のあり方が今後の課題となっています。 	人権同和政策課 生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> 市職員の人権同和研修は、職場研修の必須研修として全職員を対象に実施しているため、職場全体での意識啓発に効果的な研修となっています。また、階層別研修でも実施しており、さらに、職員一人ひとりがあらゆる差別解消のために実践行動を起こせるよう、研修内容の充実を図る必要があります。 	職員研修所

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	心身障害児親子交流保育事業	・三輪学園、愛の樹園(長野・篠ノ井)へ通所している児童が、交流保育園(柳町、寺尾、西部保育園)と定期的に交流しています。	保育家庭支援課
継続	障害児親子交流体験	・入園とならない障害児を対象として保護者同伴で、受入れ可能な公立保育園において保育園児との交流を行っています。	保育家庭支援課
継続	教育課程研究協議会	・特別支援学校との学校間交流や、特別支援学級児童生徒の交流及び共同学習の内容・方法を再検討します。	学校教育課

新 事業

主な事業	事業の内容	担当課
障害のある人にやさしいまちづくり事業 …長野市障害のある人にやさしいお店大賞	・障害のある人の利用に際して、ハード、ソフト両方の対応がやさしいお店を、当事者や支援者からの意見を基に決定し、長野市として表彰し、ホームページでも紹介します。 ・障害者用駐車スペースの適切な運用についても検討ていきます。	障害福祉課
障害のある人にやさしいまちづくり事業 …地域住民向けの学習会の開催	・住民自治協議会や、人権擁護委員、民生・児童委員と連携し、地域住民向けの障害理解の学習会を開催していきます。	障害福祉課
障害理解に関するリーフレット作成	・障害についての基礎的な知識を載せたリーフレットや、障害のある人が地域生活を送る上でのさまざまな場面における基本的な支援(簡単な手助け)についてのリーフレットを作成し、関係機関に配布することで、障害に対する理解を促進します。	障害福祉課



ふれあい でのステージ発表「 いす ンス」

障害についての基礎的な知識を載せた
「オネガイリーフレット」

第2章 相談・福祉サービスの充実

～地域で自立するために～



ケアプラン一連会の様子



相談支援専門による相談している様子

第1節 相談支援体制の促進

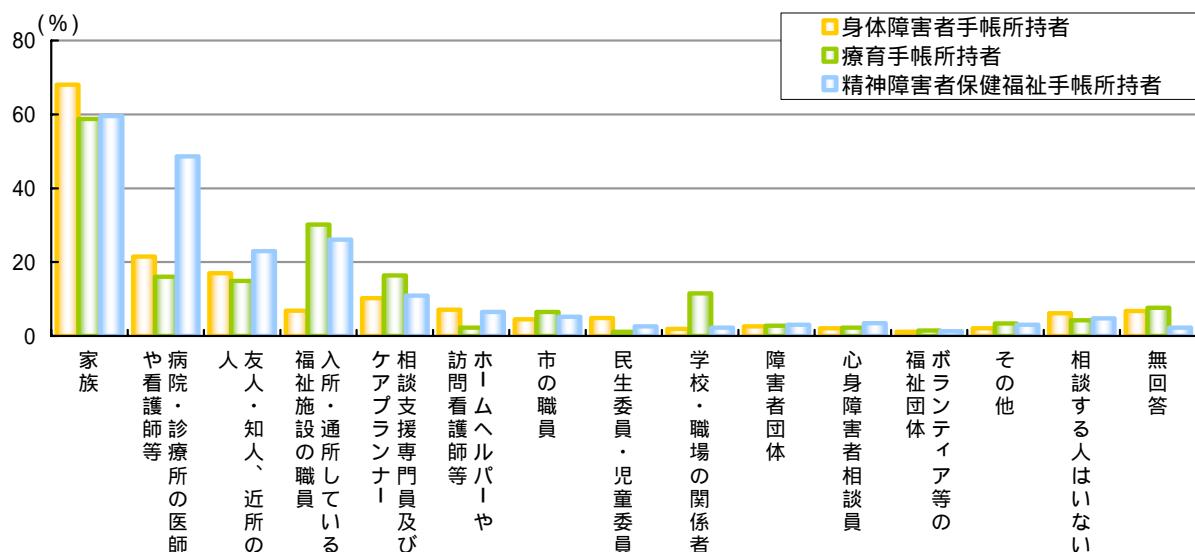
1 障害者ケアマネジメントの充実

現状と課題

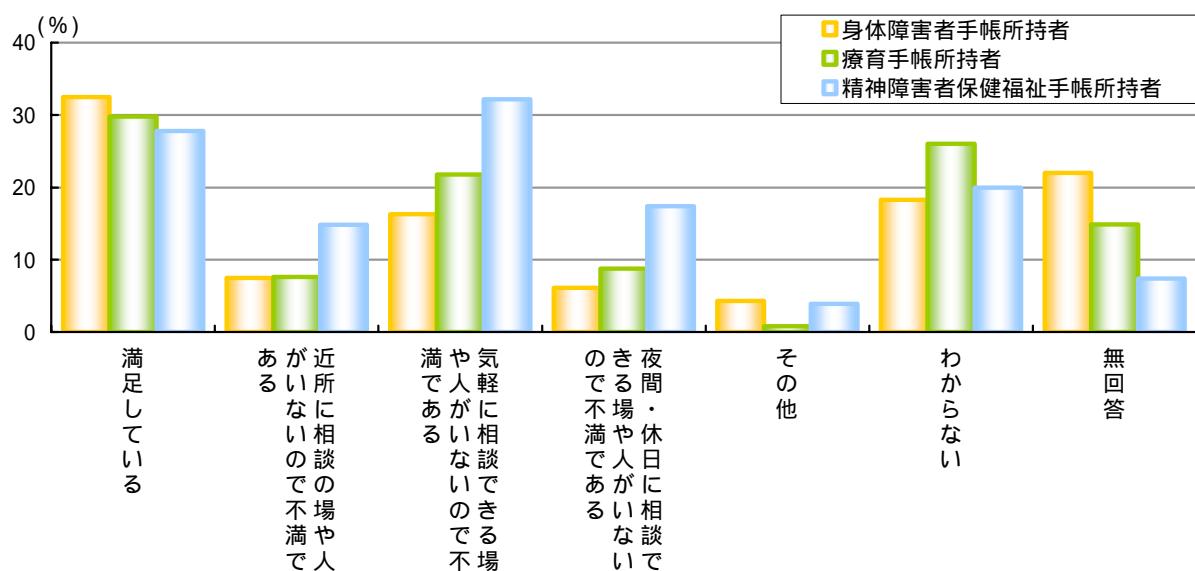
1 障害者ケアマネジメントの充実

- 相談内容の多様化に対応した「障害者ケアマネジメント」の活用と普及で、個別支援会議やケアプランの内容が充実しチーム支援が行えるようになりました。支援会議等から明らかになった地域課題を共有し、新たな社会資源の改善・開発に繋げたくても、困難事例ほど具体的な解決策が見出せないでいます。

あなたは、生活上の悩みごとや心配ごとは誰に相談していますか。（複数回答）



現在の困ったときの相談体制について、あなたはどのように感じていますか。（複数回答）



資料：障害当事者アンケート（平成22年4月実施）

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 障害者ケアマネジメントの充実

- ・相談支援専門員とケアプランナーの役割や業務の違いを明確にし、引き続き個別支援会議やケアプランの内容充実に努めます。また、障害福祉課や障害ふくしネットが協働して相談支援専門員・ケアプランナー等のスキルアップ研修の定期的な開催、「ケアプランナー連絡会」の更なる充実を図ります。
- ・既存の制度、事業等について評価や反省、振り返りを行うべく、当事者や家族も含めた「評価委員会」(仮称)を作り、適宜開催します。
- ・長野市の枠を超えて、課題解決のための知識や技術、情報等を広げるべく圏域や県単位での相談支援のネットワーク(県自立支援協議会)体制の構築に向け協力します。また、長野市版事例集を作成し、支援事業者間で成功事例・失敗事例・現在進行形事例等を共有して、課題解決の糸口にします。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	ケアプランナー研修事業	・個別ケースにおいて、関係機関と連携して相談支援やケアプランを作成します。具体的には、相談支援の基本はチームアプローチという視点に立って「福祉サービスの調整や支給方法」についての基礎研修等を行います。	障害福祉課
継続	ケアプラン事例集の作成	・ケアプランナー連絡会と相談支援専門員が協働して、3年毎に長野市版事例集を作成していきます。	障害福祉課

新事業

主な事業	事業の内容	担当課
障害者施策第三者評価事業	・障害施策の実施状況や課題等を整理し、利用者・家族・関係機関にフィードバックする第三者評価事業を行います。	障害福祉課
長野市相談支援専門員並びにケアプランナースキルアップ研修	・個別支援会議に相談支援事業所をはじめ市内の関係機関が必要に応じ参加し、各機関の責任や役割を明確にしながら、長野市の相談支援ネットワーク作りに努めています。そのため、個別ケースから地域課題を抽出し、課題解決へ向けて的確な報告ができるように相談支援のスキルアップを図っていきます。	障害福祉課

障害者ケアマネジメントとは、障害のある人自身がサービス提供者と調整するのが難しかったり、自分自身の意思を伝えられなかったりすることによって、障害のある人の抱えている課題が解決されないなどのさまざまな生活上の課題がある中で、自ら希望する生活を模索している障害のある人に、ケア計画を作成し生活ニーズと社会資源を適切に結びつけてサービスを提供する方法です。

2 身近に相談できる体制作り

現状と課題

1 身近に相談できる体制作り

- ・相談支援専門員、障害福祉課、民生・児童委員等、相談窓口は多くありますが、当事者が気軽に相談できる体制が十分取れない状況もあります。
- ・各ライフステージで行われている関係者による個別支援を、相談支援事業・ケアプラン作成事業・サービス利用計画作成事業等で繋ぎ対応しています。

2 情報提供手段の確保

- ・当事者活動に対しての補助金・助成金の情報や、小規模の活動団体の存在が分かりにくく、また、長野市障害ふくしネットからの情報が、施設に所属していない障害当事者には届きにくくなっています。
- ・相談窓口の利用促進のため、相談支援専門員のチラシ等を作成し広報に努めていますが、障害特性に応じた情報提供手段の確保が課題です。

3 地域での福祉・医療・保健の連携

- ・介護保険法と障害者自立支援法等による制度の違いにより、サービスをコーディネートしにくい面があります。
- ・相談支援機関には多様な相談が寄せられており、ライフステージや障害に応じた、より専門的な知識が求められ、病院・健康課（保健センター含む）・コーディネーター等との連携を更に深めていくことが必要とされています。

4 ピア・カウンセリングの充実

- ・障害者自立支援法の障害者相談支援事業の柱の一つとしてピア・カウンセリングが位置づけられています。長野市内では、毎年1回、身体障害者を中心にピア・カウンセリング講座を開催し、毎年10名余りの方の参加がありますが、当事者及び関係者へのピア・カウンセリングについての周知と理解は十分とはいえない状態です。

5 地域への働きかけ

- ・地域住民が障害のある人と関わりを持ちたいと思っていても、関わる機会が少ない状況にあります。

6 自立支援協議会の運営

- ・ケア会議やケアマネ連絡会等で地域における福祉課題を収集し、長野市障害ふくしネットへ繋げる等の解決策を検討していますが、地域課題を吸い上げる仕組みを再検討し、長期的視点に立った施策提言が必要とされています。
- ・専門部会等への参加事業所・参加者の意識向上を図り、地域・地域福祉との連携や教育・医療・保健・労働等との連携による総合的な支援体制作りが必要です。

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 身近に相談できる体制作り

- ・障害者相談支援専門員が様々な相談に対応し、関係機関と連携して、保健・医療・福祉・雇用・教育・生活環境など、障害者の生活全般にわたる相談支援体制の充実を推進していきます。また、民生・児童委員が地域の気軽な相談窓口としての機能を継続していきます。
- ・分野間の垣根を越えるような研修会の定期的な実施、保健福祉部内のスムーズな連携が図れる体制の整備、また、本人・家族等がどの年齢においても気軽に相談できる機関を整備していきます。

2 情報提供手段の確保

- ・幅広い当事者団体に補助金を有効に活用してもらうため、広報等を通じて周知していきます。
- ・相談窓口をはじめ、福祉サービスや制度、当事者活動についての情報を、広報ながら長野市障害福祉サービスガイド及び長野市ホームページ、市政ラジオ番組など活用し、様々な障害特性に応じた方法で分かりやすく伝えています。また、相談窓口等の情報が集まる機関を明確にします。

3 地域での福祉・医療・保健の連携

- ・多様な相談に対応するため、各相談機関の専門性の向上、また、ライフステージや障害に応じた医療・保健の問題に的確に対応するため研修、ケア会議等を通して連携を更に深めていきます。
- ・関係者間の連携強化、有機的なネットワークの構築、情報の共有化等、連續性のあるライフステージに応じた相談支援体制の構築を図っていきます。また、子どもを担当する部のあり方等、庁内の連携方法を研究し、子どもの健やかな成長のために必要な教育、保健、福祉、医療などの専門家が連携した支援体制を構築します。

4 ピア・カウンセリングの充実

- ・ピア・カウンセリングを知る人の裾野を広げ、身近で仲間同士の相互支援ができるようにします。また、ピア・カウンセラーの養成と、職業としての確立を図ります。
- ・ピア・サポートセンターを設置し、地域のピア・サポート活動を支援したり、病院や施設、個人宅にピア・カウンセラーの派遣を検討してきます。

5 地域への働きかけ

- ・障害は特別のものではなく、誰にでも起こりうるものとして捉え、主体的に関わっていく地域作りを進める上で、住民自治協議会をはじめ、地域の組織に積極的に働きかけていきます。

6 自立支援協議会の運営

- ・利用者本人を中心として、家族・関係機関等が長野市とパートナーシップ関係の下に連携・協力し、長野市の福祉行政の更なる底上げを行います。また、地域の関係者の自立支援協議会の目的の共有を図り、参画しやすい専門部会づくりをしていきます。
- ・地域の資源を掘り起こし、ニーズと繋げていくために、地域の課題を施策へ繋げる方法を見直し、施策フォーラムの機能強化を行うほか、中立・公平性を確保する観点から、ふくしネット全体の振り返り・見直しを行います。
- ・相談支援事業者が制度やサービスの構築・改正などを含めた社会資源開発の中心的な役割を担い、長野市障害ふくしネットを通じて今後も社会資源開発に向けた取り組み・施策提言をしていきます。

ピア・カウンセリングとは、障害について誰より良く知っているのは、障害のあるその人自身であり、「障害については障害のある人こそが専門家」という考え方のもとに、障害のある人の相談には障害のある人があたっていくことを言います。ピア・カウンセリングは、障害者が自己信頼を回復し、他者との良好な関係を築き、地域で高い質の生活を送るために必須であり、生活の一部となっています。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	民生・児童委員研修の実施	・民生・児童委員に対し、活動における心構えや対応方法等について、年1回研修を行っています。	厚生課
継続	障害者相談支援	・8ヶ所の相談支援事業所に委託をし、各相談支援事業所の相談支援専門員により様々な相談に対応し、相談者のニーズにあった情報提供に努めています。	障害福祉課
継続	各課を超越した連携及び研修会の実施	・保健福祉部各課のスムーズな連携が図れるよう、体制整備を進めていきます。	障害福祉課
継続	手話通訳者・要約筆記者・パソコン要約筆記者派遣事業	・広く市民全体に情報が行き渡るように、広報ながの、長野市ホームページでの情報発信を充実させることで、より情報入手しやすくしていきます。また、サービスガイドについても発行部数を増やし、誰もが気軽に入手できる仕組み作りを行うとともに、当事者が分かりやすい情報提供を行っていきます。	障害福祉課
継続	広報ながの / ホームページ		
継続	障害福祉サービスガイドの発行		
継続	障害者余暇活動支援事業補助金	・障害があっても充実した生活を送るため、健康・体力の維持や機能回復、心身のリフレッシュ等を目的として余暇を過ごしたい当事者団体等に活動事業費の一部を補助しています。1団体に30万円を上限に3年を限度として補助しています。	障害福祉課
継続	特別支援庁内連携会議	・ライフステージの移行時期を繋ぐ個別の移行支援会議をより活用できる体制を作る必要があります。 ・各ライフステージを担う関係者との綿密な連携と情報の共有が必要になります。	障害福祉課 保育家庭支援課 健康課 学校教育課
継続	住民自治協議会との連携	・地域の方々が主体的に関わるよう、地域への啓発・広報を行っていきます。 ・広報ながの等の活用を通して、障害理解の促進を図っていきます。 ・「障害者週間」を周知するためイベント等を開催します。	障害福祉課
継続	障害ふくしネットの機能強化	・現状把握・分析を行い、ふくしネット全体の機能の見直しを推進します。	障害福祉課

新事業

主な事業	事業の内容	担当課
当事者活動支援事業	・当事者活動の人的な支援をサポートする体制を構築します。長野市出前講座のように当事者活動支援講座を、複数回開催していきます。	障害福祉課
ピア・カウンセリング普及事業	・ピア・カウンセリングに関心を持ってもらうために、どんな障害でも参加できる内容で、ピア・カウンセリングの基礎講座を開催し、ピア・カウンセリングの普及を図っていきます。 ・スキルアップやスーパーバイザーの養成のため、ピア・カウンセラー養成講座への補助を行います。 ・ピア・カウンセラーを配置した事業所への加算を検討していきます。	障害福祉課
ピア・サポートセンター事業	・ピア・カウンセラーを職業としている人が、地域のピア・サポート活動を支援します。また、病院や施設にピア・カウンセラーを派遣し、希望があれば個人宅への訪問も行っています。	障害福祉課



ピア・カウンセラーによる相談支援の様子



当事者団体の余暇活動の様子

第2節 福祉サービスの充実

1 福祉サービスの質の向上

現状と課題

1 福祉サービスの質の向上・資源開発

- ・自立支援法成立にともない、三障害の一元化、在宅福祉・施設福祉サービス事業の再編がされました。それでもサービスに結びつかない方、既定のサービスに当てはまらない方があり、依然としてサービス不足が課題となっています。障害の重度化・重複化によりサービス提供者側そのものの支援体制が整わず支援体制の質が問われるなど、環境的不備の改善も求められています。
- ・ケア会議やケアプラン審査会等で地域における福祉課題を収集・共通認識とし、長野市障害ふくしネットへ繋ぎ資源開発の検討などサービスの向上のための解決策が必要とされています。

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 福祉サービスの質の向上・資源開発

- ・各障害に特化するような事業所職員の支援レベル向上のための研修をしていきます。また、事業展開をしやすくするため、事業所への補助制度の充実をさらに図っていきます。
- ・ニーズに合わせて多様な福祉サービスを選択できる幅を広げるための手段を確保します。
- ・個々のニーズを地域の課題として捉え集約し、施策状況及びサービス提供状況を検証し、新しい制度・支援へと繋げていく仕組みとして、機能を強化していきます。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	障害ふくしネットによる提言	・長野市障害ふくしネットの仕組みを充実させ、個々のニーズが地域の課題として取り上げられ、ニーズに応えられ、事業所もサービスを提供しやすくなるための施策を提言していきます。	障害福祉課

2 福祉施設の充実

現状と課題

1 通所サービス

- ・通う場所は徐々に増えていますが、本人にあった通所場所を見つけることが困難となっています。

2 居宅サービス

- ・ヘルパー事業所では、身体障害者の排泄などについては、突発時の対応システムができていないため、事業所の人員が少なくなる土日・祝日は、対応できる事業者が見つかるまで、障害者本人が何ヶ所も電話せざるを得ない状況となっています。

3 送迎（移送）サービス

- ・外出時の公共交通機関の利用が不便であり、特に中山間地域ではその傾向が強くなっています。
- ・移送サービスの制度も不足していますが、特定の対象者のみの交通施策は事業として成立が難しいと考えられるため、新たな交通施策のモデルの検討が必要です。

4 移動支援

- ・行動援護を行っている事業所が少ない状況です。

5 短期入所

- ・生活をする場がなく一時的に1ヶ月～1年ほどの利用が必要な際の受け入れが難しくなっており、また、子どもが短期入所を利用する施設が不足しています。
- ・身近にショートステイの受け入れ先が少なく、また、急な場合のショートステイの受け入れ先も不足しており、夜間の緊急時に対応できる体制が必要とされています。

6 施設入所

- ・入所が必要な人がすぐに利用できない状況となっています。
- ・施設から地域生活移行を進めていく際に、施設と地域の関係性を綿密にしていく必要があります。

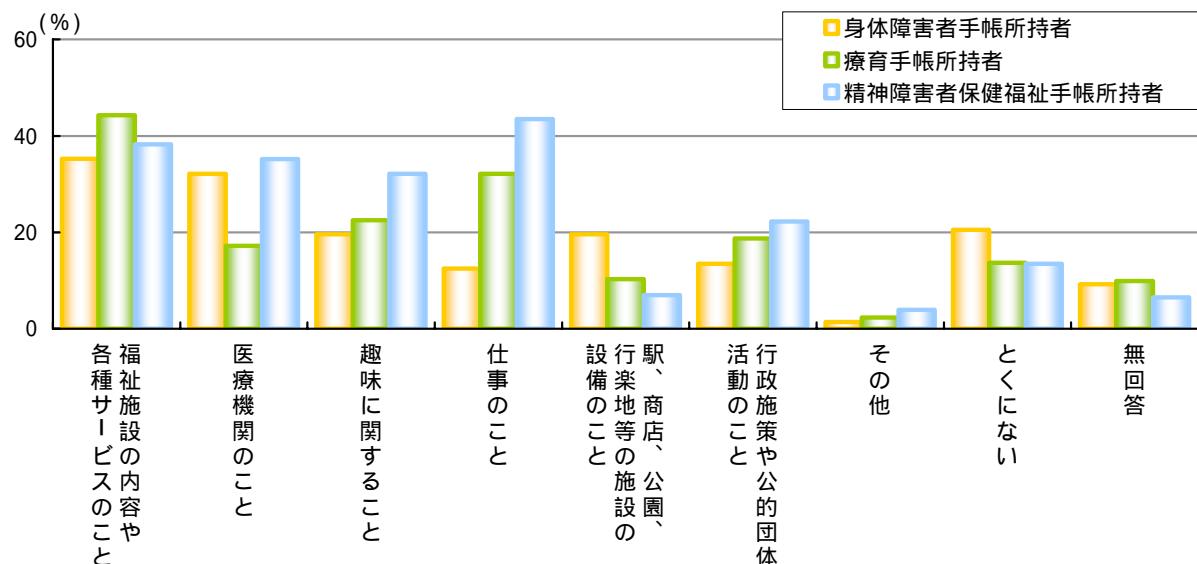
7 障害児自立サポート事業・タイムケア

- ・行動障害や医療的ケアが必要な利用希望者を受け入れできる事業所や、介護者である家族が、疾病その他の理由により緊急に預かりが必要となる場合等に利用できる施設が不足しています。

8 グループホーム／ケアホーム（G H / C H）

- ・利用希望者がいても、現状では、グループホームやケアホームの開所が計画的に進んでいません。

あなたがほしい情報はどのような内容ですか。（複数回答）



資料：障害当事者アンケート（平成22年4月実施）

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 通所サービス

- それぞれの事業所の特性を出し、個々の利用者の目的にあった通所サービスを提供していきます。また、障害のある人が福祉サービスを利用する際のサービス選択の一助になるため、引き続き通所施設ガイドブックの発行をしていきます。
- 障害のある人や支援者が必要とする長野市障害者福祉センターでの新たな講座を開拓するなど、社会情勢や環境の変化に対応した講座の開催を進めるとともに、参加者の固定化を解消していきます。

2 居宅サービス

- 居宅介護事業所の研修を行い、障害のある人の居宅介護に関われる事業所を増やしていきます。また、突発時の対応、特に排泄の対応は人間の尊厳に関わることであり、人間らしく暮らしていくためのしくみ作りを推進します。

- 補助犬の理解や啓発を図り、利用者の支援を継続していきます。

3 送迎（移送）サービス

- 障害のある人が、行きたい時に行きたい場所に移動できる手段を保障するための制度や体制を整備していきます。
- 障害のある人が日常的に利用できるようなオンデマンド交通システムを目指します。
- サービスとサービスを繋げる物、人（物理的環境）の整備をしていきます。
- 福祉自動車運行事業は、利用目的の拡大について、住民自治協議会と連携を図りながら調査・研究し、引き続き事業の推進を図ります。

オンデマンド交通とは、利用者の要求（デマンド）を満たすようにフレキシブルに運行するシステムで、よりドア to ドアに近づけることができ、利用者がいなければ運行はされないため、“空気を運ぶ”無駄を省くことができる。

4 移動支援

- 事業所への働きかけを行い、行動援護事業所を増やしていきます。また、ガイドヘルパー（視覚障害者移動支援従事者）の利用実績を分析しながら、必要人数のガイドヘルパーの養成を促進します。

5 短期入所

- 医療機関の協力を得て、行政と民間事業所が共同で夜間対応のための(仮)ケアセンターを設置し、夜間の緊急時に対応します。
- 入所施設の受け入れの整備と、地域で短期入所を行える施設を増やしていきます。その他、短期入所とは別に緊急時受け入れ体制を充実します。

6 施設入所

- 地域の中での入所施設の役割を検討し、入所が必要な人が利用しやすくしていきます。

7 障害児自立サポート事業・タイムケア

- 市内全域に受け入れできる事業所を増やしていきます。また、発達障害や医療ケアを必要とする利用者について、障害者施設や個人の協力を得ながら受け入れ体制を整えていきます。

8 グループホーム／ケアホーム（G H / C H）

- 利用希望者の要望を把握し、グループホーム・ケアホームの整備を計画的に行っていきます。また、その際に市営住宅の活用も検討します。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	障害者福祉センター管理運営	・管理運営を指定管理者に委託し、障害のある人に必要な各種講座、訓練事業を行い、障害のある人の社会参加を促進していますが、対象者が固定化しているのが課題です。	障害福祉課
継続	障害者福祉施設整備費補助金	・障害者自立支援法により日中活動の場となった障害福祉サービス事業の施設整備補助を行い、整備を図っています。	障害福祉課
継続	通所施設ガイドブックの発行	・障害のある人が通所サービスを利用するときの選択の一助となるため、市内の通所施設にアンケート形式で協力を依頼し、それをまとめたものが通所施設ガイドブックで長野市障害ふくしネットしごと部会で毎年発行しています。	障害福祉課
継続	補助犬に関する事業	・補助犬を使用する訓練を受ける場合に要する交通費を助成します。 ・補助犬の飼育費を助成します。 ・補助犬の同伴や使用に関する苦情や相談に対応します。	障害福祉課
継続	訪問理容・美容サービス事業	・寝たきり高齢者等や重度身体障害者が、自宅において散髪等を受けることができ、心身のリフレッシュと介護者の負担軽減を図っています。	障害福祉課 高齢者福祉課

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	福祉自動車運行事業	・身体等の手帳所持者に対し地区住民自治協議会と連携して福祉自動車の運行を実施し、通院やリハビリ等の外出の支援を行っています。 現状は、利用目的が限定的なものであり、かつ住民が主体となり行っている住民福祉活動であることから、移送サービスの不足の課題に対して断片的にしか対応できていません。	厚生課（社協）
継続	障害者タクシー利用券交付事業	・重度障害者にタクシー利用券を交付し、社会参加及び病院への通院等による健康管理を促進しています。また、移動手段の一助として、障害のある人の社会参加の促進を図っています。	障害福祉課
継続	リフト付きバス運行事業	・一般的公共交通機関を利用する事が困難な重度障害者の生活圏を広げ、また、移動交通手段の一助として、障害のある人の社会参加の促進を図っています。	障害福祉課
継続	ガイドヘルパー養成	・ガイドヘルパーは、視覚障害者の外出の機会を確保し、自立を促しています。	障害福祉課
継続	施設入所事業	・入所施設の利用理由を明確にしつつ、個別支援計画が形骸化しないよう、計画を具体的に実行します。そのため、サービス管理者と関係機関の役割分担、フォローワー体制までチーム支援を基本とし、施設がケースを丸抱えしないようにします。	障害福祉課
継続	障害児自立サポート事業	・放課後や休日の一時預かりにより介護者の介護負担軽減を図るとともに、外出サポートや放課後休日サポートにより自立と社会参加を支援しています。	障害福祉課
継続	タイムケア事業 (介護者拡大)	・登録された事業所や個人が障害のある人を一時預かりにより介護し、介護者の介護負担軽減を図っています。 ・サービス事業所と連携し、タイムケア介護者の確保に努めます。また、サービスの一層の周知を図っていきます。	障害福祉課
継続	障害者福祉施設整備費補助金	・障害者自立支援法により、日中活動の場となつた障害福祉サービス事業の施設整備補助を行い整備を図っています。 ・また、グループホーム利用希望で利用できていない人数を明らかにし、計画的なグループホームの整備を行っていきます。	障害福祉課
継続	ケアホーム介護人配置事業補助金	・地域での生活を望む重度の知的障害者が共同で生活することができるようにするため、社会福祉法人等が運営するケアホームにおいて介護人を配置した経費に対し補助を行なっています。	障害福祉課
継続	グループホーム (市営住宅)	・平成22年度現在2箇所でグループホームを実施しています。 (小市団地：ほっとらいふ小市ホーム、犀南団地：さいなみほ～む) 公募を経ない目的外使用であり、事業者の申し出と市営住宅の利用状況との調整が必要であり、計画的な運用が必要となっています。	住宅課

新 事業

主な事業	事業の内容	担当課
居宅介護緊急時対応	・事業所のネットワーク化、または輪番制で当番センターを作り、緊急時に対応できる体制の仕組み作りを行います。	障害福祉課
緊急時ショートステイ	・短期入所とは別に緊急時支援事業として位置づけが必要です。また、緊急時の判断基準と利用可能施設の選定が課題となっています。	障害福祉課
ナイトケア事業	・行政と民間事業所が共同で夜間の緊急時対応を行うため、(仮)ケアセンターの設置に向け協議していきます。	障害福祉課



重度障害者の方の移動交通手段の一 となっているリフト付きバス

第3章 くらしの充実

～安心して生活するために～



長野市障害者スポーツ大会での
障害者シンクロ イズ スイミング発表会の様子



いすマラソン大会 力のスタート 景

第1節 生活基盤の整備

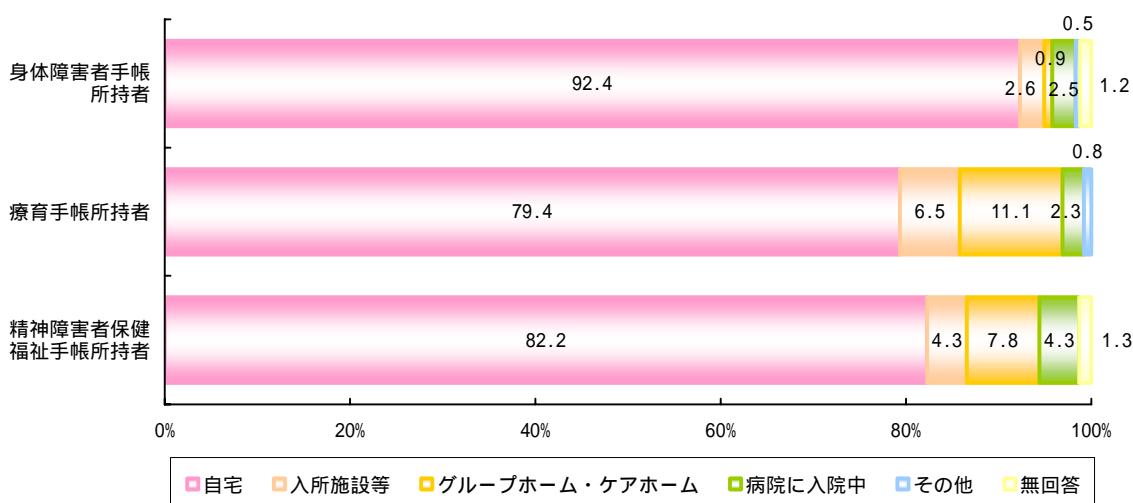
1 住まいの充実

現状と課題

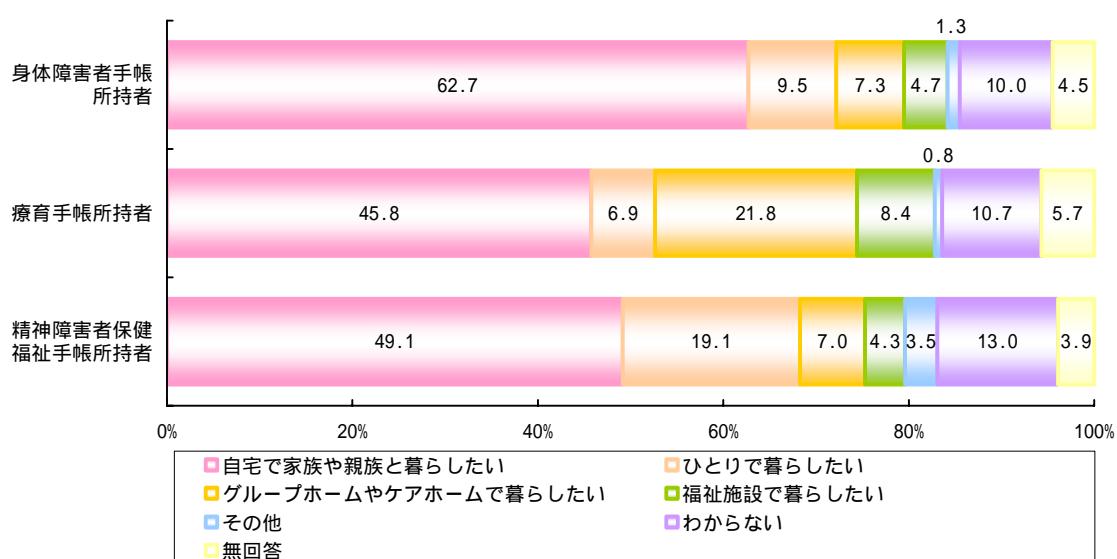
1 住まいの充実

- 現在のグループホームやケアホームはバリアフリー化されておらず、高齢化に対応した設備になっていません。また、住居を借りる際に保証人が必要となり、保証人がいない場合、自立した生活のための住まいを確保できない状態です。

現在の生活の場所（寝起きしている場所）はどこですか。



あなたは、これから的生活をどのように送りたいとお考えですか。



資料：障害当事者アンケート（平成22年4月実施）

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 住まいの充実

- ・現在あるグループホーム、ケアホームについては、設置している法人等が積極的にバリアフリー化を図るとともに、市においても整備のための助成制度の活用を促進します。
- ・車いす用等住宅の整備は、老朽化した市営住宅の建替推進実施により戸数の増加を目指します。障害者や高齢者等に配慮し、対応できる空き住宅は、引き続き優先入居として募集し、空いている市営住宅については、引き続きグループホームへの活用を図ります。
- ・住宅相談事業をより一層周知し、気軽に相談できるような窓口としてサービスの徹底を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	身体障害者住宅整備補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者の在宅での生活を継続するために必要な住宅の改修費用を補助しています。 ・障害者本人や介護者の経済的な負担を軽減することができます。 	障害福祉課
継続	障害者福祉施設整備費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画に基づいたグループホーム、ケアホームの整備について、法人からの申請により補助金を交付しています。 	障害福祉課
継続	車いす用等住宅の整備 市営住宅の 入居募集（優先住居） 市営住宅の グループホーム活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅団地内に車いす対応住宅または、バリアフリー住宅を整備します。 ・障害者や高齢者世帯の空き住宅が確保された場合は、毎回、優先入居として募集をします。 ・長野市の空いている市営住宅をグループホームとして活用していきます。 	住宅課
継続	住宅相談	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築・増改築・リフォーム・耐震改修・バリアフリー化などに関する技術的な相談を受け付けていますが、相談件数が伸びていないのが現状であり、今後は相談に関するケアの充実を図ることが課題となっています。 	住宅課
継続	福祉住宅建設資金融資	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者又は身体障害者等の方が、新築又は増改築等をされる場合、建築資金融資制度があります。現在、民間金融機関の住宅建設資金融資の貸付利率が長野市より低いため、利用件数が少ないのが現状です。今後、融資制度の検討が課題となっています。 	住宅課



バリアフリーにされた市住の身障団地

2 健康づくりの充実

現状と課題

1 健康づくりの充実

- ・障害者の健康管理等を充実する必要がありますが、障害者の体の機能の維持（機能低下予防）に対する医療的支援が不足している状況です。また、健康管理など医療機関との連携も不足しています。

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 健康づくりの充実

- ・障害者個人の特徴に応じて、医療機関・保健師・管理栄養士・作業療法士（OT）・理学療法士（PT）などと連携し定期的な訓練や健康相談、情報提供をしていきます。
- ・障害者健康診断の対象者を拡大し、医師による訪問健診及び歯周疾患健診の実施について検討します。
- ・障害のある人も含め、市民のがん等の疾病の早期発見・早期治療につなげるため、受診者の利便性に配慮した検診体制を整備し、受診率の向上を図ります。また、生活習慣病予防や健康づくりに関して、正しい知識の普及と健康習慣の実践を図るため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・作業療法士（OT）・理学療法士（PT）が健康教育を実施し、生活習慣病の予防と食育の推進を図っていきます。
- ・福祉医療費給付事業は、制度の趣旨を踏まえ、継続的かつ経済的負担の大きい市民を中心に、ともに支えあい、将来にわたり持続可能なものとします。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	健康相談事業の継続	・障害特性に応じ、医療機関、保健師、管理栄養士、作業療法士、理学療法士等と連携し、健康相談を実施しています。	健康課
継続	胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、肝炎ウィルス検診、骨粗しょう症検診、歯周疾患検診	・各種がん検診（胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん）を実施し、がんの早期発見、早期治療に努めています。また、肝炎ウィルス検診、骨粗しょう症検診（節目年齢のみ）、歯周疾患検診（節目年齢のみ）を実施し、疾病の正しい知識の普及と予防に努めています。	健康課
継続	各種健康教室、栄養・運動指導、骨の健康づくり、むせ予防教室等	・障害のある方も含め、生活習慣病予防や健康づくり、歯の健康等に関して、正しい知識の普及と健康習慣の実践を図るため、各種健康教室や講座を開催しています。	健康課
継続	訪問保健指導、個別健康相談	・健康に不安や心配がある場合など、必要に応じて、保健師、管理栄養士、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等が保健センターや家庭訪問などで相談に応じています。	健康課
継続	精神保健相談、難病医療・生活相談	・医療・保健に関する相談のほか、相談者のニーズにあった情報提供に努めています。	健康課
継続	障害者健康診査事業	・国保特定検診の対象にならない18歳以上40歳未満の在宅の重度身体障害者を対象に健康診査を実施しています。	障害福祉課

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	長野市国保特定検診 後期高齢者検診 特定保健指導	・平成 20 年度から市町村が実施していた市民健康診査にかわり、保険者がメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施することになり、本市では、40 歳以上の長野市国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者を対象に実施しています。また、特定健診の一環として人間ドック・脳ドックの補助制度を実施しています。なお、特定健診の結果による対象者に生活習慣の改善を図るための特定保健指導を実施しています。	国民健康保険課
継続	補装具費支給事業	・障害の内容や程度により、補聴器・義肢・車いす・電動車いす等の補装具の購入又は修理が必要と認めた場合に補装具費の支給をしています。定率 1 割負担ですが、世帯の所得に応じて負担上限額が設定されています。(生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は 0 円、課税世帯は 37,200 円)	障害福祉課
継続	福祉医療費給付事業	・広報ながのや市ホームページでの告知や本庁・支所の窓口を使い、市民に制度の周知を図り、充分な活用がされています。	厚生課

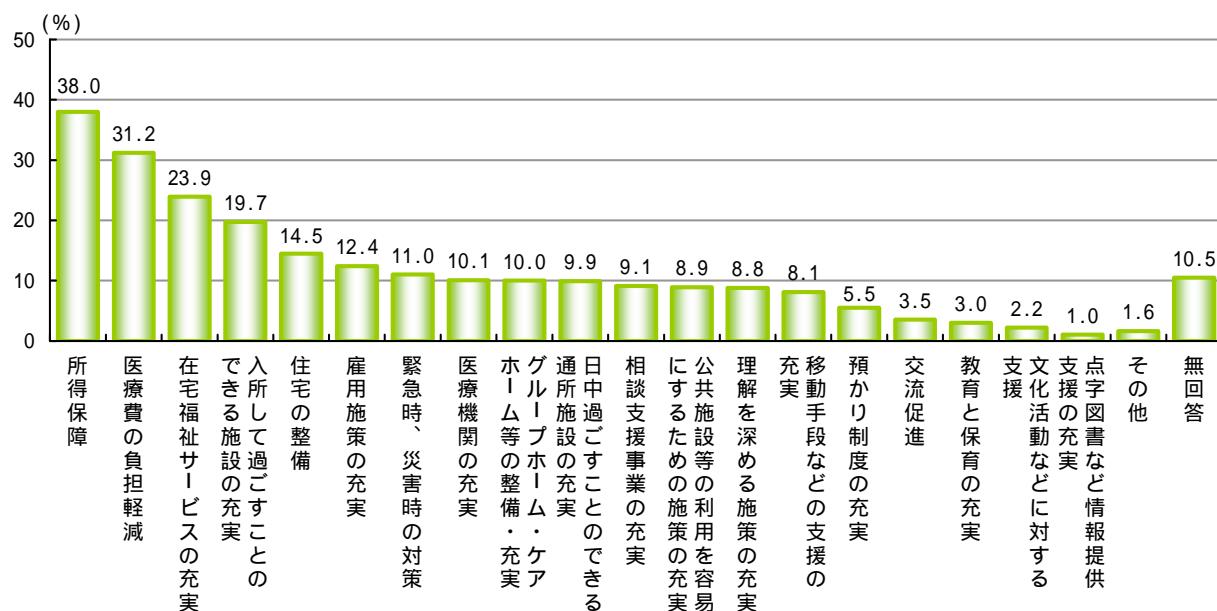
3 所得の保障

現状と課題

【所得保障の充実】

- ・障害者の高齢化にともない、就労系サービスから生活介護へ移行することにより工賃収入が見込めず、年金収入だけでは充実した生活を送ることが難しい状況になると予想されます。積極的な広報活動等により、障害者に対する年金制度及び各種手当による所得保障について、積極的に周知する必要があります。

今後、市が取り組むべき施策として、何が重要だと思いますか。(主なもの3つまで)



資料：障害当事者アンケート（平成22年4月実施）

後の施策の方向性（10年後の目標）

【所得保障の充実】

- ・障害者の生活水準の向上に応じた年金や手当が受けられるよう国等へ要望していきます。その他、障害者に対する外出経費や医療費等の各種助成制度の充実を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> ・障害基礎年金額は、物価スライド（物価の伸び率）を勘案し改定されますが、平成13年度と比較して、年々減額になっています。 <p style="text-align: center;">(13年度) (22年度) 1級：1,005,300円 990,100円 2級： 804,200円 792,100円（年額） (18年度以降は据置き)</p>	国民健康保険課
継続	特別障害給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・特別障害給付金制度は平成17年4月創設事業本給付金は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金を受給していない障害者を対象とした福祉的な措置として支給を行なっています。 <p style="text-align: center;">(17年度) (22年度) 1級： 49,850円 50,000円 2級： 39,800円 40,000円（月額）</p>	国民健康保険課
継続	65歳から障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年4月から障害基礎年金を受給しながら働いて厚生年金保険料を納めた場合、65歳以降、障害基礎年金と老齢厚生（退職共済）年金を同時に受けることができるようになりました。また、厚生（共済）年金に加入している夫が死亡した時、障害基礎年金を受給している妻は、障害基礎年金と遺族厚生（共済）年金を同時に受けれるようになりました。 	国民健康保険課
継続	結核・精神給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・国保加入者で自立支援受給者証（精神通院）所持者に、自己負担（窓口負担）を現物給付しています。しかし、財源不足、被用者保険加入者にはこのような付加給付がないのが課題となっています。 	国民健康保険課
継続	生活福祉資金貸付制度	<ul style="list-style-type: none"> ・身障や療育または精神保健福祉手帳所持者に対し、経済的自立や安定した生活に向け資金を貸し付けています。事業の要件、限度額の設定が時代に馴染まない点が課題となっています。 	厚生課（社協）
継続	地域たすけあい事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市社会福祉協議会が実施する地域たすけあい事業に対して事業費の補助を行っています。（高齢者や障害者で日常生活に支障のある方への家事援助サービス及び単独ではバス・タクシー等の公共交通機関の利用が困難な要介護・要支援者、障害者、肢体不自由者の方の通院等を支援する外出支援サービス） ・各地区社協においてボランティアの協力員を含めて運営を行っており、きめ細かな対応を行っています。 ・地区数や利用者の増加により、事業費が増加しているのが課題となっています。 	高齢者福祉課

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	重度心身障害児福祉年金	<p>・市内に 6 ヶ月以上居住している者で、身体障害者 1 級～ 4 級、療育手帳、特別児童扶養手当認定者、障害児福祉手当受給者に該当する 20 歳未満の障害児の保護者に支給しています。</p> <p>年額 第 1 種 135,000 円 第 2 種 99,000 円 第 3 種 33,000 円</p>	障害福祉課
継続	特別児童扶養手当	<p>・重度若しくは中度の身体障害者または知的障害、精神障害がある 20 歳未満の在宅の児童を監護している方に年 3 回（ 4 ・ 8 ・ 12 月期）に支給しています。</p> <p>月額 1 級 50,750 円 2 級 33,800 円</p>	障害福祉課
継続	障害児福祉手当	<p>・常時特別な介護を必要とする 20 歳未満の在宅障害児（身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部の障害児並びに、療育手帳 A1 の一部の重度障害児）に年 4 回（ 5 ・ 8 ・ 11 ・ 2 月）に支給しています。</p> <p>月額 14,380 円</p>	障害福祉課
継続	特別障害者手当	<p>・常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の在宅障害者に年 4 回（ 5 ・ 8 ・ 11 ・ 2 月）に支給しています。</p> <p>月額 26,440 円</p>	障害福祉課
継続	在宅福祉介護料	<p>・市内に 1 年以上居住する 20 歳以上の在宅障害者を、基準日以降 1 年間に、居宅において通算 6 ヶ月以上介護している者に支給しています。</p> <p>年額 第 1 種 35,000 円 第 2 種 25,000 円 第 3 種 11,000 円 第 4 種 9,000 円</p>	障害福祉課
継続	人工透析患者等見舞金	<p>・低肺機能患者で医師の処方箋等により在宅酸素療法を行っている者に支給しています。</p> <p>・慢性の腎疾患により人工透析を受ける者で、特定疾病療養受療証の交付を受けている者、更生医療の給付を受けている者に支給しています。</p> <p>年額 15,000 円</p>	障害福祉課

4 生活の移動手段の確保

現状と課題

1 日常の移動手段の充実（長期目標）

- ・モータリゼーションの進展とともにあって公共交通機関の利用者減少に歯止めがかかるず、民間事業者の努力だけでは公共交通の存続が困難になっています。
- ・コスト削減のために路線の廃止や減便等を行うと、市内の交通空白地域・不便地域の拡大を招き、高齢者・障害者等の交通弱者の移動手段の確保・維持がさらに困難になる“負のスパイラル”が繰り返されます。
- ・渋滞緩和と温室効果ガスの排出抑制の観点から、バス・電車など公共交通機関や自転車の利用が見直されています。

2 移動支援の充実（短期目標）

- ・通学、通所のために移動支援のサービスを受けられず、特に土日など移動支援サービスの利用希望に対して、事業所が応えられていません。理由として報酬単価が低く事業所の採算が見込めないなど、サービス体制が整備されない状況があります。

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 日常の移動手段の充実（長期目標）

- ・「生活を支えるバス」とするため、交通不便地域・交通空白地域の解消に努めるなど、地域公共交通ネットワークの構築、また、バスサービスを向上させ「選ばれるバス」への変貌を目指します。
- ・「長野市地域公共交通総合連携計画」の各種事業の実施によりバス交通の活性化・再生を図り、市内路線バスの年間利用者数の増加、及びバス利用者の満足度を向上させます。
また、交通空白地域・交通不便地域の解消を進めるとともに、現在運行中の市バス・循環バス・乗合タクシーについては、路線・ダイヤを地域のニーズに合わせていくための見直しを行い、効率的な運行に努めます。
- ・自転車駐車場の必要な場所については、整備を進めるとともに、快適な利用環境とするため、屋根等の設置にも努めます。また、市民の環境意識が高揚しているため、CO₂の排出抑制による温暖化防止対策の観点からも公共交通機関の利用促進の啓発を進めていきます。

2 移動支援の充実（短期目標）

- ・事業所は通所サービス利用促進の助成事業を利用するなどして送迎サービスの充実を図ります。また、事業所は積極的に福祉有償運送事業を活用し、ニーズに対応するようにします。
- ・冠婚葬祭など短時間の利用の外出は、利用者の負担なく利用できるようにし、長時間の場合（宿泊をともなう外出時利用など）は、利用者負担を求めるなどの見直しを行います。

モータリゼーションとは、自家用車が大衆に普及すること。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	市バス等運行事業 循環バス 空白型乗合タクシー 中山間地域輸送システム 廃止路線代替バス 「長野市地域公共交通総合連携計画」事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の移動手段を確保するため、合併町村においては市バス等を運行するとともに、中山間地域においては住民組織が主体で運行するデマンド型の乗合タクシーを支援しています。市街地等における交通空白地域・交通不便地域の解消や日常生活の利便性向上のためには、空白型乗合タクシー・循環バスを運行しています。更に、民間事業者が維持困難な生活路線バスについては、廃止代替バスを運行するとともに、一部補助により路線を維持しています。 ・また、バス交通の活性化・再生を目指し、「長野市地域公共交通総合連携計画」に基づく各種事業を実施しています。 	交通政策課
継続	自転車駐車場管理運営 ノーマイカーデー さわやかエコパーク	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅へ自転車駐車場を設置し、自転車からの乗り換えによる公共交通機関利用を促しています。（現在、34ヶ所・9,576台分） ・「さわやかふれあい通勤市民運動」を経済団体とともに進めています。 ・収容台数以上の自転車が駐車されている駐輪場もありますが、増設する適地がありません。また、放置自転車が後を絶たず、整理とのいたちごっことなっているのが課題となっています。 ・公共交通利用に対するインセンティブが明確でないと、なかなかマイカー通勤の便利さから脱却できないのが課題となっています。 	交通政策課
継続	移動支援事業拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・移動に介助が必要な身体障害者や見守りが必要な知的障害者・精神障害者など単独では外出できない障害者に対してヘルパー事業所による移動支援を実施し、外出機会や余暇活動等のための外出の際の移動を支援しています。 	障害福祉課

第2節 社会参加のために

1 余暇活動の充実

現状と課題

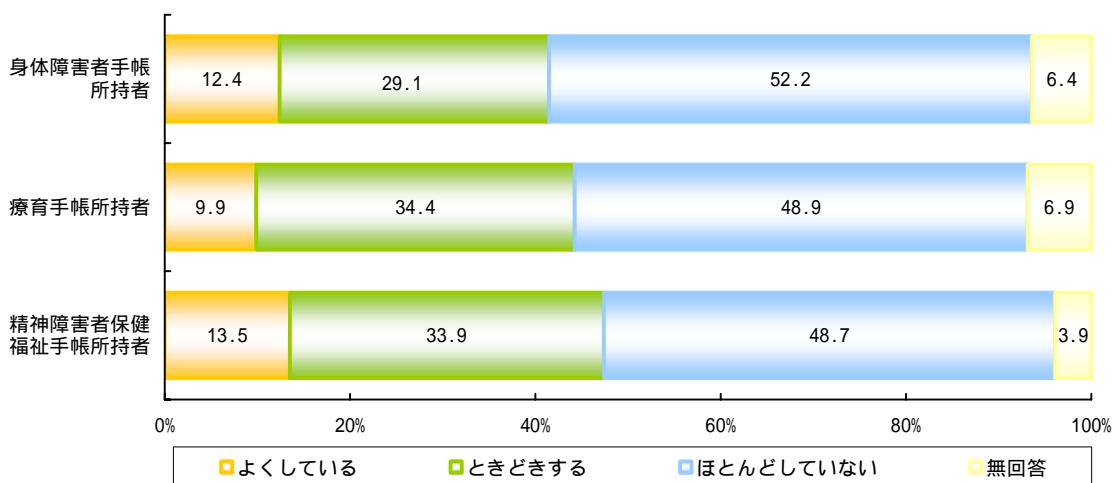
1 余暇活動の充実

- ・障害のある人に対する多様な余暇が不足している状態です。また、余暇の楽しみ方・見つけ方が分からず、障害特性によっては余暇への意欲が見出せないといったケースもあります。
- ・行事に限らず外出すると費用がかかり、経済的負担が生じることも課題となっています。

2 活動参加支援の充実

- ・現状では、少ない金銭的負担で参加可能な行事が少なくなっています。
- ・利用している施設の行事以外の情報が少なく選択肢が限られているのも課題となっています。

【スポーツ、レクレーション、趣味等の活動はしていますか。】



資料：障害当事者アンケート（平成22年4月実施）

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 余暇活動の充実

- ・スポーツやレクレーションは、健康・体力の維持増進や機能回復、心身のリフレッシュ等、様々な効果があるため、施設の整備や環境の充実に努めます。
- ・各種講座やスポーツ教室、旅行など様々な分野の余暇活動を事業所間で連携して企画、また、事業所の枠を超えて障害のある人自身が自らの希望を基に企画・立案・実施に関わることで興味が持てるよう支援し、より多くの障害のある人が参加できるようにします。
- ・市有施設の入場料等の減免の充実を図るとともに、免除・減免・割引の申請手続簡素化等を図り、経済的支援を受けやすくするよう努めます。
- ・文化交流芸術祭について、一層の周知、広報活動を強化します。

2 活動参加支援の充実

- ・障害のある人が中心になって企画・運営する活動に対して、経費の一部を助成します。
- ・事業所間が連携し、携帯端末などで閲覧可能な情報発信を行います。また、障害者余暇活動支援事業補助金を継続していきます。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	文化交流芸術祭	・開催地が長野市なら、たくさんの出品がありますが、他市町村になると大幅に出品数が減ってしまうため、周知方法など改めて対策が必要です。	障害福祉課
継続	障害者スポーツ振興事業 (各種講習会、車いすマラソン、正会員の集い)	・長野市障害者スポーツ協会主催により、障害者スポーツの各種講習会を実施しています。 ・車いすマラソンは全国から多数の選手が参加しております、周知されてきています。	障害福祉課
継続	市有施設の使用料等の減免 (体育施設使用料減免、入館料の減免等)	・平成19年3月1日付「長野市営体育施設使用料の減免に関する内規」等により、本市及び指定管理者による施設は全て免除又は減免を実施しています。 ・障害者と介護者及び引率者に対して入館料を減免し、地域文化の学習や芸術文化の鑑賞機会を支援しています。 ・減免措置の周知が利用者間で少しづつ浸透し、障害者団体を中心に利用者が少しづつ増えています。	体育課 博物館
継続	障害者余暇活動支援事業補助金	・障害があっても充実した生活を送るため、健康・体力の維持や機能回復、心身のリフレッシュ等を目的として余暇を過ごしたい当事者団体等に活動費の一部を補助しています。1団体に30万円を上限に3年を限度として補助しています。	障害福祉課

新 事業

主な事業	事業の内容	担当課
余暇活動支援推進事業	・余暇に関する情報を事業所とともに連携し、色々な媒体を通じて当事者に情報発信していきます。	障害福祉課
フロアホッケー競技の推進	・障害者のためのフロアホッケー教室を月1回程度開催し、フロアホッケーの裾野を広げ、競技人口を増やし「障害者フロアホッケー大会」の開催を目指します。	障害福祉課

第4章 教育・育成の充実

～生きる力を育てるために～



児 デイサービスセンターでの自立課題・ の会・ 使用している教

第1節 母子保健事業・早期療育体制の充実

1 充実

現状と課題

1 母子保健事業・早期療育体制の充実

- ・情報の共有化を図り、均一な支援サービスが行えるようにしていく必要があります。
- ・疾病や障害の早期発見のため、乳幼児健康診査や健康教室の充実が必要です。また、相談には親身に応対し、本人支援、家族支援の視点から関係機関へスムーズに橋渡しができる人材の育成及び専門スタッフの資質向上が求められています。
- ・発達の気になる子どもの情報を、保育園や幼稚園、医療機関、障害児支援施設、相談機関等の関係機関への確に引き継ぎ、発達障害の早期発見、早期療育に努める必要があります。それぞれの年齢に応じて、発達状況等の記録を記入した、共通のサポートブックを作成する必要があります。
- ・市の発達相談員は保健所と保育家庭支援課に配置されていますが、業務が多岐にわたっており、保護者や園からの相談に速やかにかつ十分に対応しきれない状況がみられます。
- ・医療的なケアが必要な子どもについては、幼稚園や保育園で受け入れ体制が整わず、希望園に入園できない場合もあるため、環境を整える必要があります。

2 ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築

- ・それぞれの障害特性を理解し、乳幼児期、学齢期、青年期とそれぞれの成長段階に応じ一貫した継続的な支援が必要です。
- ・子育てで不安な時などに、気軽に行ける身近な場所や親の思いに寄り添う支援体制の確立が必要とされています。

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 母子保健事業・早期療育体制の充実

- ・乳幼児健診の受診率は90%を超えていますが、疾病や障害の早期発見のため、今後も高い受診率の維持に努めます。また、専門スタッフの資質向上のため研修会等を行うとともに、「母子保健マニュアル」を随時更新し、乳幼児健診の内容の充実を図ります。
- ・障害が発見される時期、保護者が障害を受け入れられる時期によって支援の内容等が異なるため、対象児や保護者のニーズを慎重に見極めながら、関係各課が情報を共有し、個別のニーズに即した一貫した支援ができるように努めます。
また、共通のサポートブック作成に努めます。
- ・医師会及び専門スタッフとの連携を更に深め、医師・専門スタッフの継続的な確保に努めます。
- ・きめ細やかな支援を行うために、発達相談員の増員を行い、より機能的・有効的に活動していきます。
- ・医療的ケアの必要な子どもの保育園への受け入れ体制について、調査研究します。
- ・保育士の障害理解と資質向上を図るため、研修会等を実施し、障害児保育の充実に努めます。

2 ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築

- ・障害福祉課、保育家庭支援課、保健所、学校教育課で行われている各相談事業を整理し、ライフステージに応じた支援ができる体制にします。また、個別のニーズに即し保健・医療・教育・福祉が一体となった療育システムの確立、その他、新たに障害児のライフステージに応じ一貫した総合的な支援ができる部署の検討をします。
- ・専門スタッフを配置し、チーム支援ができる体制づくりをします。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	乳幼児健康診査 ・乳児一般健康診査 ・4ヶ月児健康診査 ・9～10ヶ月児毛脳診査 ・1歳6ヶ月児健康診査 ・3歳児健康診査	・身体発達及び精神発達の面から最も重要な時期である乳幼児期に、医師・歯科医師・保健師等による総合的な健康診査を保健センター等で集団健診方式で実施しています。 また、3～11ヶ月児、9～10ヶ月児を対象に、医療機関による個別健康診査を実施しています。	健康課
継続	乳幼児健康教室 ・7～8ヶ月児健康教室 ・2歳児健康教室	・母親同士のコミュニケーションの促進と乳児期の発達チェックによる障害及び疾病の早期発見のため、7～8ヶ月児、2歳児健康教室を保健センター等で実施しています。	健康課
継続	育児・健康相談	・健康・育児に関する相談に応じます。 ・保健センター等で実施しています。	健康課
継続	母子専門相談	・妊娠中の気になること、長期療養をしている子ども、低体重で生まれた子ども、乳児期の成長・発達に心配のある子ども等の相談に医師、助産師、作業療法士(OT)、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。	健康課
継続	発達相談	・乳幼児の精神運動発達や言語発達について、保護者の疑問や不安について相談に応じる場を提供し、子どもに応じた適切な保健指導を行うため、発達相談、経過観察を実施します。	健康課
継続	すくすく広場	さらに、精神発達・運動機能・行動面や親子関係において何らかの問題が懸念される幼児との保護者に継続的な集団での課題(遊び)により幼児の発達を促します。また、保護者の育児上の困難さや不安に対して相談を行うことにより、保護者が幼児の状態や障害を受け止められるように努めます。	
継続	あそびの教室		
継続	乳幼児発達健診	・乳幼児健診診査及び健康教室等の結果、精神・行動・言語面等で発達に障害があると疑われる子どもに対し、医師等の専門スタッフによる診察、指導を実施します。	健康課

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	個別・グループ療育	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児発達健診の結果、成長・発達に支援が必要と判断された子どもとその保護者に対して臨床心理士、言語聴覚士（ＳＴ）、作業療法士（ＯＴ）、発達相談員、保健師等が相談を行い、親の育てる力の向上と子どもの成長・発達を支援するとともに、障害があっても、援助を受けていても、地域で生活していく技術が身につけられるように支援します。 	健康課
継続	保育園・幼稚園等の施設訪問（発達相談事業）	<ul style="list-style-type: none"> 発達相談員及び保健師が保育園等を訪問し、子どもの特徴や障害特性、対応方法について助言を行うことにより、保育園等が主体的に保育に取り組んでいくように支援します。 保護者や園からの相談に速やかに、かつ十分に対応できるように発達相談員の増員を検討します。 	保育家庭支援課 健康課
継続	障害児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害理解を深め、保育士の資質の向上を図るため、保育園職員対象の研修会を実施します。 心身の発達状況により入園が適当と認められる医療ケアの必要な子どもの保育園への受け入れ体制について調査研究します。 	保育家庭支援課

新 事業

主な事業	事業の内容	担当課
障害児発達支援体制構築事業	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップで中核的に相談にのってくれ、ライフステージに応じてフォローできる機関の設置を検討します。 将来に向けて必要な支援の方向性を明らかにし、成長段階に応じた一元的な情報管理ができるよう、継続的にフォローできるケアマネジメントの体制づくりをします。 臨床心理士、理学療法士（ＰＴ）、作業療法士（ＯＴ）、言語聴覚士（ＳＴ）、保健師、コーディネーターを配置したチーム療育を目指します。 	障害福祉課

2 連携

現状と課題

1 保健・医療・福祉・教育の連携

- ・幼稚園・保育園において、発達の気になる段階のお子さんについては、市の発達相談員や県の障害児等療育支援事業の相談員、教育相談の教諭など複数の相談機関がありますが、それぞれの情報共有や役割分担が明確化されておらず、継続的かつ多方面からの一貫性のある支援が不十分です。初めて出会う支援者が誰であっても、きちんと必要な情報が提供され、支援される必要があります。
- ・相談に対応できる専門スタッフの確保が難しく、幼稚園・保育園からの相談に速やかに対応する仕組みが十分とはいえない状況です。
- ・乳幼児期に本人や家族へいかに必要な支援ができるかが大変重要ですが、乳幼児期の保健と福祉の連携に課題があるため、相互に情報の共有ができず、多分野からなるチームでの支援体制づくりが難しい状況です。

2 情報提供の充実

- ・転入者、長期入院児など、保健、医療、福祉サービスなどの情報がなかなか入りにくい状況にあるため、必要なサービスの情報を提供する必要があります。

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 保健・医療・福祉・教育の連携

- ・幼稚園・保育園の相談窓口を担う機関の連絡会を設け、情報の共有や各機関の役割分担の明確化を図り、チーム支援体制を作っていきます。
- ・本人や家族に対して、医療・保健・福祉・教育など多分野から構成される、早期療育体制を整備し、幼稚園、保育園へ定期的にチームで巡回するシステムを構築していきます。
- ・共通のサポートブックを活用し、多分野の連絡に努めます。

2 情報提供の充実

- ・市民にとって分かりやすい相談窓口を再構築します。また、広報ながの、市のホームページ等の活用など様々な方法で、積極的な情報発信に努めます。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	相談支援事業	・障害ふくしネットを活用し、障害児（者）の情報を早期に収集し、相談支援専門員等に繋げています。	障害福祉課
継続	障害者相談支援事業	・自立支援法施行に伴う3障害一元化により、障害福祉サービスのひとつとして在宅サービス支援が図られています。 ・家庭環境も勘案し、必要な機関に繋げていける障害児に特化した相談支援従事者を配置します。	障害福祉課
継続	特別支援庁内連携会議	・障害福祉課、保育家庭支援課、健康課、学校教育課で情報の共有等に関して検討し連携を図っていきます。	障害福祉課 保育家庭支援課 健康課 学校教育課
継続	こどもの心事例検討会	・長野市医師会との共催による「こどもの心事例検討会」を開催し、関係者との連携に努めています。	学校教育課
継続	特別支援学校教育相談担当者会	・北信地区特別支援学校教育相談担当者、北信教育事務所、学校教育課が教育相談や北信地区的特別支援教育全般について意見交換等をし、連携を図っています。	学校教育課
継続	健康カレンダー・子育てガイドブックによる情報提供	・媒体を全戸配布するなど幅広く情報を提供しています。	健康課 保育家庭支援課

新 事業

主な事業	事業の内容	担当課
幼稚園・保育園への定期巡回システム	・理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、医者、臨床心理士などから構成される巡回チームを設置し、相談支援従事者がコーディネートし、幼稚園・保育園への定期巡回を行います。	障害福祉課

第2節 福祉サービスの充実

1 充実

現状と課題

1 放課後や長期休み等における居場所の確保

- ニーズがあっても現在の事業所だけでは不足しており、特に医療的ケアの必要な児童受け入れ事業所が不足しています。
- 福祉有償運送はありますが、利用者の負担が大きくなっているほか、公共交通機関の場合、保護者が働いていると児童がバス等を利用するための練習ができず、利用できないなどの問題があります。また、登下校時に保護者が付き添うことで児童が自立の機会を逃してしまったり、また保護者の負担も大きいなど課題となっています。
- 特別支援学校の児童の放課後支援については、事業所として受け入れをしたくても場所やスタッフ確保ができない状況にあります。

2 スタッフの資質向上

- 障害理解のための学習機会が少なく、サービス提供側であっても、理解ができていない場合があり、資質の向上が求められています。

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 放課後や長期休み等における居場所の確保

- 事業量見込を計画して、現行実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、需要の伸びに応じて、提供量の拡大や新規参入する事業所の支援策を検討します。
- 市内の事業所では、様々な障害に対応できるスタッフの育成と看護師などの専門スタッフの配置を進めています。
- 登下校指導、登下校の手段を確保し、自立して登校できるようにするために、学校と福祉事業所との協力体制を検討します。また、特別支援学校からの下校に関して、事業所付近へのバス停設置を要望していきます。
- 学校側の放課後の支援体制（児童館のようなもの）の校内設置について、県教委等関係機関と協議をしていきます。また、地域で利用できる場所として、市立公民館を利用しやすくします。

2 スタッフの資質向上

- 障害別講演会を開催し、スタッフが障害に対する正しい理解と支援を学習する機会を設けます。また、その補助制度を設ける検討をします。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	障害者(児)施設医療ケア事業	・障害児自立サポート・タイムケア事業所が医療的ケアを必要とする障害者の受け入れ時、看護師を配置した場合に経費の補助を行います。 看護師等配置が困難な事業所もあり、ニーズを十分に満す環境整備ができていないのが課題です。	障害福祉課
継続	短期入所行動障害児援護事業	・強度行動障害がある障害児が短期入所事業を利用した場合に、職員加配に要する経費の一部を施設に補助することにより、受け入れ可能な施設の拡大を図っていきます。	障害福祉課
継続	障害児自立サポート事業	・放課後や休日の一時預かりにより介護者の介護負担軽減を図るとともに、外出サポートや放課後休日サポートにより自立と社会参加を支援しています。	障害福祉課
継続	登下校時の支援	・登下校時の支援については、現行の制度下では限界があり、家庭、福祉事業者、ボランティア等による協力が引き続き必要です。	学校教育課
継続	市立公民館の利用	・自立サポート事業の場として市立公民館の学習室・調理室等の貸出を行っています。施設構造及び老朽化により改修が困難な館もあり利用しづらい点があるという課題があります。	生涯学習課

新 事業

主な事業	事業の内容	担当課
障害福祉従事職員育成支援事業 (勤務年数・対象障害者年齢別)	・スタッフの資質及びスキルアップのため、より実践的な問題に対してどのように対応していくのか、事業所のスタッフを講師として勤務年数・対象障害者年齢別の研修会を開催していきます。	障害福祉課

2 連携（情報交換及び提供）

現状と課題

1 家族、学校(小・中・高)、サービス事業所

- ・特別支援学校とサービス事業所は連携が取りやすい反面、市立小・中学校では、福祉サービスの周知が十分でないため、連携が取りにくい場合があります。
- ・自立サポート利用者やケアプランを立てている児童については、学校でのケア会議に事業所も参加できている場合が多いため、情報交換や連携ができますが、それ以外の場合はできないのが現状です。一方で、事業所では、会議に携わる職員の不足や会議出席に対する費用がどこからも出ないことが課題としてあります。
- ・親の会、保護者の勉強会、交流会に積極的に参加する家庭や開催する事業所がある一方で、福祉サービス等と連携できておらず、相談すらできず孤立している家庭もあります。

2 医療機関

- ・保護者が医師と連携が取れていない場合の支援は難しい状況にあります。また、医療機関と福祉との情報共有が図られておらず、福祉から医療機関へ繋がりにくい状況となっています。
- ・新生児特定集中治療室（NICU）から退院しても、在宅で介護することが難しいことが多く、入院が長期化してしまうことがあります。

3 バス事業者等旅客運送業界

- ・学校からの送迎手段がないために、福祉サービス（自立サポート等）を利用できない子どもたちがいます。事業所によっては民間タクシー会社と委託契約を結び、学校～事業所～自宅の送迎を行っている所もありますが、現状では経済的に厳しい状況となっています。

4 行政

- ・子どもに関する行政機関（障害福祉課、保育家庭支援課、保健所健康課、教育委員会等）の横の繋がりが完全ではなく、特別支援庁内連携会議を実施していますが、連携がとれるようになるには課題が多くあります。

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 家族、学校(小・中・高)、サービス事業所

- ・地域や学校と事業所との交流会、学習会を開催します。また、学校管理職をはじめ、特別支援教育コーディネーター等の教職員が、他機関との連携の重要性について理解を深めるような仕組みを作ります。

2 医療機関

- ・福祉サイドから、医療機関へ福祉サービスについての情報提供、情報発信を積極的に行っていきます。また、四医師会（長野市・更級・千曲・須高）との情報交換会等をしていきます。

3 バス事業者等旅客運送業界

- ・事業者が福祉有償運送で、すべての送迎を行うことは困難なため、バス・タクシー事業者等と連携を図っていきます。

4 行政

- ・子どもに関する部署のあり方について、関係課及び関係機関と協議していきます。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	家族支援（兄弟支援）	・事業所や地域と連携しながら、障害児の兄弟に対して、相談やレクリエーションを通じて、兄弟の支援をしていきます。	障害福祉課

新 事業

主な事業	事業の内容	担当課
障害児相談支援連携事業	・地域・学校・事業所・行政との定期的な情報交換会を開催し、連携を密にしていきます。	障害福祉課
医師会との連絡調整会議	・医療と福祉を結ぶため、個々に懸案事項を連絡、調整、協議する会を設置します。	障害福祉課

第3節 教育的支援の充実

現状と課題

- 1 特別支援教育の充実
 - ・発達障害を含め、特別な教育的支援を必要としている児童生徒へのきめ細かな教育を実現するため「長野市特別支援教育さんさんプラン」により、一人ひとりの「個別の教育支援計画」を作成し、適切な指導と必要な支援を行っていますが、具体的な支援体制等に学校間格差が生じているのが現状です。
 - ・医療的なケア等が必要な障害があり保護者の負担が大きくなったり、地域の学校に特別支援学級がないために、適切な教育を受けることができないというケースがあります。
- 2 発達障害と不登校への支援
 - ・発達障害のために学校生活等で困っていたり、不登校の児童生徒が多くいるため、教職員の支援の専門性の向上が求められています。
- 3 放課後・余暇利用の充実
 - ・小学校や特別支援学校に通う障害のある児童の放課後子どもプラン施設への利用要望が寄せられています。
 - ・週末や夏休み等における特別支援学校施設等の利用について、福祉事業者から多くの要望が出されています。
- 4 学校施設の充実
 - ・就学時、進級時に障害のある児童生徒の支援に必要な施設・設備の改修及び備品等の配備が求められています。
- 5 それぞれのライフステージのつなぎ
 - ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒にとっては、小・中学校に進学した際の不安や負担が大きいため、不登校等に陥ってしまうことがあります。また、中学校から高校への情報提供が少ないため、保護者や学校関係者から改善を求める声が出ています。関係各課による特別支援庁内連携会議を開催し、ライフステージごとの支援体制が途切れないよう、連携を図っていく必要があります。
- 6 福祉・保健・医療・教育とのつなぎ
 - ・福祉、保健及び医療との連携は深まりつつありますが、まだ十分とは言えない状況です。

後の施策の方向性（10年後の目標）

- 1 特別支援教育の充実
 - ・発達障害・不登校の児童生徒の支援を含め、教職員の資質向上を図るため、管理職研修をはじめとする多くの研修会を開催していきます。また、特別支援教育の授業の充実を図るために長野市特別支援教育研究協力校を中心とした、よりよい実践を発信していくことで、長野市全体の特別支援教育の教育力を高めていきます。
 - ・全ての市立小・中学校で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。
- 2 発達障害と不登校への支援
 - ・不登校対策に、特別支援教育の考え方を取り入れて対応していきます。既に各学校で指名している不登校対策コーディネーターと特別支援教育コーディネーターがより活動しやすくなるように、コーディネーターの専任配置を長野県教育委員会へ働きかけ、不登校児童生徒数の減少を目指します。

3 放課後・余暇利用の充実

- ・職員の加配等の検討を行ない、放課後子どもプラン施設を利用できるよう配慮します。
- ・特別支援学校の寄宿等の学校施設の開放について、県教委等関係機関と協議をしていきます。
- ・地域で子どもを育てていくために、指導員の他、地域や福祉の人材・資源を活用していきます。

4 学校施設の充実

- ・学校施設のバリアフリー化を重要課題として取り組み、新增改築の際には、ユニバーサルデザインの観点から計画及び設計を行っていきます。

5 それぞれのライフステージのつなぎ

- ・保健・福祉・教育が一体となった、市民にわかりやすい相談支援体制、幼稚園・保育園 小学校 中学校 高校と情報を共有できる組織・体制を整備します。
- ・子どもを担当する部署のあり方等、庁内の関係各課の連携方法を研究します。また、子どもの健やかな成長のために必要な教育、保健・福祉、医療などの専門家が連携した支援体制を構築します。
- ・プレ支援シート等（個別支援手帳、個別の支援計画）情報提供ツールを有効に活用し、保護者と支援する側が協力し合い、次のライフステージへつなげていく必要があるため、個別の教育支援計画を基にした支援を、全ての市立小・中学校で受けられるようにします。

6 福祉・保健・医療・教育とのつなぎ

- ・学校内だけで解決しようとせずに、学校外の福祉・保健、医療関係者との連絡会、支援会議等の開催を積極的に進めます。
- ・長野市では医療関係者の雇用または人材バンク等を構築し、専門家チームを立ち上げ、部局を超えた教育的課題等の解決を図っていきます。また、医療との連携については、長野市だけでは話を進めることができないため、医師会等に協力を求めていきます。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	長野市教育センター研修講座	・教職員の指導力・支援力の向上を図るための特別支援教育講座（5講座）を実施しています。	学校教育課
継続	特別支援教育支援員配置	・市立小・中学校に在籍する障害に起因する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援を行うため、特別支援教育支援員を配置しています。	学校教育課
継続	特別支援教育研究協力校事業	・障害の特性に応じた教科等指導や、障害に起因する困難の改善・克服のための指導を効果的に実施するための研究を実施し、研究成果を市立小・中学校へ発信しています。	学校教育課
継続	特別支援教育コーディネーター指名	・各市立小・中・高等学校で特別支援教育コーディネーターを指名し、関係者・関係機関との連絡調整等を実施しています。	学校教育課

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	特別支援教育コーディネーター連絡会	・特別支援教育コーディネーターのコーディネート力を高めるための情報交換、研修を実施しています。また、小・中学校間における移行支援の情報交換を行っています。	学校教育課
継続	特別支援教育担任者会	・特別支援教育に携わる教員の職能の向上を図るために研修や情報交換を行っています。	学校教育課
継続	不登校対策事業 (不登校対策コーディネーター指名)	・各小・中学校で不登校対策コーディネーターを指名し、校内チーム支援体制の整備・活用を図るとともに、関係者・関係機関との連絡調整等を実施しています。	学校教育課
継続	放課後子どもプランの充実	・「長野市版放課後子どもプラン」に基づき、小学校児童の放課後対策事業を推進しています。 なお、放課後の居場所の提供に際しては、既存の施設や学校施設を活用しています。	生涯学習課
継続	障害児自立サポート事業	・放課後や休日の一時預かりにより介護者の介護負担軽減を図るとともに、外出サポートや放課後休日サポートにより自立と社会参加を支援しています。	障害福祉課
継続	学校施設整備	・就学時、進級時に障害のある児童生徒の支援に必要な施設・設備の改修及び備品等の配備を行っています。	教育委員会総務課 学校教育課
継続	小中学校新增改築事業	・学校施設は、障害の有無に関わらず子どもたちの活動に支障なく、安全に安心して利用できる環境が必要です。また、学校開放や災害時の避難場所としての利用においても、障害者を含む多様な地域住民の利用が想定されることから、施設のバリアフリー化は重要な課題と認識しています。現状は、新增改築の際や児童生徒の在籍状況に応じた緊急性の高い改修を優先に取り組んでいます。	教育委員会総務課
継続	小中学校大規模改造事業		
継続	小中学校耐震補強事業		
継続	新設特別支援学級等施設整備	・就学時に障害のある児童生徒の支援に必要な施設整備を行っています。また、新たに設置される特別支援学級等の備品・消耗品を整備しています。	教育委員会総務課 学校教育課
継続	特別支援庁内連携会議	・関係部局が相互に連携及び協力することにより、特別な支援を必要とする障害のある乳児、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じた相談及び支援を行う体制を整備し、総合的な支援の推進を図っています。	学校教育課
継続	幼保小連絡会	・小学校、幼稚園、保育園、保育家庭支援課、学校教育課の代表者により組織し、幼稚園・保育園から小学校への円滑な接続を図るための連絡をしています。 ・就学にあたり、小学校単位で「幼保小連絡会」を設けて情報交換を行います。また、就学後も適宜情報交換を実施しています。	学校教育課

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	小中連絡会	・中学校就学にあたり、各中学校単位で「小中連絡会」を設けて情報交換を行うとともに、進学後も適宜情報交換を実施しています。	学校教育課
継続	中高コーディネーター会	・高等学校入学にあたり、入学予定者についての情報交換を実施しています。	学校教育課
継続	心身障害児就学指導委員会	・幼稚園、保育園、児童福祉施設、小・中学校に就学相談の説明を行っています。また、就学相談の申し込み時に、児童・生徒の在籍校及び教育相談室において就学についての保護者の意向を確認し、就学指導判定案に活かしています。教育、保健、医療に携わる委員が、一人ひとりの就学先について検討し、判断を行っています。また、「就学指導書及び就学指導参考資料」は、教育委員会が作成する個別の教育支援計画になっています。	学校教育課
継続	特別支援教育巡回相談員	・臨床心理士や教育相談関係者の専門家8人が巡回相談員として学校を訪問し、主として発達障害に係る対応について教職員や保護者への指導・助言にあたっています。	学校教育課
継続	障害ふくしネットこども部会	・市立小・中学校教職員にふくしネットこども部会への参加を呼びかけています。福祉関係者との連携の必要性について、理解が広まりつつあります。	障害福祉課

第5章 就労・日中活動の充実 ～積極的に活動するために～



就労移行支援・就労 続支援事業所での作業の様子

第1節 雇用機会の拡大に向けて

1 相談から就労への支援

現状と課題

1 相談しやすい相談窓口の充実が必要

- ・障害のある人の就職についての相談窓口がわかりにくく、関係機関のネットワークの更なる充実が求められています。

2 就労への実習が不十分

- ・企業側への障害理解の促進や、障害者自身の仕事への適性を考えるためにも、企業での実習は大切です。職場体験としての実習先は徐々に増えてきていますが、更に様々な職場体験の場の拡充が課題となっています。

3 学ぶ機会の充実が必要

- ・障害特性により、対人関係がうまくいかないケースがみられます。就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター等で生活技能訓練（SST）を実施していますが、まだ不十分な状況です。
- ・保護者の中には、情報の偏りや伝達の不十分さから、社会生活に向けた準備や支援の在り方に困惑している方がいます。

4 就業した後の定着支援（フォローアップ）の充実が必要

- ・就職した後のフォローアップとして企業等への巡回訪問や余暇支援などを行っていますが、就労移行支援事業所、長野圏域障害者就業・生活支援センターでは限界があるため、新たな対策が必要となっています。

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 相談窓口を充実

- ・長野市職業相談室、長野圏域障害者就業・生活支援センター、長野障害者職業センター、ハローワーク等専門機関を適切に紹介していきます。
- ・長野市自立支援協議会での就労関係機関とのネットワークを更に進め、就労への支援体制を強化します。

2 就労のための実習を強化

- ・市所有の施設での実習を増やしていきます。また、ハローワークを通じて障害のある人の特性に応じた実習先を増やしていきます。

3 学ぶ機会の充実

- ・本人のライフステージに合わせ、良好な人間関係を保てるような学習の機会を設定します。
- ・卒業後の社会生活の充実に向け、保護者を対象とした相談会や研修会を行います。また、当事者を中心としたネットワークの構築を推進します。

4 就業した後の定着支援（フォローアップ）の充実が必要

- ・長野市独自の職場定着支援員を配置し、長野市で就職している方の定着支援と、余暇などの生活面も含めて支援していきます。
- ・学校と連携しながら、小学校段階から将来を見通し、職業・職種等についての知識の獲得や、「働くこと」の意義や目的の啓発を行います。また、学校教育においては、キャリア教育を推進します。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	障害ふくしネット	・市、障害者施設及び就労関係機関等が、障害者雇用と社会参加の促進を図るためにセミナー、機関紙、ガイドブックの発行をしています。また、長野市障害ふくしネットしごと部会を開催することにより、就労関係機関とのネットワーク化を図っています。	障害福祉課
継続	長野市職業相談室での相談事業	・長野市職業相談室での相談業務の中で障害者からの相談がある場合、同じフロアにある長野圏域障害者就業・生活支援センターの就業支援ワーカーに繋いで専門的支援を依頼します。	産業政策課
継続	保護者への相談会及び研修	・長野市障害ふくしネットしごと部会において、保護者を対象にした研修会、勉強会及び相談会を実施し、就労に向けた保護者の知識の向上及びネットワークを構築します。	障害福祉課

新事業

主な事業	事業の内容	担当課
障害(児)者インターンシップ支援事業	・長野市で障害(児)者のインターンシップの受け入れをし、障害(児)者の実習の窓口となります。また、将来的には民間企業への障害(児)者のインターンシップの受け入れについても支援していきます。	障害福祉課
プレジョブ事業	・障害児が小さい頃から働くことに実感し、働くことに意識を向けていくために、小中学生で希望者を募り職場体験を行っていきます。職場体験の受け入れ先となる企業やお店の開拓が課題となります。	障害福祉課
職場定着支援員の配置・加算事業	・就労移行事業所等に、職場定着支援員を置き、定着支援を行った場合、その実績に応じて加算をつけます。	障害福祉課

社会技能訓練 SST (Social Skills Training) とは、医療や福祉、教育の現場で、患者さんや障害のある方の「こんな事がうまくなりたい」「こんな時どうすればいいの?」という問題に耳を傾け、自分らしく生活していく上で役立つ技能を身につけられるよう理論的・系統的に構成された治療プログラムです。

2 企業へのアプローチ

現状と課題

1 企業への啓発が不足

- ・企業の障害に対する理解が不足しており、障害者雇用を考える企業の開拓が難しくなっています。また障害の重い方、常時付き添いの必要な方などの就職が実現しにくくなっています。
- ・障害者雇用に興味がある企業も、現場の職員の理解がないと、障害者が働く・働き続けることは難しい状況になっています。企業の障害者への理解の浸透が必要です。
- ・障害者雇用に関する助成金制度の周知など、各機関が連携して雇用側への支援もしていく必要があります。

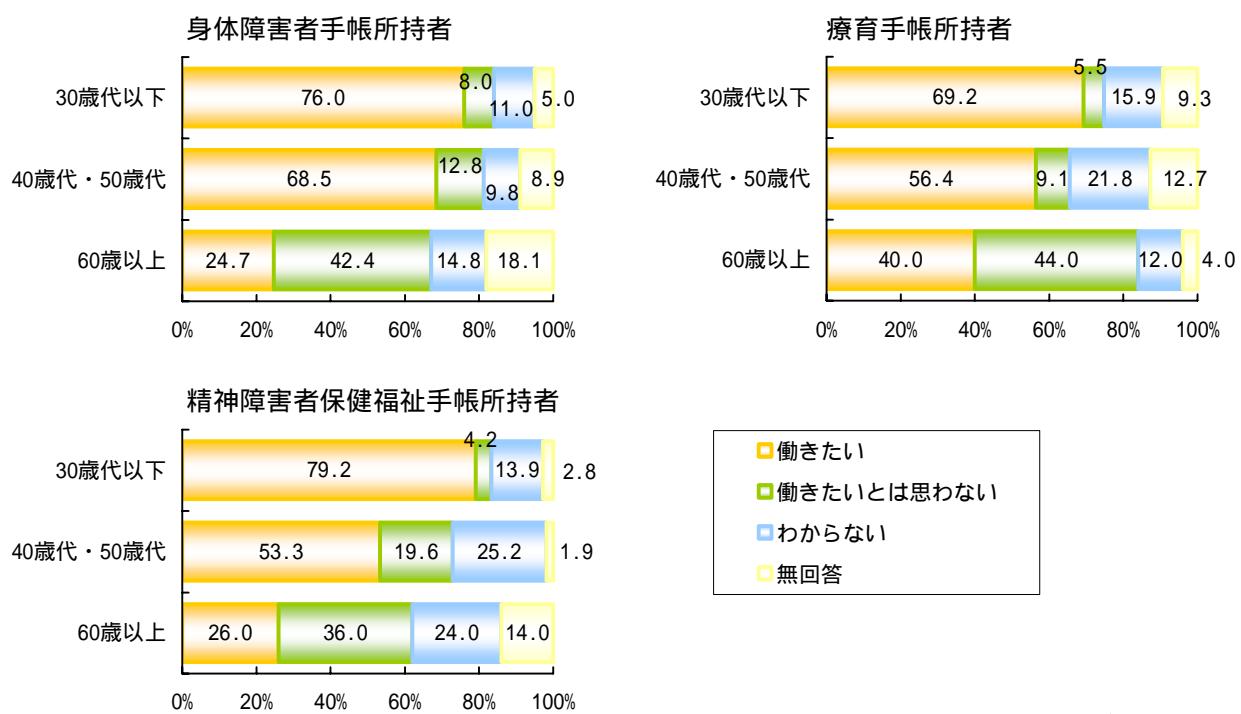
2 職場定着支援員の充実が必要

- ・ジョブコーチは知名度が高く、普及しつつありますが、現在の人数では、すべての障害のある人にに対するフォローアップは不可能となっています。
- ・障害のある人が安心して働けるような環境を整えていく必要があります。

3 障害者をめぐる待遇の改善が必要

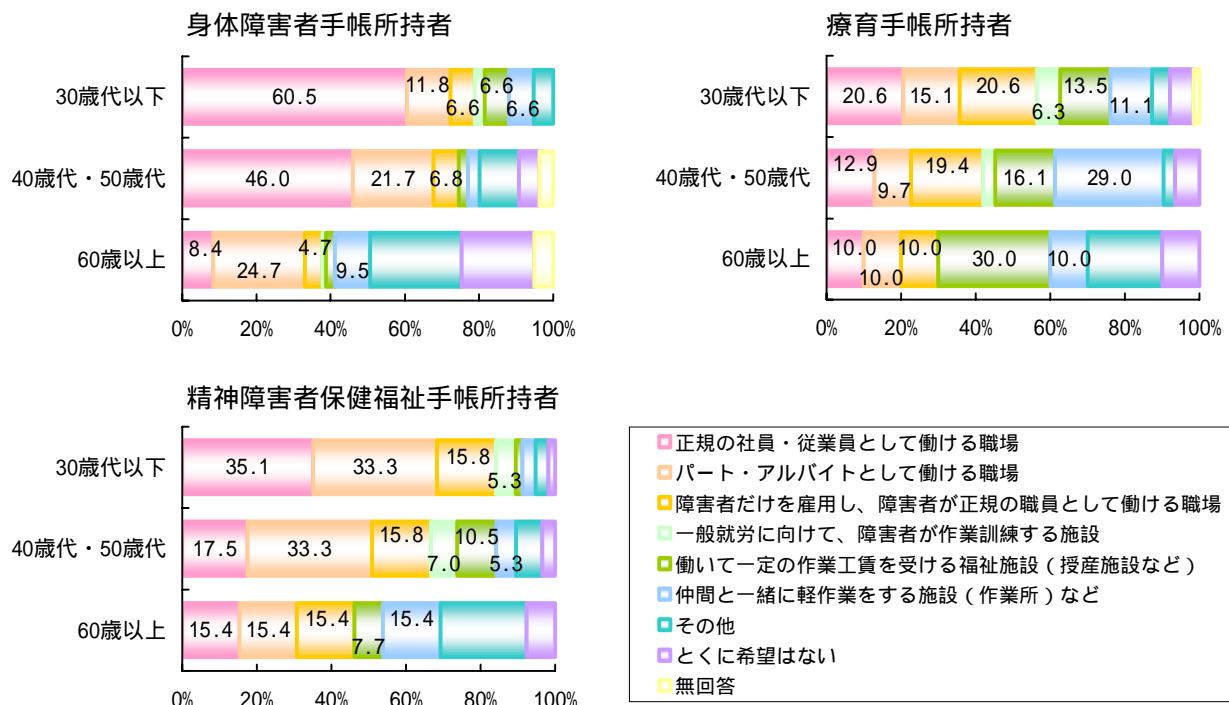
- ・障害のある人が就職できたとしても、賃金が低い・昇給が無い等の状況がみられます。障害のある人の待遇向上のための対策も不足しています。

あなたは今後働きたいと思いますか。

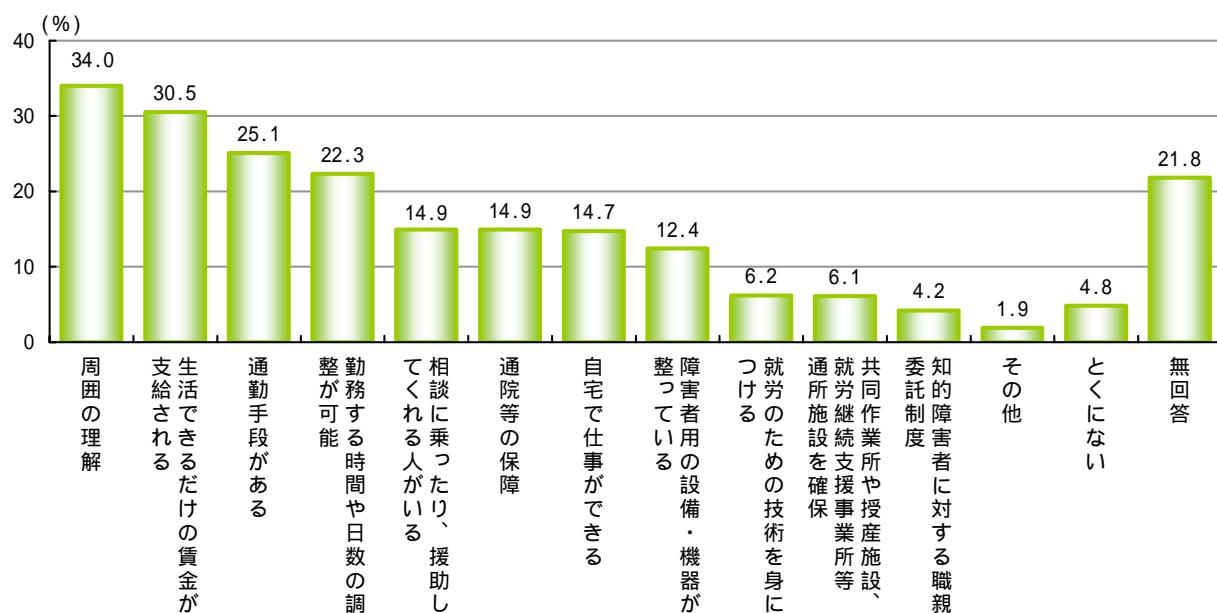


資料：障害当事者アンケート（平成22年4月実施）

あなたは今後、「働く場」としてどのようなところを希望しますか。



働くためには、どのような環境が整っていることが大切ですか。（主なもの3つまで）



資料：障害当事者アンケート（平成22年4月実施）

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 企業への啓発充実

- ・行政が率先して積極的に雇用を進め、法定雇用率を上回るよう採用していくなど、積極的な障害者雇用に取り組んでいきます。
- ・中小・零細企業への優遇措置や障害者雇用企業に対する表彰制度などの雇用促進に繋がる制度を充実していきます。
- ・障害者雇用の事例や制度等の説明会を開催し、企業へ障害理解の促進を図り、障害者雇用のメリットや利用できる制度等のアピールを行っていきます。また、障害のある人の就職について広く知つてもらう機会の充実を目指します。
- ・国の障害者試行雇用（トライアル雇用）事業等の支援制度について、事業主へ周知を行うとともに、長野市特定求職者常用雇用促進奨励金制度の利用促進を進めて障害者雇用促進を図っていきます。

2 職場定着支援員の充実

- ・職場定着支援員のスキルアップを図るため、研修会を実施していきます。
- ・障害のある人への定着支援だけではなく、働く場の環境や仕事の切り出し方、コミュニケーションの取り方など、会社全体の障害者雇用に対する具体的なアドバイスを行い、安心して働ける会社作りを目指します。

3 障害者の待遇改善が必要

- ・障害のある人を雇用する際に企業が受けられる制度やメリットについて、市のホームページ等を通じて情報提供してきます。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	長野市職員採用	・非常勤職員を含む職員任用の中で身体障害者を対象とする職員採用選考の実施などにより、法定雇用率を上回るように、障害者の採用及び雇用の継続に取り組んでいます。さらに、知的障害者についても、任用の拡大を検討します。	職員課
継続	特定求職者常用雇用促進奨励金制度	・障害者等の特定求職者の常用雇用の促進を図るため、国のトライアル雇用事業により試行的に雇用した労働者を12ヶ月以上常用雇用した場合、事業主に奨励金を交付していきます。	産業政策課
継続	障害者の雇用促進に関する情報提供	・障害者の雇用促進に関する各種支援制度の情報を収集し、提供しています。	産業政策課
継続	障害ふくしネット	・ジョブコーチを充実していくため、長野市障害ふくしネットしごと部会で就業支援ワーカー や生活支援ワーカーの充実について検討していきます。また、雇用された障害者のネットワークを活用し、支援企業への底上げを図っていきます。	障害福祉課

新 事業

主な事業	事業の内容	担当課
障害者雇用啓発促進事業	・障害者雇用の事例や制度等についての説明会を開催し、企業へ障害者雇用の促進を図っていくとともに、障害のある人の就職について一般市民に広く知ってもらう機会を充実し、障害者雇用するメリットや利用できる制度等のアピールをしていきます。	障害福祉課

第2節 日中活動の充実

1 日中活動

現状と課題

1 活動の場の情報伝達や場の確保の充実が必要

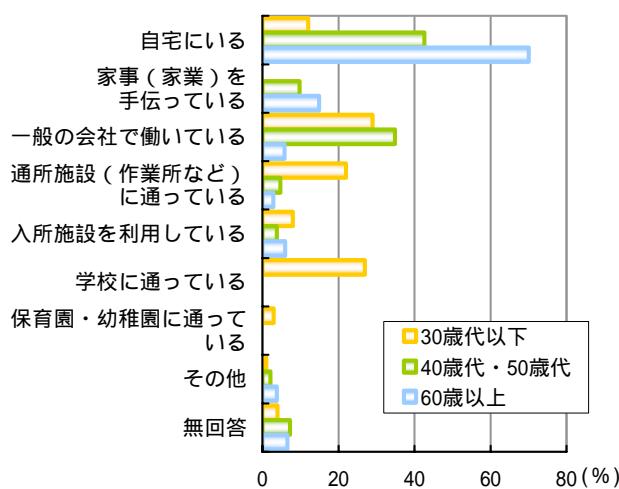
- 市内の日中活動の場は年々増えてきていますが、必要な情報が必要な人に伝わっていない状況がみられます。
- サービスが必要な人が希望する立地、時間、設備、障害特性等の条件が合わず、活動場所の確保ができない場合もみられています。

2 活動内容の充実が必要

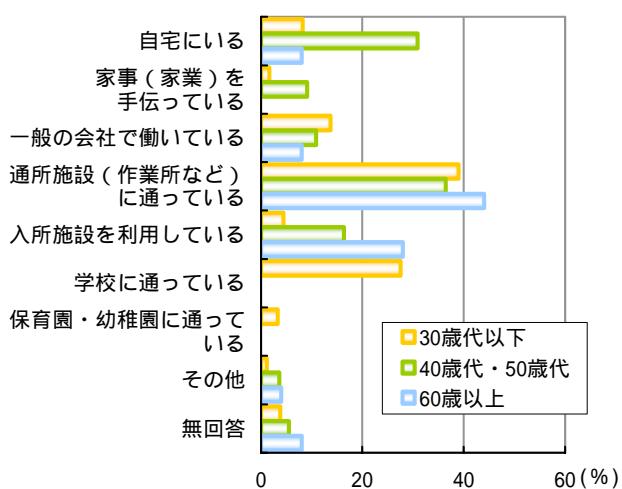
- 一人ひとりの障害特性に合った活動内容を提供していく必要があります。運動などの余暇を楽しみたいと希望する利用者も多くいますが、余暇支援を充実させるための人員が不足しているなど十分に提供できていない場合もあります。

現在の日中活動状況についてお聞きします。(複数回答)

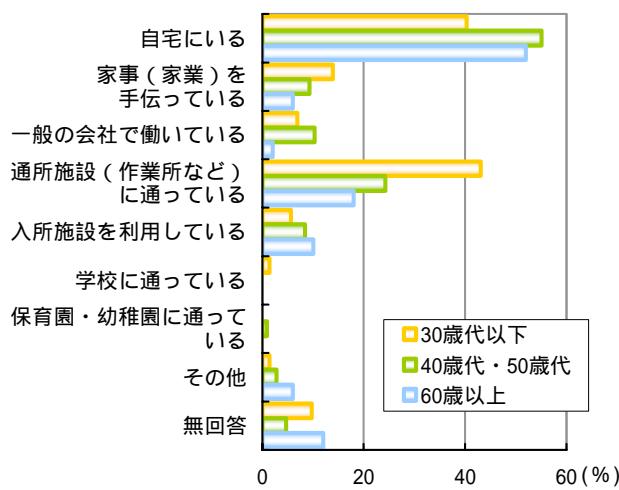
身体障害者手帳所持者



療育手帳所持者



精神障害者保健福祉手帳所持者



資料：障害当事者アンケート（平成22年4月実施）

現在、日中の活動で困っていることや悩んでいることがありますか。

	件数	主な意見
身体的	307	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行困難、長く歩けない ・身体が思うように動かない ・一人での外出が困難 ・腰が痛い ・膝が痛い、曲がらない ・手足が不自由 ・仕事が思うようにできない <ul style="list-style-type: none"> ・難聴で人との会話が困難 ・目が見えないので生活が不自由 ・呼吸困難になる ・除雪や草刈り、地区の当番 ・介助が必要 ・疲れやすい ・トイレに困っている 等
経済的	46	<ul style="list-style-type: none"> ・生活が苦しい ・年金が少ない ・タクシー代がかかる <ul style="list-style-type: none"> ・給料が少ない ・利用料で年金が残らない ・医療費がかかる 等
仕事	41	<ul style="list-style-type: none"> ・働く場がない、みつからない ・工賃が安い ・働く時間が短い <ul style="list-style-type: none"> ・やりたい仕事に就けない ・フルタイム勤務がしづらい ・できる仕事が限られる 等
移動・交通手段	35	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の便が悪い ・交通手段が限られている ・送迎してほしい <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護のため、車の運転ができない ・車の運転ができないので移動が不便 ・バス路線等を増やしてほしい 等
精神的	34	<ul style="list-style-type: none"> ・鬱状態になっている ・人間関係 ・家族の病気等で悩んでいる <ul style="list-style-type: none"> ・外に出るのが怖い ・不安を感じる ・周りに馴染めない 等
理解がない	31	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する偏見や差別 ・会社の理解がない ・自閉症を理解してもらえない ・身障者用の駐車場やシルバーシートが健常者に利用されている 等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の作業に参加できず肩身が狭い ・一般の会社だと通院しにくい、気を使う ・体調が悪くても同じことを要求される
人間関係	26	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係がうまくいかない ・相談する人が少ない <ul style="list-style-type: none"> ・言語障害等で意思の疎通が困難 ・コミュニケーションを取りにくい 等
将来	19	<ul style="list-style-type: none"> ・将来に不安を感じる ・一人になった時に困る ・病気が悪くなることが心配 <ul style="list-style-type: none"> ・親亡き後が不安 ・重度化した場合に受け入れ先があるか ・卒業後、何ができるのか 等
生活・相談支援	19	<ul style="list-style-type: none"> ・家事ができない ・食事の用意ができない ・留守番している時すぐ対応できない <ul style="list-style-type: none"> ・外出ができない ・引きこもりになっている ・相談や話を聞いてくれる人がほしい 等
バリアフリー	16	<ul style="list-style-type: none"> ・駅に階段が多く大変 ・歩道や階段の段差が分かりにくい ・点字ブロックの上に障害物がある ・交通機関の音声案内が少ない <ul style="list-style-type: none"> ・警察や消防に手話のできる人がいない ・歩道と道路の間が狭い ・駐車場が遠い ・トイレが少ない 等
施設の充実	14	<ul style="list-style-type: none"> ・休日等の活動場所に制限がある ・入所施設が少ない、入れない ・学校がある日に施設が利用できない <ul style="list-style-type: none"> ・希望日に支援センターが利用できない ・児童精神治療施設がない ・気軽に利用できる入浴施設がない 等
家族の負担	14	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の介護や世話で留守にできない ・家族がいないと一人では行動できない <ul style="list-style-type: none"> ・介護疲れがみられる ・親にすべての負担がかかってくる 等
その他	112	<ul style="list-style-type: none"> ・運動不足 ・日中眠くなる ・気軽に参加できる余暇活動がない ・家事や育児で人との交流の場がない ・ストマが外れてしまう <ul style="list-style-type: none"> ・やることがなく暇、退屈 ・休みの日に行くところがない ・施設に行きたがらない ・大声で騒ぐので近所や出先で困ることがある ・情報が十分把握できない 等
計	714	資料：障害当事者アンケート（平成22年4月実施）

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 活動の場の充実

- ・一人ひとりの障害に合った日中活動の場を選択できるよう、各事業所の特徴などを細やかに情報提供できるようにしていきます。
- ・各支援機関が連携を密にとりながら、一人ひとりのニーズに合った日中活動の場を利用できるよう努めるとともに、地域住民との連携を図り活動の場を広げていきます。
- ・障害のある人が住みなれた地域で自立して、健康的で安定した生活が送れるよう社会参加に向けた支援を継続し、地域社会との交流を図りながら日中活動の場を提供していきます。
- ・通所施設ガイドブック作成や通所施設説明会、事業所見学会を企画し、情報提供をしていきます。

2 活動内容の充実

- ・障害のある人への日中活動の場に対する要望等を調査し、課題分析や改善策を検討していきます。
- ・関係機関の連携により、障害特性を考慮したバリエーション豊かな活動内容について情報交換を充実していくとともに、研修会等を開催し活動内容を充実していきます。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	障害者福祉センター管理運営	・管理運営を指定管理者に委託し、障害のある人に必要な各種講座・訓練事業を行い、障害のある人の社会参加を促進しています。	障害福祉課
継続	地域交流施設の開放	・市南部には、長野市障害者施設ハーモニー桃の郷があり、それぞれの地域の障害のある人が身近に利用できるほか、中学校や他の障害者施設に隣接しており、地域交流を通じて障害理解も促進しています。市北部には、長野障害者総合施設いつわ苑があり、同様の役割を果たしています。	障害福祉課
継続	通所施設ガイドブックの発行	・通所施設の詳細な情報が分かる冊子を作成しています。 ・利用者のニーズを把握し、各施設の特色に合った活動メニューの提供ができるようにしています。	障害福祉課
継続	通所施設説明会の開催	・通所施設説明会を開催しています。 ・説明会を通じて事業所のPRを行い、活動場所の選択肢がより広がるように努めています。	障害福祉課
新規	活動内容の充実	・課題分析やアンケート調査を行う事により、現在利用している日中活動の場の検討及び、ニーズとのマッチングを図っていきます。	障害福祉課
継続	北信レクリエーション協会の取り組みへの参加 / サンアップル(インストラクター)の活用	・レクリエーションに興味関心のある人なら誰でも北信レクリエーション協会へ参加できます。各種イベントへの参加・講師派遣を行うなど、会員の活動の場は年々広がっています。	障害福祉課

第3節 障害者の工賃アップ

現状と課題

1 安定受託のための仕組みづくりが必要

- ・就労支援施設等が受託している仕事は、業者の都合や時期によって仕事量が増減するため、安定した受託の仕組みづくりが必要となっています。

2 新たな販路拡大が必要

- ・就労支援施設等で製造する製品が売れ残ってしまうなどの課題があり、新たな販路を拡大する必要があります。

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 安定受託のための仕組みの充実

- ・安定した受託のために、商工会及び観光協会、中小企業同友会、NPO法人等との連携を図るとともに、積極的な広報活動を行い、共同受託の仕組みを障害ふくしネット内で構築していきます。
- ・長野市の外部委託業務については、障害ふくしネットを活用し、優先的に情報を流していきます。

2 新たな販路拡大の推進

- ・市民に広く障害者施設の自主製品を知ってもらえるよう、公共施設等に製品を展示したり、直売所に製品を置く場所を確保するなどの働きかけをしていきます。
- ・販売場所として、市役所等の行政施設内や共同販売スペースなどの場所を確保していきます。
- ・障害者関係のイベントや市の行事などを活用し、アピールする場を充実していきます。
- ・施設の商品をラジオ・テレビ・新聞・チラシ・ホームページ等で広報していきます。
- ・長野市産の農産物を一定量取扱う店を地産地消協力店として認定する制度を活用し、市内産の農産物を使用した障害者支援施設の加工品について、PR等を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	安定した受託	<ul style="list-style-type: none"> ・障害ふくしネットの充実、関係機関との連携を図り、民間企業等から仕事の情報をもらえるような働きかけを行っていきます。 ・また、民間資源の活用を行い、企業や商店、NPO法人等と連携を図り安定した受託の確保に努めます。 	障害福祉課
継続	販路の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・のんびり屋ララでは、障害者施設で作った自主生産品等を、障害者団体・施設等の方が当番で販売訓練を行っています。(もんぜんぱら座内) ・各課で実施している直営ショップ(アンテナショップ、シルバーショップ等)に、自主製品の販売スペースを設けます。 	障害福祉課 農政課
継続	ホームページの活用(市、観光関係)	・障害者施設の自主製品を、長野市のホームページや観光関係のホームページに掲載し、自主製品のアピールを図ります。	広報広聴課



市役所内で障害者施設の自主製品を販売する様子

第6章 ユニバーサルデザインのまちづくり ～安心して活動できるために～



バリアフリーにした長野 前 3地区第一種市 地 開発事業による
開発ビル「 広」

第1節 ユニバーサルデザインの推進

1 ユニバーサルデザインを実現する公共施設の計画

現状と課題

1 公共施設や準公共施設、建築物の整備

- ・公共施設の建設については、当事者や介助者や支援者などの意見を多角的に取り入れる必要がありますが、意見を取り込むシステムが不足しています。また単体としてみれば基準に合致していても、総合的には機能しないことがあります、トータル的に検証していくシステムが不足しています。
- ・長野市障害福祉推進のためのアンケートからは、「トイレを増やしてほしい」、「手すりをつけてほしい」、「外出先で座れる場所を増やしてほしい」、「手で押すタイプの自動ドアの場所には入れない」など、様々な意見や要望が出されています。
- ・ユニバーサルデザイン・バリアフリー、「バリアフリー新法」、「長野県福祉のまちづくり条例」及び「長野市福祉環境整備指導要綱」の趣旨や内容を踏まえた市民参加の関わり、障害者自身の要望を反映できるよう周知の必要があります。

2 公共交通や道路、交通手段等の整備

- ・公共交通や道路等の整備についても、障害のある人の意見を吸い上げることにより、移動困難者ためのシステム構築の充実が求められています。特にタクシー等は、多岐にわたるニーズへの対応が求められています。
- ・長野市障害福祉推進のためのアンケートからは、公共交通については、「バスの表示が分かりにくい」、「バスの表示を大きくしてほしい」、「ノンステップバスを増やしてほしい」、「山間地にはリフト付きバスの配置がない」など、歩行時の安全確保については、「段差を解消してほしい」、「視覚障害者用の音声信号を設置してほしい」、「放置自転車や看板等の不法占拠物で、障害者の通行ができない」、「長野駅善光寺口に下りエスカレーターを設置してほしい」、「駅周辺の除雪をしてほしい」など、移動については、「交通費の補助をしてほしい」、「移動支援を利用できる範囲を拡大してほしい」、「施設までの送迎をしてほしい」などの意見や要望が出されています。

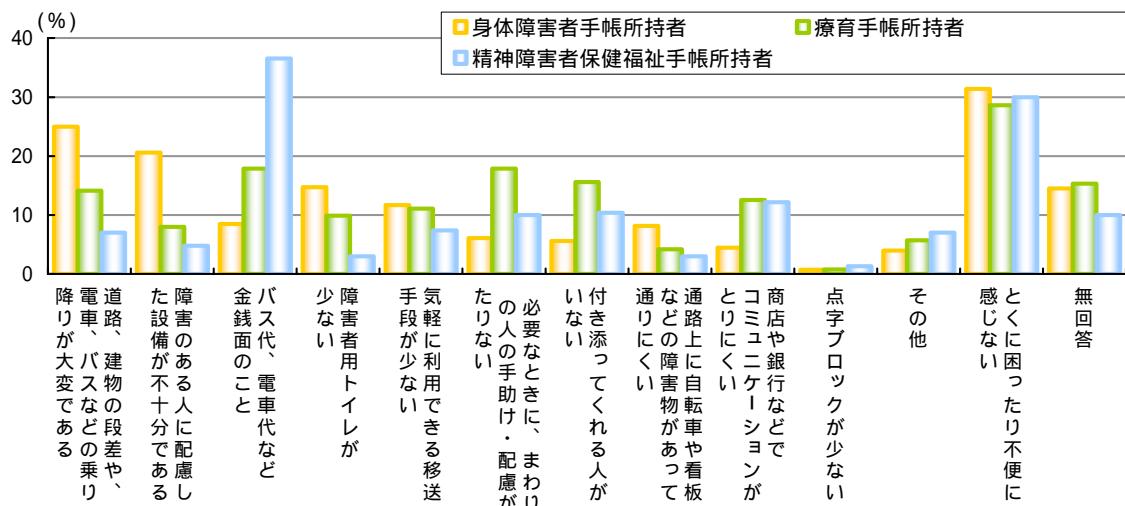
3 情報のバリアフリー化

- ・障害のある人もない人も、みな平等に情報が得られることが必要です。生活情報や制度利用のための情報、そして政治に関する情報など、必要最低限の情報を等しく受信できるよう、障害の特性に応じた個別の配慮が必要となっています。
- ・情報が障害のある人に届かない等の情報格差により、公共サービスの平等な利用ができない場合もあります。特に支援者が近くにいない人は、情報から取り残されがちになってしまいうことが懸念されます。

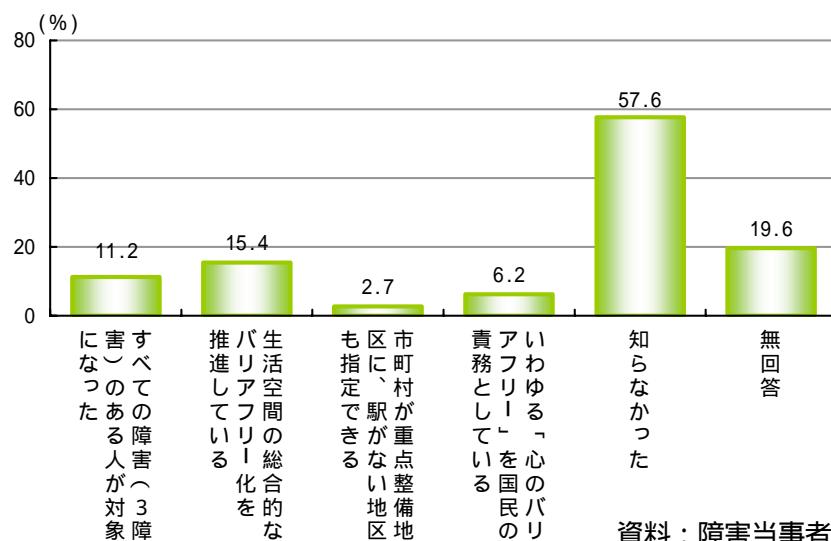


ユニバーサルデザインにされた公民と安

外出の際に困ったり、不便に感じることはありますか。(複数回答)



平成18年に「バリアフリー新法」が施行されました。以下の内容で知っているものはありますか。(複数回答)



資料：障害当事者アンケート（平成22年4月実施）

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 公共施設や準公共施設、建築物の整備

- すべての人が安心して、快適な利用ができるまちとなるよう、ユニバーサルデザインを進め、市民と一緒にした総合的な福祉のまちづくりを推進します。
- 公園、緑地等に車いす利用者トイレ、水飲み場の設置、車いす使用者用駐車スペースの確保など施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進し、障害のある人の利用に配慮した施設内容や環境の整備に努めます。
- 公衆トイレを新設する場合や老朽化による改修工事を行う場合は、関係課と協議を行いユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した多目的トイレを設置します。
- 不特定多数の者が利用する建築物には、確認申請に合わせ障害者に使いやすく作ることはもちろんのこと、誰もが使い易くするために「バリアフリー新法」「長野県福祉のまちづくり条例」及び「長野市福祉環境整備指導要綱」を基本に助言していきます。

- ・準公共施設における、ユニバーサルデザイン設置基準づくりを検討していきます。
- ・障害者団体と関係機関、庁内各課とまちかど点検を実施し、誰もが住みやすいまちを実現します。

2 公共交通や道路、交通手段等の整備

- ・交通事業者等と協力して、自由通路や駅前広場の整備、エレベーター・エスカレーター等の設置、歩道の段差の解消、駅ビル等周辺建築物との一体的整備等による歩行環境の改善など、交通環境の整備を推進します。
- ・視覚障害者用付加装置信号機の設置を推進します。
- ・誰もが使いやすい道路にするため、移動の妨げとなる放置自転車、看板等の不法占拠物など歩道上の障害物の撤去について、指導・啓発を進めます。
- ・都市計画道路の整備に際し、歩道においてはバリアフリー化等、障害のある人に配慮した構造に心がけるとともに、横断歩道の安全な横断ができるよう、関係機関と綿密な協議を行い実施していきます。
- ・歩道巻き込み部等の歩道段差解消工事を実施し、段差解消区間の延長を図ります。
- ・バス路線図については、長野市公共交通活性化・再生協議会で取り組むバスICカードの導入の際に全戸配布し、ホームページは、「探しやすく」「見やすい」ように改善をしていきます。
- ・市内で福祉有償運送を実施するに当たり、必要となる協議を行うため、引き続き、運営協議会との協議を進めています。

3 情報のバリアフリー化

- ・公共施設、街角、大型店舗などへのピクトサインの設置や写真による案内など、視覚支援の充実を図ります。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	啓発活動	・「バリアフリー新法」「長野県福祉のまちづくり条例」及び「長野市福祉環境整備指導要綱」により必要な届出について、建築主又は代理者に対して催促を口頭や文書で行っています。	建築指導課
継続	長野駅車いす使用者用トイレの整備	・車いす利用者用トイレを含むトイレ全体を市民や長野市を訪れる方が気持ち良く利用できるように清潔の保持に努めています。	衛生センター
継続	市街地再開発事業、優良建物等整備事業	・民間が実施する市街地再開発事業と優良建物等整備事業について、「バリアフリー新法」に基づく施設整備を助成支援し、高齢者や障害者が円滑に利用できる施設を備えたまちづくりに向けた取り組みを行っています。	まちづくり推進課
継続	公衆トイレの整備	・公衆トイレ新設に対して、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した、多目的トイレの設置をし、オストメイトなどの機器を整備しています。既存設備に対しては、洋式便器に交換、手すり設置工事の施設改修をしています。	衛生センター

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	新規公園建設事業 既存公園の改修事業	・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、特定公園施設（園路、休憩所、便所、水飲み場等 12 施設）について、整備・改修を行っています。	公園緑地課
継続	長沼地区桜づつみモデル事業他	・河川等の水辺空間において、オープンスペースに余裕がある場合は、誰もが利用できる休憩施設等の設置に努めています。	河川課
継続	長野駅周辺第二土地区画整理事業	・都市計画道路及び区画道路の整備において、視覚障害者誘導用ブロックの設置、交差点部における段差解消ブロックの使用、無電柱化事業などの実施により、安全で快適な歩行空間ネットワークの連続性確保に努めています。	駅周辺整備局
継続	市有施設整備への助言	・市有施設の建設や改修については、障害当事者や介助者、支援者などの意見を多角的に取り入れてユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮し、整備していくよう庁内各課へ助言を行っていきます。	建築課
継続	やさしいまちづくり事業	・障害者団体と関係各課でまちかど点検を行い、緊急箇所の改善を行っています。	障害福祉課
継続	交通施設バリアフリー化設備等整備費補助 バス待合所設置事業補助	・高齢者や障害者等が移動する際の利便性や安全性を高めるため、駅・バスターミナルなどの「旅客施設」やバス・電車などの「車両等」のバリアフリー化を促進するため、事業者が行う整備に対し補助を行っています。 ・また、快適なバス待合環境を整備するため、バス停に腰掛や屋根等を設置する事業に対しても補助を行っています。	交通政策課
継続	バリアフリー新法の周知	・パンフレット等の作成を検討していきます。	障害福祉課
継続	河川改修小規模事業他	・河川改修工事等に併せて、車いす使用者や視覚障害者の方にとって危険と思われる箇所の解消に努めています。	河川課
継続	視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）設置工事	・「まちかど点検」等により街中の歩行者交通の多い路線を中心に視覚障害者ブロック設置工事（障害福祉課予算）を行い、設置路線においては、所定の効果が認められます。しかし歩道延長に対して予算規模が小さいため、全市的に効果を発揮するためには時間を要します。	道路課
継続	道路・河川維持補修事業	・車椅子の方や視覚障害者の方にとって危険と思われる箇所の解消に努めています。	維持課
継続	北部幹線他都市計画道路整備	・都市計画道路の整備に際し、歩道においては規定の幅員を満たすことのほか、車いすの利用等多様な利用形態にも留意して、適切な幅員としています。 ・また、構造的には点字ブロックの設置、交差点部において段差解消型歩道境界ブロックの使用等、障害のある人に配慮しています。	都市計画課

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	あんしん歩行空間事業	・障害者・高齢者を含む全ての人が安全で安心して通行可能な空間を目指して、歩道巻込み部等の歩道段差解消を毎年実施しており、障害者のみならず、自転車利用者にも好評を博しています。しかし箇所数に対して予算規模が小さいため、全市的に解消するためには時間を要するのが現状です。	道路課
継続	舗装小規模事業	・新設する歩道や歩道舗装の打換え時などで必要な路線には、視覚障害者誘導用ブロックを設置していますが、歩道延長も長いため周辺地域では、未設置の路線も多いので継続していきます。	道路課
継続	放置自転車対策事業	・「長野市自転車等の適正利用の促進に関する条例」で自転車等整理区域を定め、放置自転車等の移動・整理を行っています。 ・また、路上等への自転車の放置防止のため、平成17年4月に長野駅自転車駐車場の無料化を実施して、駐車場への駐車を誘導しています。 ・長野駅自転車駐車場の無料化により、長野駅周辺の放置自転車撤去台数を約6割減少することができたが、依然として放置が見られる地点があるのが、課題となっています。	交通政策課
継続	指導啓発	・定期的にパトロールを実施し、指導していますが、数ヶ月経過するとまた、看板や自転車が歩道にあふれてしまうのが課題となっています。	監理課
継続	生活路線バス低公害車車両購入費補助 (ノンステップバスが必須用件)	・ノンステップバスの新規購入にあたっては、通常車両価格との差額について、国・県・市で協調補助を行っています。(平成21年度実績：5台) ・公共交通機関の利用者減少が事業者の経営を圧迫し、新規バス購入に対する投資が進みにくい環境にあるのが課題となっています。	交通政策課
継続	運転免許取得助成及び自動車の改造補助事業	・身体障害者の社会参加の促進を図るため、自動車の改造・運転免許取得に要する経費を補助しています。	障害福祉課
継続	バス路線図の作成・配布、ホームページへの掲載	・長野市内バス路線図については、毎年数千枚程度印刷し、本庁・支所窓口にて配布しています。ホームページには路線図とともに、市バスの時刻表も掲載中です。 ・路線図は市全域を表示するため、文字等が小さいことに加え、路線が多いため混みあって見辛い面があるのが課題となっています。	交通政策課
継続	リフト付きバス運行事業	・公共交通機関を利用することが困難な重度障害者の移動手段の一助として、障害のある人の社会参加の促進が図られています。	障害福祉課
継続	福祉有償運送運営協議会	・自家用車による有償運送の登録制度が創設され、地域のタクシー事業者等との合意により、移動困難者の移送サービスの選択肢が広がっています。	障害福祉課

2 防犯・防災・災害

現状と課題

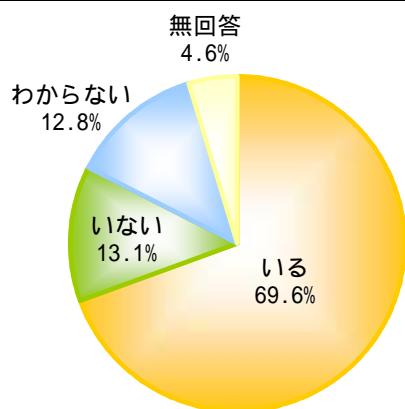
1 防犯

- ・近年、情報化社会が進んでいることから、障害のある人もインターネット等の犯罪に巻き込まれるケースや商品購入やサービス発注で、情報がないことで、断りきれず契約してしまうケースなど、様々な被害が起きています。本人が分かりやすい情報提供と学習の機会を作る必要があります。

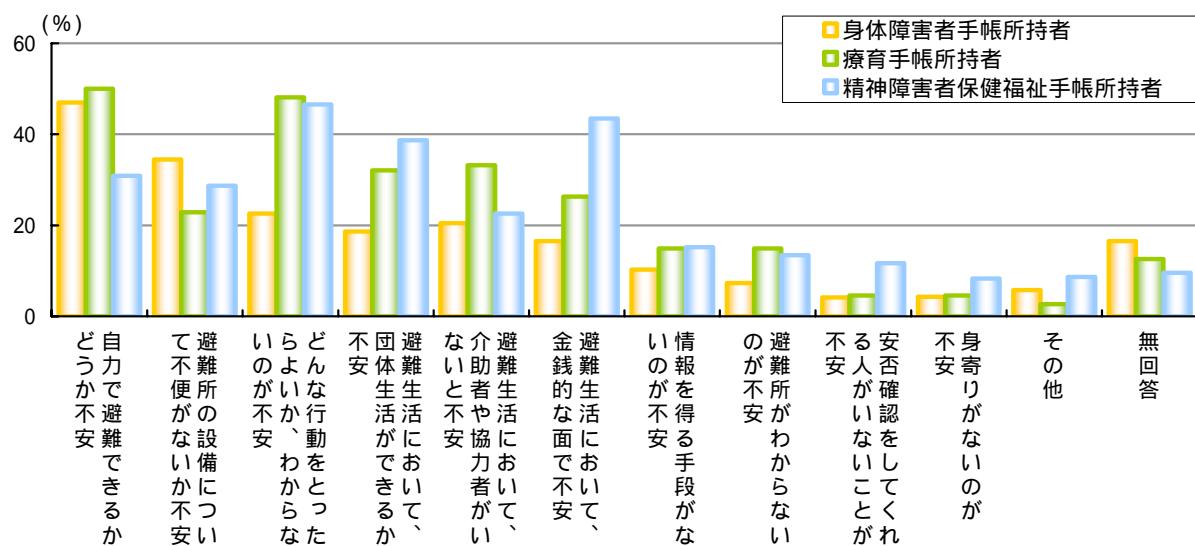
2 防災

- ・最近の異常気象による大雨や台風、地震、火災などにおいて、障害者の方々等の被害を最小限にすることが課題となっています。災害に対する準備は事前にできることも多いことから、障害に応じた事前準備を推奨していく必要があります。障害のある人個人の意識啓発も含めて、防災対策を浸透させていく必要があります。
- ・障害のある人が避難所を利用する際は、移動しやすい通路、利用しやすいトイレなど、避難生活を送る際に、障害のある人が不便を強いられることの無いよう、避難所の充実も必要になっています。

あなたには、急病などの緊急時や地震や台風などの災害時に手助けをしてくれる人が身近にいますか。



あなたは災害時を想定した場合、どのような不安がありますか。(複数回答)



資料：障害当事者アンケート（平成22年4月実施）

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 防犯

- ・消費者被害に関する学習をしやすくするために、障害のある人が分かりやすい出前講座の充実を図ります。また、障害のある人のためのトラブル予防ガイドを作成し、障害のある人や家族、支援者を対象とした啓発を行うとともに、視覚障害者向けデイジー図書の利用促進を図ります。
- ・障害のある人や家族、支援者を対象とした障害のある人への見守りを強化するとともに、消費生活相談体制の向上を図ります。また、成年後見制度の活用や、法テラスなどの利用周知を図ります。
- ・教育委員会の不審者情報のような、被害防止メールの配信を検討します。

2 防災

- ・障害者防災計画や要援護者台帳を活用し、各地域での避難計画づくりを促進し、個々の人へは「わたしの避難計画」の作成を促進します。また火災予防啓発については、広報ながの等により引き続き啓発していきます。
- ・障害のある人も積極的に団体や事業所で学習する機会の推進と、防災教室などのための障害のある人に分かりやすい出前講習の開発を推進します。
- ・住民自治協議会と障害福祉関係者との連携を図り、民生委員や心身障害者相談員、各種当事者団体、住民自治協議会など地域住民との関係づくりを強化し、防災対策をしてきます。
- ・災害時における応援協定については、未締結の入所施設及び新規施設に、今後も引き続き応援協定の締結を目指します。また、締結されている施設について地域応援協定に基づく災害対応訓練の実施を更に指導していきます。
- ・福祉施設は福祉避難所として使われることを想定し準備を促進します。また災害ボランティアセンターを設置した時に福祉関係者窓口を設置します。また自宅型の自主避難所との連携と事前登録制度、住民自治協議会であらかじめ自習避難所を想定することも検討します。
- ・旅館などを避難所として借上げる協定づくりを検討していきます。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	広報啓発・出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人のトラブルを未然に防止するためには、家族や周りの人が日頃から障害のある人の様子を気に掛けて見守り、消費生活センターからの情報提供と、地域の関係者の連携が必要です。 ・また、障害のある人からの相談に対しては、クーリング・オフ制度を含む契約の解除手続きの助言、指導を分かりやすく説明するとともに、更なる相談体制の強化、相談員の資質向上と、祝休日における相談窓口の周知を徹底します。 	市民課

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	火事をなくする市民運動	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部にて登録し依頼された聴覚障害者には緊急通報 FAX、同様に聾啞者に対しては緊急メールにより緊急受信体制の確立がなされています。(緊急通報 FAX カードは、消防局 FAX 番号を「119」に統一し、手話通訳者要請の有無について記載、通訳者を要請場所に派遣できる体制を確立しています。) ・現在、広報ながらに消防だよりとして年3回特集を組み火災等予防啓発を行っています。 	消防局予防課
継続	緊急通報装置設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者、重度身体障害者等に対し、緊急通報装置を貸与し、緊急時の通報を受診するセンターを設置して 24 時間の監視体制を整え、緊急事態の発生に即座に対応します。 	障害福祉課
継続	災害時における応援協定	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉施設等における災害時の安全を確保するため、入所施設を主体として地域との応援協定締結の促進を図っています。 	消防局予防課
継続	災害時要援護者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者支援台帳の整備 ・住民自治協議会、民生委員等と地域との協力体制の整備 ・「65歳以上の一人暮らし世帯」「要介護3以上」「障害者手帳等交付者の一部」「特定疾患等難病患者のうち重症認定者など」を対象に災害時要援護者支援事業を開始し、体制準備等が整った地区へ市から対象者リスト(同意者のみ)を配布し、地区防災関係者と本人による避難支援計画作成などを実施している。 	厚生課 危機管理防災課
継続	災害時避難所一覧作成	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーや障害者トイレの設置状況が明記された避難所の一覧表の作成をしていきます。 	危機管理防災課

第2節 障害者の地域生活の推進

現状と課題

- ・ボランティア講座を開設しても参加者の人数が少なく実際の活動に結びつかないため、地区ボランティアセンターとの連携が必要となっています。
- ・ボランティア活動の内容としては、障害児者とのふれあい・交流活動や話し相手を望む人が多くなっていることから、ニーズに対応できる活動を充実する必要があります。
- ・市民アンケートをみると、ボランティア活動を全くしない人は全体の70%強ですが、「できれば活動したい」という人が40%強で、実際の活動につなげる仕組みづくりが必要となっています。
- ・現在ボランティア活動をしている人の年齢をみると60歳代、70歳代が多く高年齢化しており、長野市ボランティアセンターや市教育委員会、学校教育との連携し、地域住民などへボランティアへの参加を呼びかけ、活動の活性化が必要となっています。

後の施策の方向性（10年後の目標）

- ・障害児者におけるボランティア活動は、「ふれあい、交流など」を中心とした活動を通してボランティアも障害児者もお互いに学び、助け合うという共生の理念に立脚し、誰もが安心して生活ができる地域作りの上で重要な役割として位置づけていきます。
- ・各地区ボランティアセンターとの連携強化を図り、福祉施設の中などに「まちの縁側」「サロン」的な機能を有し、地域住民と障害児者が気楽にふれあえる拠点づくりを展開します。
- ・ライフステージの早期（小、中学生）からボランティア活動や障害児者との交流を含めた交流活動の体験を通して、意識の高揚を図っていきます。具体的には、市ボランティアセンター事業の福祉教育、ボランティア学習の普及、支援事業の強化を図ります。
- ・障害のある人にやさしいまちづくりを展開するため、障害のある人のプライバシーに配慮し、障害者団体と市民とのふれあい交流の機会・イベントや障害者団体の活動全般に関する情報の発信を推進します。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	市民公益活動団体の支援	・各種団体からの情報を収集し、機関紙やブログ等で広く市民に発信していますが、障害者団体はプライバシーの関係もあり積極的に情報発信しにくい面が課題となっています。	市民活動支援課
継続	新たなボランティア拠点づくり事業	・まちの縁側づくり事業や地域福祉ワーカーへの支援を通じ地区の拠点づくりを推進しています。財源や場所について充分整備できていない点が課題です。	厚生課（社協）
継続	地域福祉推進事業	・既存の市有施設を活用して地区の地域福祉推進拠点の整備を推進していますが、建設に当たってそうしたスペースは想定されていないため、確保が困難な地域があります。	厚生課

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	ボランティアセンター事業(Vコーディネート、V情報センター事業等)	・ボランティアセンターを開設し、3人に1人がボランティア活動をするまちづくりを目指し相談支援や各種講座を実施しています。時代とともにボランティアが多様化しているため新しい層の開拓や専門的な課題への取り組みが必要となっています。	厚生課（社協）
継続	ボランティアコーディネーター養成研修事業	・毎年度、通年で養成講座を実施しています。約15回程度開催し、1000人を超える参加者を得て実施しています。養成講座終了後のフォローアップ等が必要です。	厚生課（社協）

第3節 コミュニケーション支援の充実

現状と課題

1 情報提供方法の改善

- ・コミュニケーション障害等の様々な障害のある人は、それぞれに応じた配慮が必要ですが、まだ効率的な方法が確立されていない状況であり、コミュニケーションの支援方策について、早急な検討が必要になっています。
- ・長野市障害福祉推進のためのアンケートでは、視覚障害者からは「外出時にガイドがないと入れない場所が多く不便」、「市から文字情報での郵便物が届く」「市報の音声版がない」「点訳ボランティアが不足している」、聴覚障害者からは「緊急災害のお知らせ装置がない」「公的な講座等に要約筆記がない場合がある」「様々な福祉制度があるが、利用の仕方が分からぬ。相談先も分からない」、車いすの利用者からは、「公共の建物の車いすトイレ・スロープ等の設置情報がないので、外出しにくい」などの意見がみられるほか、「災害時に一人で避難できるか不安」「ホームページによって拡大文字・読み上げソフト対応がない」「情報の入手に、ホームページやFAX、資料提示などが有効なので、使い方などの学習の機会がほしい」など意見や要望が出されています。

2 コミュニケーション支援の充実

- ・手話通訳・要約筆記の派遣事業はありますが、派遣できる内容が決められています。
- ・聴覚障害者が気軽に相談できる場が不足しています。
- ・知的障害者のコミュニケーション支援については、一人ひとりの状況に差があり、共通の支援は難しいものの、ピクトサインや絵カードの活用など、ある程度誰もが分かりやすい情報提供の方法については、社会のいろいろな場面でもっと活用していく必要があります。
- ・各種会合や広報誌などで、知的障害のある人の社会への参画を意識した配慮が不十分となっています。会議でのコミュニケーションサポーターの配置などが必要になっています。
- ・多くの知的障害のある人にとって、文字や話し言葉の理解が困難ということに加えて、大量の情報の中から必要な情報を取捨選択することが困難なため、インターネットや携帯電話など、便利であるはずの情報媒体が知的障害者の財産を奪う道具になってしまっています。身近にいる人がきちんとした情報を個々に分かりやすく伝えていく必要があります。

後の施策の方向性（10年後の目標）

1 情報提供方法の改善

- ・障害のある人に対する情報保障のための行政の配慮についてのガイドラインを作成し、公共施設で実施していきます。
- ・個別のニーズに応じた情報提供の方法等を把握し、音声誘導装置・誘導ブロック・触知案内板の設置、長野市で発行するパンフレットや広報誌のS Pコードの推進、点訳、音訳ボランティア養成事業の実施、視覚障害者でも簡単に利用できるホームページの構築、緊急を知らせるパトライト、字幕情報設備の整備、カメラ付きエレベーターの設置などを目指していきます。
- ・公共施設のパンフレット等にトイレの情報（車いす対応、オストメイトなど）やスロープの有無などについての記載を推進します。

- ・拡大文字や読み上げソフトに対応し、また、ルビや図、イラストの利用、わかりやすい表現などを取り入れたホームページづくりを推進します。
- ・連絡先一覧表には、できるだけ、電話とファックスの両方を併記します。
- ・障害のある人の意見・要望を聞きながら、利用者の方が使用しやすいサービスガイドブックの作成を目指します。
- ・点字広報の発行、配布を継続するとともに、今後は、障害福祉関係者と連携して、配布希望者の把握を適時行なっていきます。また、市ホームページでは、今後もアクセシビリティに配慮しながら、掲載内容の充実を図っていきます。

2 コミュニケーション支援の充実

- ・手話通訳・要約筆記者を養成し、人材を確保するとともに、市が主催する講演会には、できるだけ手話通訳者を配置し、障害のある人がコミュニケーションできる環境を整えていきます。
- ・公共施設、街角、大型店舗などへのピクトサインの設置や写真による案内など視覚支援の充実や、コミュニケーションボード・コミュニケーションカードの普及を図り、分かりやすい公共サービスの仕組みをつくります。
- ・当事者の権利を守るために支援するアドボケイトやファシリテーターの育成を推進するほか、相談支援事業を充実し、権利擁護システムを構築していきます。

主な事業

区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	サービスガイド発行	・障害者福祉制度やサービス内容を記載したS Pコード付のサービスガイドブックを年7,000部印刷し、手帳所持者及び施設等支援関係者に配布しています。	障害福祉課
継続	点字広報、長野市公式ホームページ	・「点字広報」は、広報ながのの掲載内容を点訳して発行し、配布希望者に送付しています。また、「長野市ホームページ」では、文字の大きさや配色の変更、音声読み上げソフトへの対応など、障害に関係なく誰もが利用しやすいよう、アクセシビリティに配慮して作成しています。	広報広聴課
継続	点字図書・録音図書(C D・カセットテープ)の貸出し、拡大読書器の設置、対面朗読	・北信地域に在住又は長野市内に通勤通学する視覚障害の方に、点字図書・録音図書を郵送で貸出しています。 ・弱視の方の利用に拡大読書器を2台設置しています。また、来館の視覚障害者に対してボランティアによる対面朗読を実施しています。	長野図書館

ボランティアによる対の様子



区分	主な事業	事業の内容及び課題	担当課
継続	手話通訳者・要約筆記者パソコン要約筆記者派遣事業 手話通訳・要約筆記通訳者養成事業 聴覚障害者向け相談事業 要約サポーター養成事業	<ul style="list-style-type: none"> 長野市に在住する聴覚、音声機能又は言語機能に障害のある方に対して手話通訳者及び要約筆記者、パソコン要約筆記者を派遣しています。 手話通訳者等派遣事業の範囲の検討、聴覚障害者情報センターに相談業務の機能の設置、発達障害など言葉より視覚からの情報がわかりやすい子に対する支援サポーターなどが課題となっています。 	障害福祉課

新 事業

主な事業	事業の内容	担当課
情報バリアフリー事業	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対する情報保障のための行政の配慮についてのガイドラインを障害種別に作成、マニュアル化し、公共施設で実施します。 ニーズに応じた情報提供の実施 	障害福祉課
点訳・音訳ボランティア養成事業	ボランティアグループの支援のため点訳・音訳ボランティアの養成を推進します。	厚生課（社協）



あらゆる世代に応じた点 図 が充実

ピクトサインとは、イラストでわかりやすく表現されたサインのことです。 公共施設でよく目にすることができます。 わかりやすくすることが大切で、素材、デザインを統一することで、施設自体の統一性も生まれます。

アクセシビリティとは、(accessibility) アクセスのしやすさのこと。 情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、とくに障害者や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すものである。

S P コード (エスピーコード) とは文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用の読み取り装置をあてると音声で文字情報を聞くことができる。

付 屬 資 料

1 援護対策・障害者福祉サービスの利用状況

(1) 援護対策

①更生医療給付状況

区分 年度	人員 (人)	金額 (千円)
平成 16 年度	253	41,700
17	268	40,652
18	271	27,873
19	216	119,248
20	196	101,538
21	191	88,586

②補装具(者)交付状況

区分 年度	盲人 安心杖	眼鏡	補聴器	義肢	装具	車椅子	ストマ 用装具	その他	計 (件)	給付額 (千円)
平成 16 年度	8	13	165	40	86	227	2,508	90	3,137	71,260
17	13	12	191	48	112	288	2,700	100	3,464	84,701
18	12	9	193	42	89	250	2,028	193	2,816	75,932
19	21	15	188	35	107	222	0	34	622	46,304
20	10	6	171	42	113	221	0	26	589	46,873
21	13	17	183	34	115	206	0	21	589	44,082

平成 18 年のストマ用装具は 9 月末までの受付分。10 月以降の受付分は日常生活用具給付へ移行。

③補装具(児)交付状況

区分 年度	盲人 安心杖	眼鏡	補聴器	義肢	装具	車椅子	ストマ 用装具	その他	計 (件)	給付額 (千円)
平成 16 年度	0	3	69	0	46	63	36	405	622	34,724
17	0	4	50	1	58	57	48	410	628	28,891
18	0	3	69	0	64	67	18	328	549	39,069
19	0	4	52	2	52	46	0	26	182	22,006
20	0	5	54	0	75	45	0	31	210	24,462
21	2	1	62	2	60	63	0	47	237	34,446

平成 18 年のストマ用装具は 9 月末までの受付分。10 月以降の受付分は日常生活用具給付へ移行。

④日常生活用具給付状況

区分 年度	者		児	
	件数(件)	給付額(千円)	件数(件)	給付額(千円)
平成 16 年度	220	13,550	40	1,847
17	201	13,121	20	890
18	444	23,110	68	3,116
19	926	42,297	151	7,497
20	996	44,420	185	9,571
21	1,111	46,941	202	10,435

成 18 年 10 月より、日常生活用具給付等事業制度が変更。補装具より移行されてきた用具があり件数増加。

⑤手話通訳者・要約筆記者派遣状況

区分 年度	派遣件数			金額 (千円)
	手話通訳者	要約筆記者	計(人)	
平成 16 年度	650	115	765	3,037
17	569	79	648	2,725
18	593	69	662	2,723
19	637	122	759	3,352
20	944	113	1,057	4,744
21	838	124	962	3,855

⑥相談支援（ケアプラン・モニタリング）状況

区分 年度	ケアプラン	モニタリング	計 (人)	金額 (千円)
平成 17 年度	641	200	841	8,624
18	671	279	950	6,224
19	582	333	915	8,218
20	775	153	928	10,077
21	692	120	812	8,648

⑦福祉理容費助成状況

区分 年度	利用件数 (件)	助成額 (千円)	一件当たり助成額 (円)	助成対象回数
平成 16 年度	982	3,731	3,800	8 回限度
17	993	3,773	3,800	"
18	958	3,641	3,800	"
19	759	2,885	3,800	"
20	774	2,942	3,800	"
21	848	2,968	3,500	"

⑧障害者タクシー利用券交付状況

区分 年度	利用人員 (人)	金額 (千円)
平成 16 年度	2,948	34,854
17	3,175	37,168
18	3,266	37,114
19	3,437	37,867
20	3,528	38,619
21	3,631	39,461

⑨在宅障害者タイムケア事業

区分 年度	利用時間数 (時間)	金額 (千円)
平成 16 年度	27,006	21,023
17	38,519	29,560
18	44,461	33,830
19	18,915	14,234
20	20,530	15,655
21	21,787	16,133

平成 17 年度より精神障害者も含む。平成 18 年度までは障害児も含む

⑩障害児自立サポート事業

区分 年度	利用ポイント数	助成額 (千円)
平成 18 年度	8,866	8,020
19	82,517	77,136
20	95,220	88,942
21	96,059	88,896

平成 18 年度は外出サポートのみ

⑪移動支援事業

区分 年度	利用時間数 (時間)	金額 (千円)
平成 18 年度	5,778	7,735
19	15,172	20,639
20	20,237	28,027
21	22,007	37,664

平成 18 年 10 月開始

⑫補助犬助成事業

区分 年度	助成数 (頭)	助成額 (千円)
平成 16 年度	6	216
17	6	198
18	6	239
19	7	259
20	7	252
21	7	254

⑬自動車改造費助成事業

区分 年度	助成数 (台)	助成額 (千円)
平成 16 年度	9	900
17	15	1,458
18	10	1,000
19	20	1,787
20	23	1,966
21	23	2,097

⑭緊急通報システム装置設置状況

区分 年度	設置台数 (件)	金額 (千円)
平成 16 年度	57	1,888
17	50	1,694
18	50	1,586
19	42	1,348
20	40	995
21	36	850

⑮施設入所等保護者負担金援護事業

区分 年度	一部負担者数 (人)	金額 (千円)
平成 16 年度	92	698
17	97	777
18	83	1,145
19	79	961
20	73	639
21	72	392

⑯訪問入浴の派遣状況

区分 年度	実派遣世帯数	訪問延べ回数
平成 16 年度	17	763
17	16	787
18	16	897
19	19	1,055
20	20	1,085
21	17	1,082

⑯児童デイサービスの契約者数

区分 年度	長野市 愛の樹園	長野市篠ノ井 愛の樹園	遊びの教室 B e e	フランセーズ 悠児童 デ サービスセンター	ウィズ 発達支援センター	計
平成 16 年度	37	29	18			84
17	33	26	29	6	8	102
18	35	27	15	17	8	102
19	37	30	11	15	9	102
20	22	28	30	18	6	104
21	31	28	22	28	19	128

(2) 障害者福祉サービスの利用状況

サービス種類	年度	平成 20 年度			平成 21 年度		
		利用者数 (人)	時間・ 日数等	金額 (千円)	利用者数 (人)	時間・ 日数等	金額 (千円)
訪問系サービス		433	95,410 時間	289,569	447	104,819 時間	354,348
居宅介護		384	79,636 時間	252,158	390	86,796 時間	305,188
重度訪問介護		6	8,217 時間	12,873	7	7,284 時間	14,853
行動援護		43	7,557 時間	24,538	50	10,739 時間	34,307
重度障害者等包括支援		0	0 人月	0	0	0 人月	0
日中活動系サービス		807	133,633 日	884,373	896	160,566 日	1,151,645
生活介護		242	35,725 日	319,811	282	48,203 日	453,800
自立訓練(機能訓練)		16	2,895 日	14,831	16	3,316 日	19,977
自立訓練(生活訓練)		40	9,257 日	61,988	35	7,186 日	51,287
就労移行支援		145	29,011 日	224,040	105	22,781 日	191,339
就労継続支援(A 型)		56	11,983 日	55,100	61	13,778 日	71,615
就労継続支援(B 型)		234	38,372 日	170,061	313	57,476 日	296,744
児童デイサービス		74	6,390 日	38,542	84	7,826 日	66,883
短期入所		97	5,991 日	45,552	100	6,366 日	43,897
療養介護		9	108 人月	24,731	8	101 人月	24,122
居住系サービス		270	3,223 人月	228,325	332	3,624 人月	319,124
共同生活介護		183	2,144 人月	177,063	244	2,533 人月	260,822
共同生活援助		87	1,079 人月	51,262	88	1,091 人月	58,302
施設入所支援		42	477 人月	31,887	79	761 人月	66,141
旧法施設支援費(入所)		343	4,282 人月	967,860	315	3,846 人月	900,084
旧身障入所更生施設		2	24 人月	4,747	1	1 人月	162
旧身障入所療護施設		55	675 人月	220,388	43	527 人月	174,802
旧身障入所授産施設		49	600 人月	106,836	47	560 人月	108,501
旧知的入所更生施設		198	2,481 人月	532,255	189	2,314 人月	519,238
旧知的入所授産施設		39	502 人月	103,634	35	444 人月	97,381
旧法施設支援費(通所)		147	1,763 人月	255,962	159	1,799 人月	260,755
旧身障通所更生施設		0	0 人月	0	0	0 人月	0
旧身障通所授産施設		20	251 人月	19,549	19	237 人月	19,026
旧知的通所更生施設		27	323 人月	48,388	35	374 人月	57,118
旧知的通所授産施設		100	1,189 人月	188,025	105	1,188 人月	184,611
小計(新体系サービス)		1,658		1,504,437	1,862		1,959,277
小計(旧体系サービス)		490		1,223,822	474		1,160,839
サービス利用計画作成費		33	360 人月	3,255	35	393 人月	4,544
その他の費用		343		71,395	354		71,620
特定障害者特別給付費		343	4,351 人月	69,003	354	4,142 人月	67,696
高額障害福祉サービス費			343 件	2,392		554 件	3,924
総計		2,524		2,802,909	2,725		3,196,280

2 障害者に関するマークについて

で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。
皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

名 称	概 要 等	連絡先
【障害者のための国際シンボルマーク】	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障害者を対象」としたものではありません。</p> <p>特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	<p>○順 不 同</p> <p>財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 http://www.jsrpd.jp/</p> <p>TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523</p>
【身体障害者標識】	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に警笛せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL : 03-3581-0141(代)</p>
【聴覚障害者標識】	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に警笛せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課</p> <p>警察庁 TEL : 03-3581-0141(代)</p>
【盲人のための国際シンボルマーク】	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。</p> <p>視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。</p> <p>信号機や国際点字部便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。</p>	<p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 http://homepage2.nifty.com/weblind/</p> <p>TEL : 03-5291-7885</p>

名 称	概 要 等	連絡先
【耳マーク】 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p> <p>聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願ひいたします。</p>	<p>社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会 http://www.zennancho.or.jp/</p> <p>TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046</p>
【ほじょ犬マーク】 	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願ひいたします。</p>	<p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立 支援振興室</p> <p>TEL : 03-5253-1111(代) FAX : 03-3503-1237</p>
【オストメイトマーク】 	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための證識があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内説明プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願ひいたします。</p>	<p>社団法人 日本オストミー協会 http://www.joa-net.org/index.htm</p> <p>TEL : 03-5670-7681 FAX : 03-5670-7682</p>
【ハートプラス マーク】 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。</p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近隣での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願ひいたします。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 http://www.normonet.net/p/h-plus/</p> <p>TEL : 060-5203-0261</p>